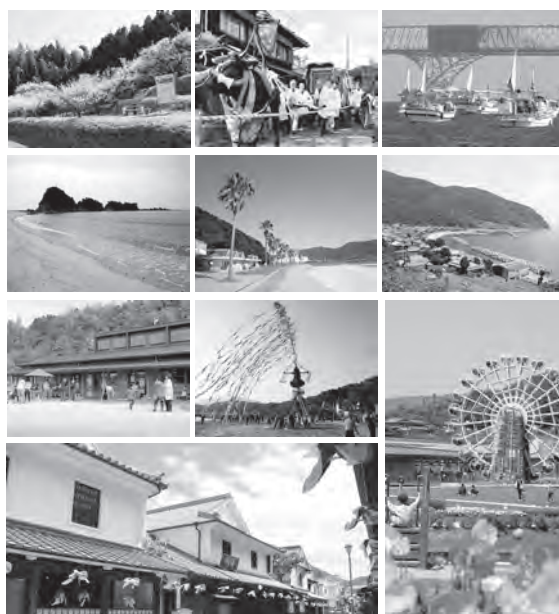


第2次柳井市総合計画

市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井
～柳井で暮らす幸せを実感できるまちをめざして～



柳井市

ごあいさつ

本市は、平成17年2月の柳井市と大畠町の合併により誕生し、平成19年3月には新たなまちづくりの指針となる第1次柳井市総合計画を策定しました。それから今日まで、市民の皆様の知恵と工夫、参加をいただきながら、教育、医療・福祉、雇用、防災などの生活基盤等の維持・充実に努めてまいりました。

策定から10年が経過した今日、平成19年当時と比較して、本市の人口は、約36,000人から約33,000人に減少し、少子化・高齢化も進んでいます。加えて、大規模自然災害への備えや地域経済の維持など、多くの課題が山積し、解決すべき課題は多様化・複雑化しています。こうした中、基礎自治体の果たすべき最も重要な役割は、こうした困難な時代を乗り越え、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくことであると考えています。

現在、本市では、人口減少から生じる諸課題を克服すべく、子育て環境の充実、企業誘致や地域産業の振興による雇用の創出等に努めるとともに、市が有する豊かな自然と便利な居住環境、自然災害の少なさなどを、全国に向けて情報発信し、移住の増加を図る新たな取組も進めています。今後も、積極的にチャレンジするとともに、市民の安全・安心な暮らしを維持するための施策を展開し、適切な市民サービスを提供することを、行政の不変の使命としながらも、全国的な人口減少社会においては、市民の皆様お一人おひとりが地域の課題を自分のこととして捉え、自らがそれぞれの地域で「わたしも一役」の思いで活躍していただくことが、真の意味で「底力と魅力のあるまち」の実現につながるものと確信しています。

この度の第2次総合計画における将来都市像は、「市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井～柳井で暮らす幸せを実感できるまちをめざして～」としています。地域における「参加」は、人と人とを新たに結び、人のつながりを更に強固にするものです。まずはそれぞれの地域から、そして市全体で、参加による市民と市民、市民と行政の協働のまちづくりを進め、そのことによって、多くの方々に「柳井で暮らす幸せ」を実現・実感していただくために、市民の力を核に据えた本計画を着実に推進してまいります。引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

平成29年3月

柳井市長

井原健太郎



目次

序論

第1章	計画策定にあたって	7
第1節	計画策定の背景と目的	7
第2節	計画の役割	7
第3節	計画の構成と期間	8
第2章	これからのまちづくりに向けて	9
第1節	社会の潮流	9
第2節	厳しい財政状況	12
第3節	市民の評価と意向～市民意識調査の結果の概要～	14

基本構想

第1章	柳井市のめざす将来都市像	23
第1節	目標年次	23
第2節	まちづくりの理念とめざす将来都市像	23
第2章	計画を推進していくために	24
第1節	協働して進めるまちづくり	24
第2節	行政マネジメントシステムの機能強化	25
第3章	まちづくりの基本目標と基本施策	26
第1節	これからの自治体経営	28
第2節	人権・子育て・教育	30
第3節	健康・福祉	32
第4節	安全・都市基盤	34
第5節	環境	36
第6節	観光・産業・文化	38
第4章	将来の人口	41
第5章	土地利用の基本的な考え方	43
第1節	本市の位置づけ	43
第2節	コンパクトなまちづくりの推進	44
第3節	将来都市構造	44

基本計画

基本目標 1 これからの自治体経営

① 市民の力	5 0
② 市民参画	5 2
③ 情報化	5 4
④ 交流・連携・定住	5 6
⑤ 行財政運営	5 8
⑥ 危機管理	6 0

基本目標 2 人権・子育て・教育

① 人権・男女共同参画	6 4
② 児童福祉	6 6
③ 青少年育成	6 8
④ 学校教育・高等教育	7 0
⑤ 生涯学習	7 4
⑥ スポーツ・レクリエーション	7 6

基本目標 3 健康・福祉

① 地域福祉	8 0
② 健康・保健	8 2
③ 医療	8 4
④ 高齢者福祉	8 6
⑤ 障がい者福祉	8 8
⑥ 社会保障	9 0

基本目標 4 安全・都市基盤

① 防災・消防	9 4
② 防犯・交通安全	9 8
③ 土地利用・都市構造	1 0 0
④ 住宅・住環境	1 0 2
⑤ 道路・交通	1 0 4
⑥ 上下水道	1 0 8

基本目標 5 環境

① 景観	1 1 2
② 緑化・公園	1 1 4
③ 環境保全	1 1 6
④ 循環型社会	1 1 8
⑤ 環境美化・環境衛生	1 2 0

基本目標 6 観光・産業・文化

① 観光	1 2 4
② 商業・サービス業・工業	1 2 8
③ 農業・林業・水産業	1 3 0
④ 企業誘致・創業支援	1 3 4
⑤ 雇用・勤労者福祉	1 3 6
⑥ 消費生活	1 4 0
⑦ 文化・国際交流	1 4 2

附属資料

1 柳井市総合計画審議会条例	1 4 6
2 柳井市総合計画審議会委員名簿	1 4 7
3 柳井市総合計画策定に関する規程	1 4 8
4 計画策定の経過	1 5 0
5 諮問・答申	1 5 2
6 総合計画を補完する分野別計画	1 5 4
7 用語解説	1 5 5
8 S D G s の達成に向けた施策の推進	1 6 2

序論

第1章 計画策定にあたって P. 7

第2章 これからのまちづくりに向けて P. 9

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

本市は、平成17年2月に柳井市と大畠町による1市1町の合併を踏まえ、平成19年3月に新たなまちづくりの指針となる第1次柳井市総合計画を策定しました。この第1次計画では、新しい市の誕生を「新時代の地方自治運営に向けた出発点」と位置づけ、「健康で、安心・安全な市民の暮らしを実現し、地方分権時代をたくましく生き抜くベンチャー自治体の創造と、助け合い・守り合いを大切にする、人にやさしい地域づくり」を基本理念と定め、「人が輝く・夢が生まれる・瀬戸内のふれあい元気都市～自主自立・参加と連携によるまちづかい～」を将来都市像に掲げ、その実現に取り組んできました。

近年の地方自治体を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行、消費型社会から循環型社会への転換、国際化や情報化の進展など、大きく変化しています。また、20年以上にわたる地方分権改革により、国、県からの権限移譲が進み、基礎自治体である本市の果たすべき役割と責任は、大きくなっています。

本市においては、税収の減少など、厳しい財政状況が続く中、こうした時代の変化に適応した行財政運営の下に、自主的・主体的な自治体経営を進め、豊かな地域社会を創造していくことが求められます。

そのためには、多様な市民ニーズに的確に対応しながら最適な公共サービスを提供し、持続可能な行財政運営を進めていくとともに、市民の力を最大限に生かした市民と行政との協働によるまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

第2次柳井市総合計画は、平成29年3月末の第1次計画の計画期間終了を受け、平成29年度以降の本市の新たなまちづくりの方向性を示すとともに、その着実な実現を図る長期計画として策定するものです。

第2節 計画の役割

この計画は、本市がめざす将来都市像と基本目標を示し、それをどのように実現していくかを明らかにするものです。また、行政のみならず市民、企業、地域等の多様な主体が共通の目的や課題の達成に向けて、協働してまちづくりを進めていくための指針ともなります。

なお、本市の各種の分野別計画は、原則として、この計画に則するものとします。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成します。

(1) 基本構想

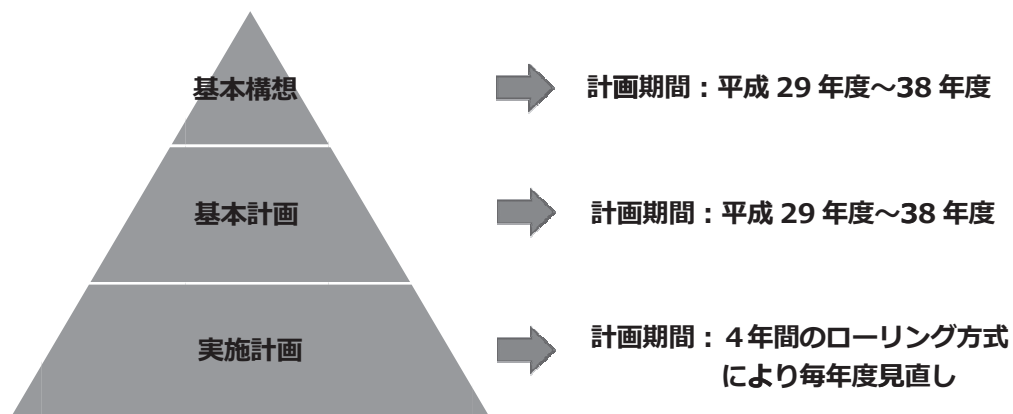
本市のめざすべき将来都市像と基本目標を定め、これらを実現するために必要な基本施策を示します。計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像や基本目標の実現を図るための計画です。基本施策ごとに今後の展開方針や主な取組などを明らかにします。計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、必要に応じ見直しを行うものとします。

(3) 実施計画

基本計画に基づき、事業を計画的かつ効率的に実施するための具体的な計画です。計画期間は当該年度を含む4年間とし、社会経済情勢の変化に即応するため、毎年度ローリング方式により見直しを行うものとします。



第2章 これからのまちづくりに向けて

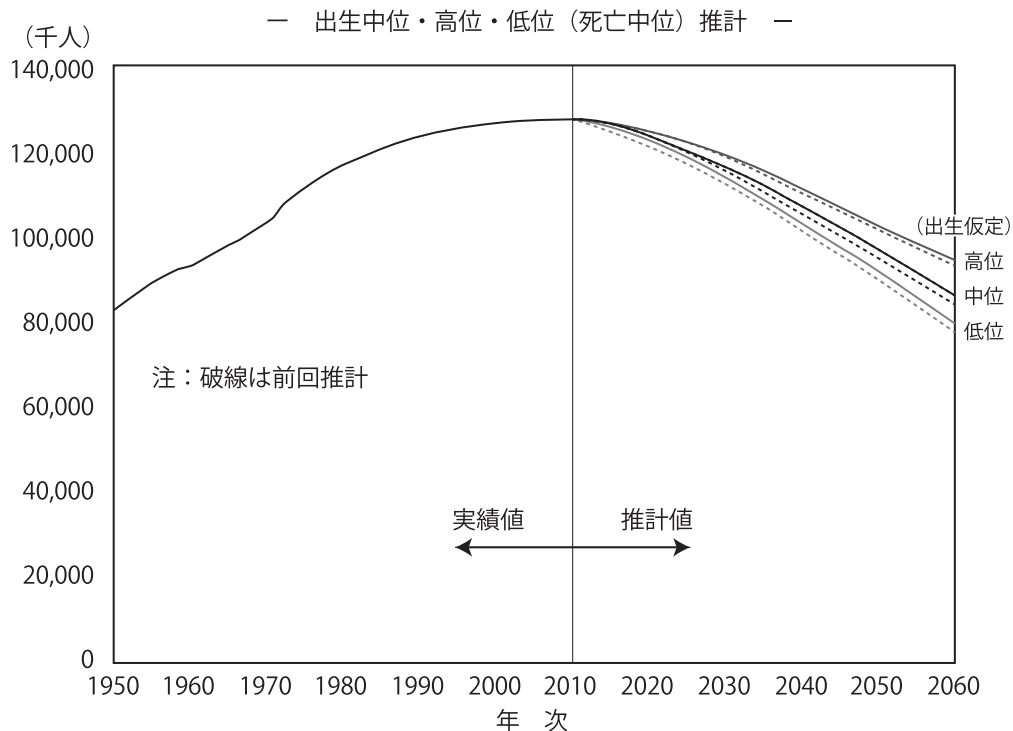
第1節 社会の潮流

地方自治体を取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。こうした動きは、社会の潮流としてまちづくりに様々な課題を提起しています。

(1) 人口構造の変化

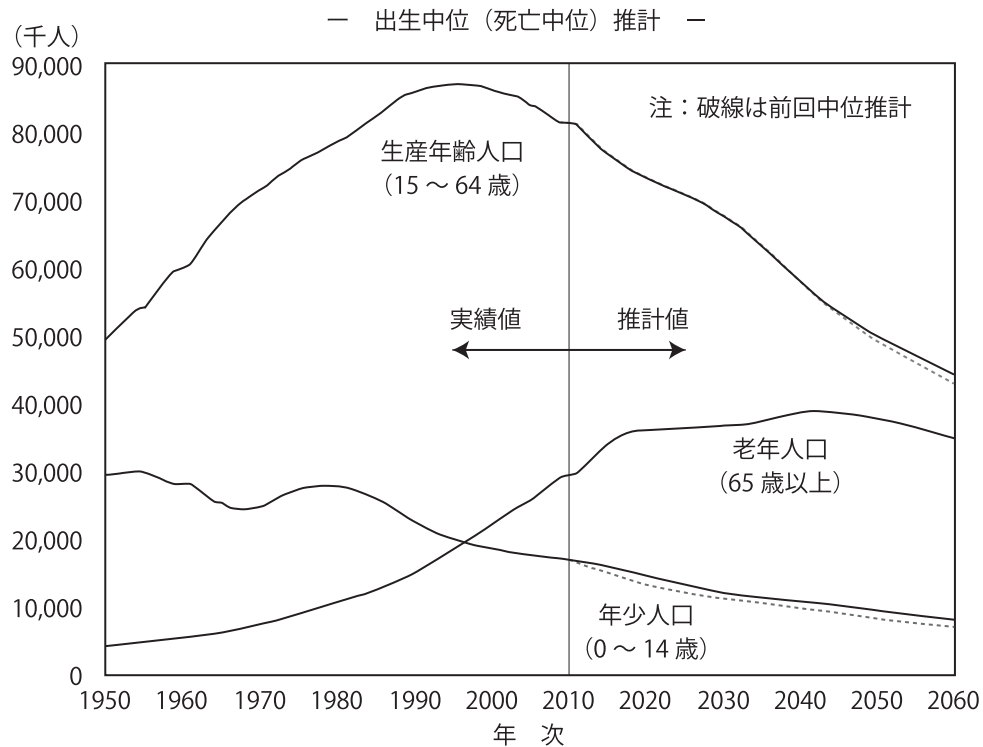
わが国は、本格的な人口減少の時代を迎え、少子化や高齢化もより一層進行し、人口の構造が大きく変化しています。特に生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少は、産業・経済面や税収、社会保障制度などに深刻な影響を与えるとともに、地域コミュニティの活力低下も懸念されます。こうした課題へ対応し、将来にわたり持続可能な活力あるまちづくりを進めることが必要になっています。

<総人口の推移>



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

＜年齢3区分別人口の推移＞



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

（2）地方分権の進展と多様な主体によるまちづくり

地方分権改革は、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年以上にわたり進められてきました。この間、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）など、数多くの具体的な改革が行われ、基礎自治体である本市へも多くの事務や権限が移譲されました。今後も、地方分権が進む中で、市民にとって最も身近な基礎自治体の役割と責任は、ますます高まることとなります。また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、持続可能な行財政運営を進めていくためには、これまで行政が担ってきた公共サービスを、市民、企業、地域等の多様な主体がそれぞれの役割を持って当事者として参加し、協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

（３）循環型社会の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、環境保全と物質循環を阻害するだけでなく、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。国が平成 25 年 5 月に策定した第 3 次循環型社会形成推進基本計画では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目したリサイクル（R e c y c l e）に比べ取組が遅れている 2R（R e d u c e リデュース：廃棄物の発生抑制、R e u s e リユース：再使用）の取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R 国際協力の推進等を新たな政策の柱としています。また、平成 27 年 12 月にはフランス・パリにおいて平成 32 年以降にすべての国が協調して温暖化問題に取り組むための仕組みを示した新しい国際条約であるパリ協定が採択され、地球温暖化対策の歴史的な転換点を迎えています。

（４）高度情報化社会の進展

インターネットや携帯電話などの近年の I C T（情報通信技術）の飛躍的な発展は、生活利便性の向上とともに、産業の生産性を高め、人と人とのつながり方を変化させるなど、市民生活に大きな影響をもたらしています。

I C T サービスの利用者数は大幅に増えており、今後、一段と日常生活に浸透していくことが予想されます。これによって、情報の蓄積とその活用の促進による効率的で利便性の高い社会の実現が図られようとしています。一方、個人情報漏洩や個人情報の情報格差、ネット犯罪の増加など新たな問題への対応も一層求められています。

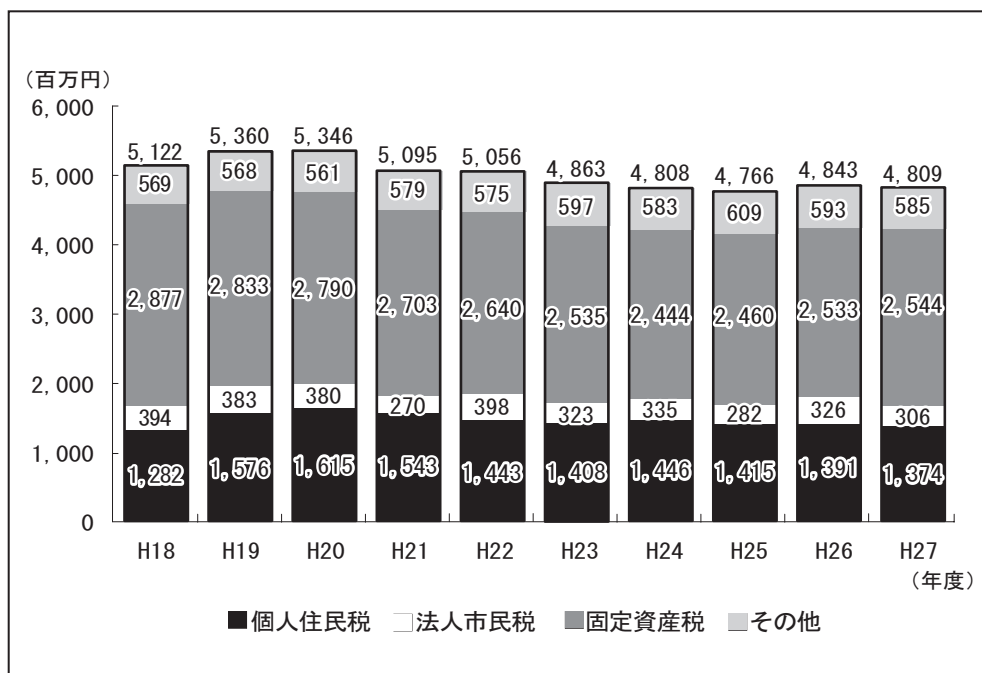
（５）地方創生への取組

東京一極集中に象徴される大都市部への人口流入が地方を衰退させ、2040（平成 52）年には全国の 896 市区町村が「消滅」の危機に直面するという、民間有識者団体「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」（座長・増田寛也元総務相）のレポートの衝撃は大きく、地方が直面する人口減少問題に対する社会の関心が高まるきっかけとなりました。一方、田舎暮らしを志向する人は若い子育て世代も含めて着実に増えてきており、都市からの移住・定住を求める「田園回帰」の動きは少しずつ広がっています。平成 26 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、わが国が直面する人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、地方と政府が一体となって取り組むこととしました。本市においても「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、「社会減」「自然減」の両面からの人口減少対策を講じた地方創生の取組を進めているところです。

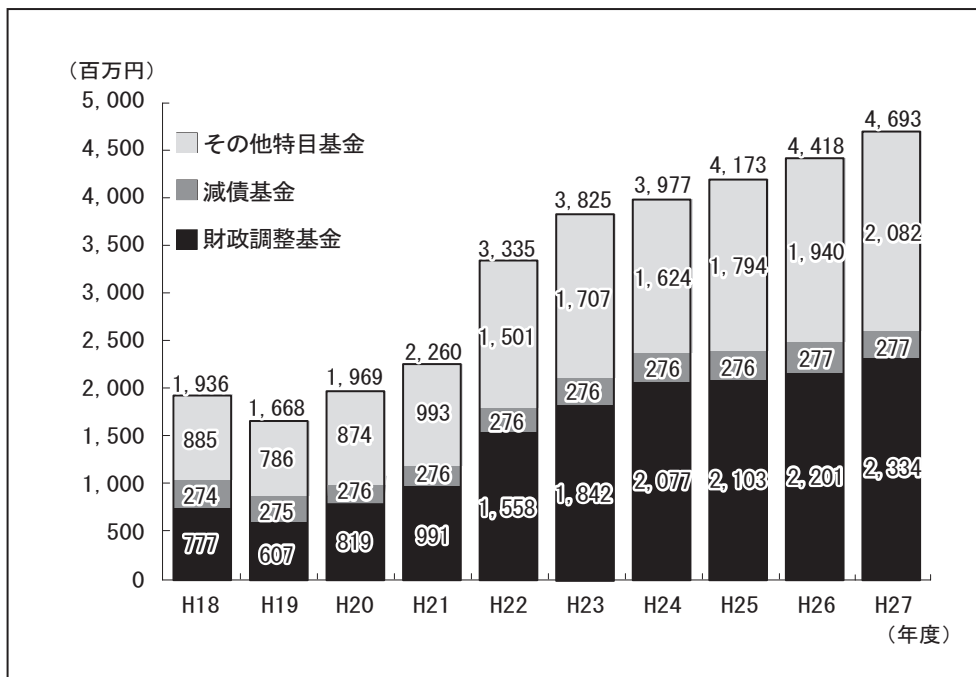
第2節 厳しい財政状況

本市は、地方交付税が段階的に縮減され、市税収入の大幅な改善も見込まれない中で、義務的経費である社会保障関係費の上昇、公共施設や水道、道路、橋りょうといった社会基盤の老朽化に伴う維持管理や更新費用等に要する経費の増大などにより、行財政改革に継続的に取り組み続けても、極めて厳しい財政状況が続くことが見込まれます。そのため、税収等の財源確保に努めつつ、歳入規模に見合った事業規模の再構築を図り、各種の財政指標に留意しつつ適正な財政運営を行っていくことが求められています。特に、公共施設等の老朽化対策については、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

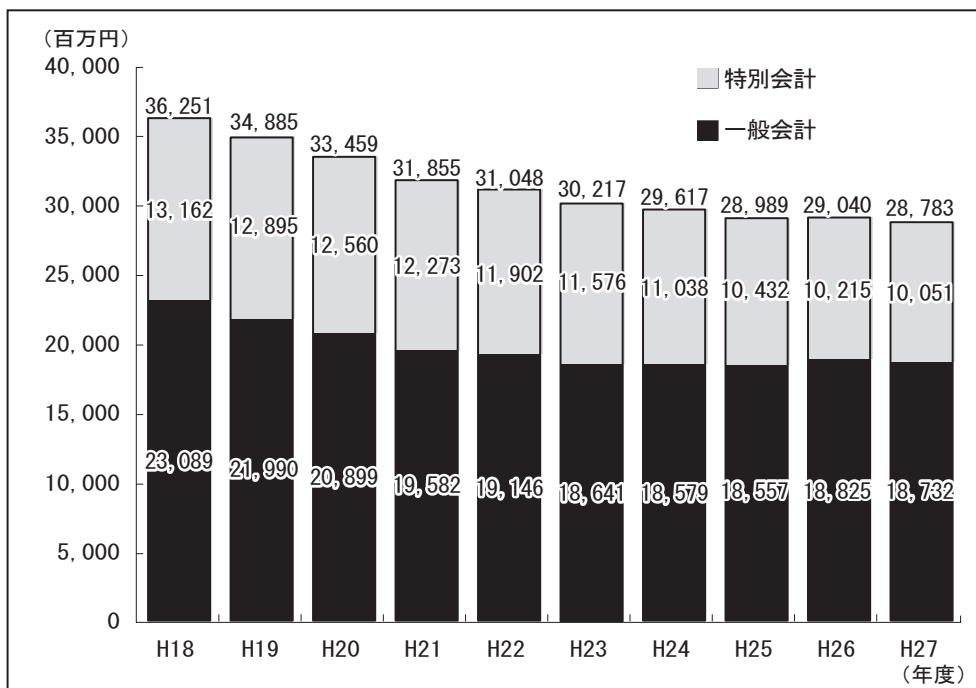
<市税の推移>



<一般会計の基金残高の推移>



<市債残高の推移>



第3節 市民の評価と意向 ～市民意識調査の結果の概要～

1 調査目的

第2次柳井市総合計画を策定するに当たり、第1次計画の進捗状況と市民ニーズを把握するとともに、現在抱える課題等を洗い出し、今後の取組を検討する基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

2 調査方法及び回答状況

平成27年6月1日時点における16歳から80歳未満の柳井市在住の男女3,600人を無作為に抽出し、郵送配布・回収により無記名によるアンケート調査を実施しました。

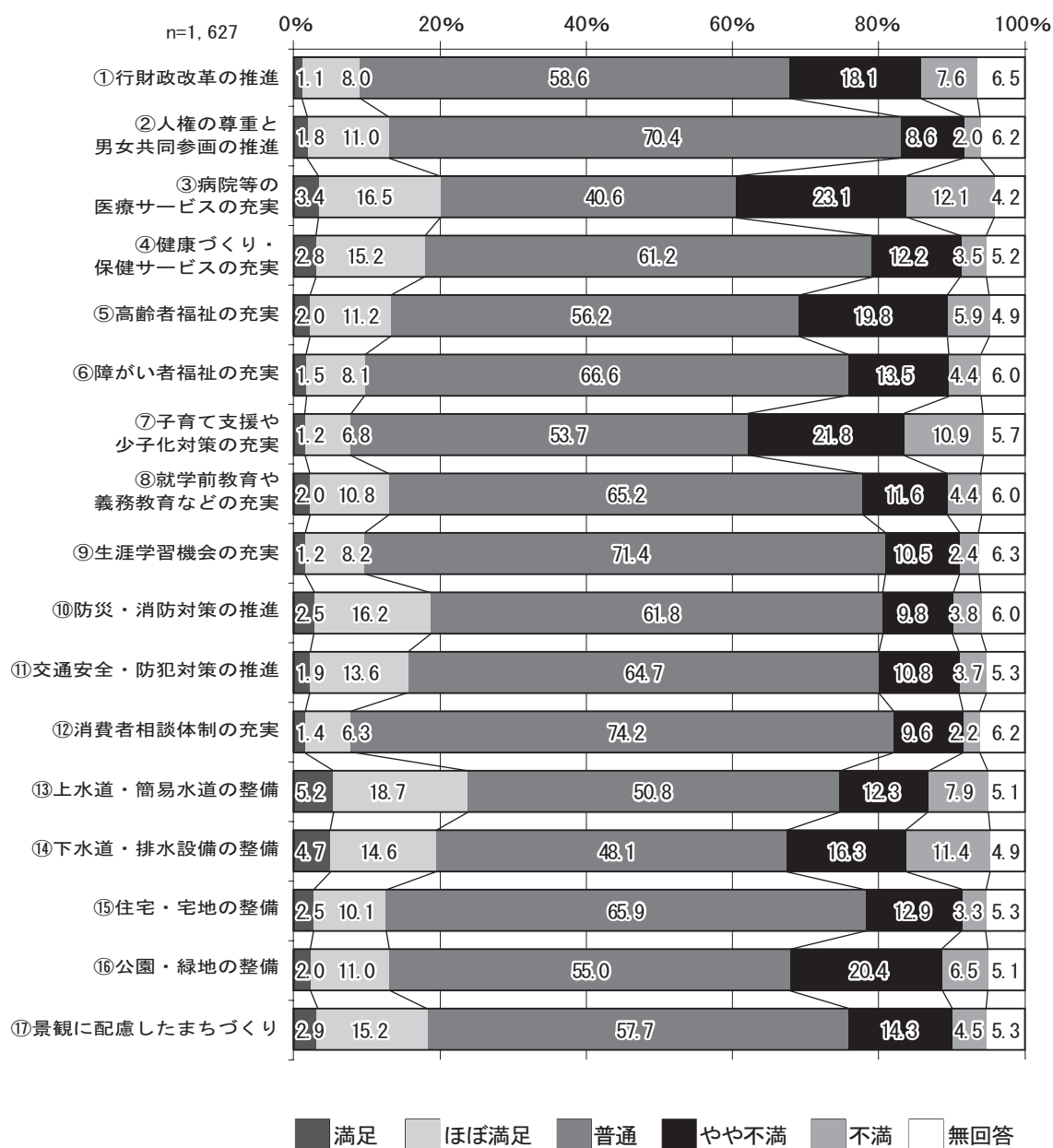
調査期間は、平成27年7月30日～平成27年9月18日であり、配布数3,600件に対して、1,627件の有効回収（有効回収率45.2%）を得ました。

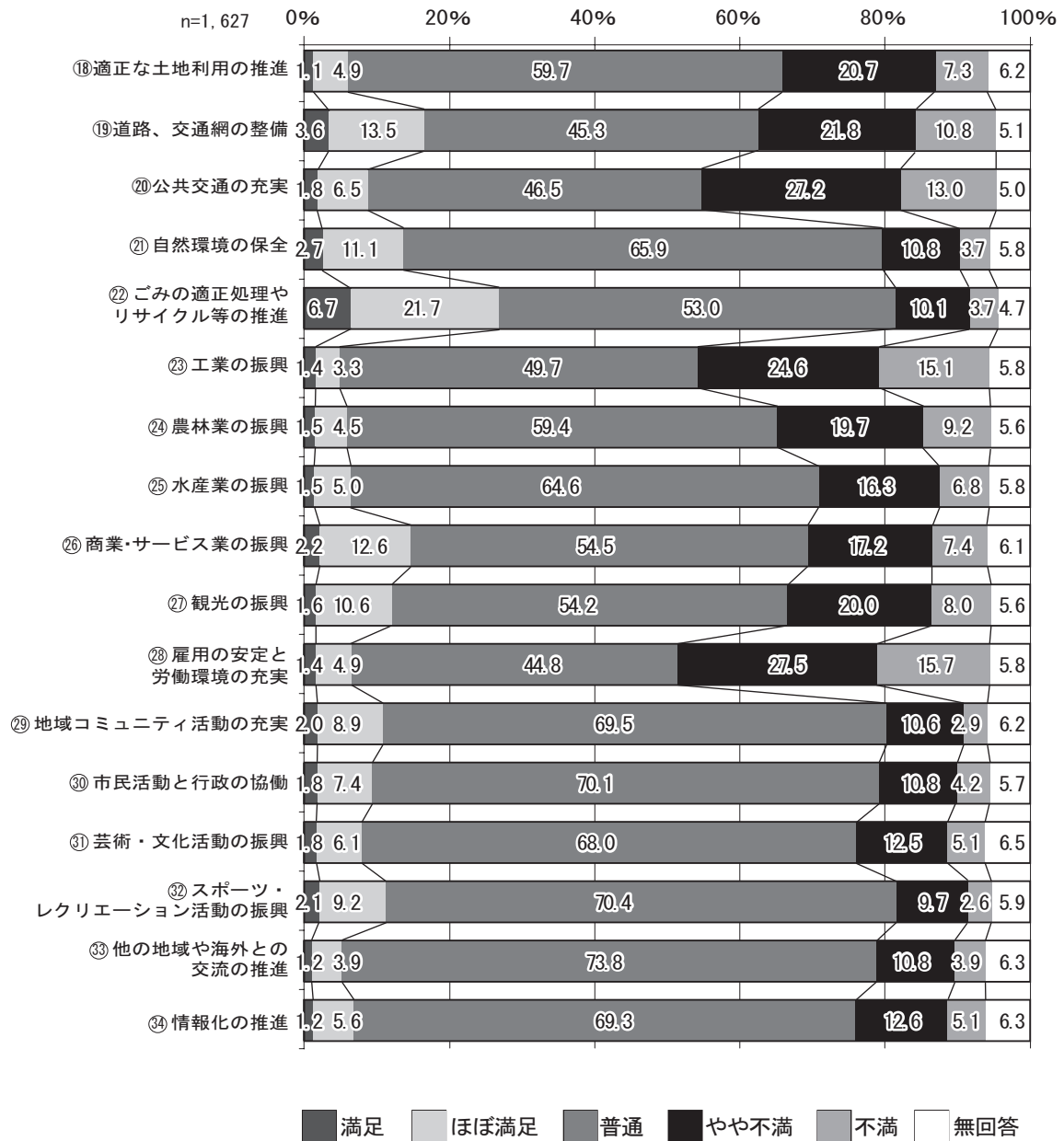
3 調査結果の見方等

- ・報告書中の「n＝」とあるのはパーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- ・算出されたパーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。
- ・本調査では、複数回答で質問している調査項目について、各選択肢を選んだ回答者数に対する全体の回答者数の除数を回答率としています。そのため、複数回答の回答率の合計は100.0%を超えます。

(1) 施策に対する満足度

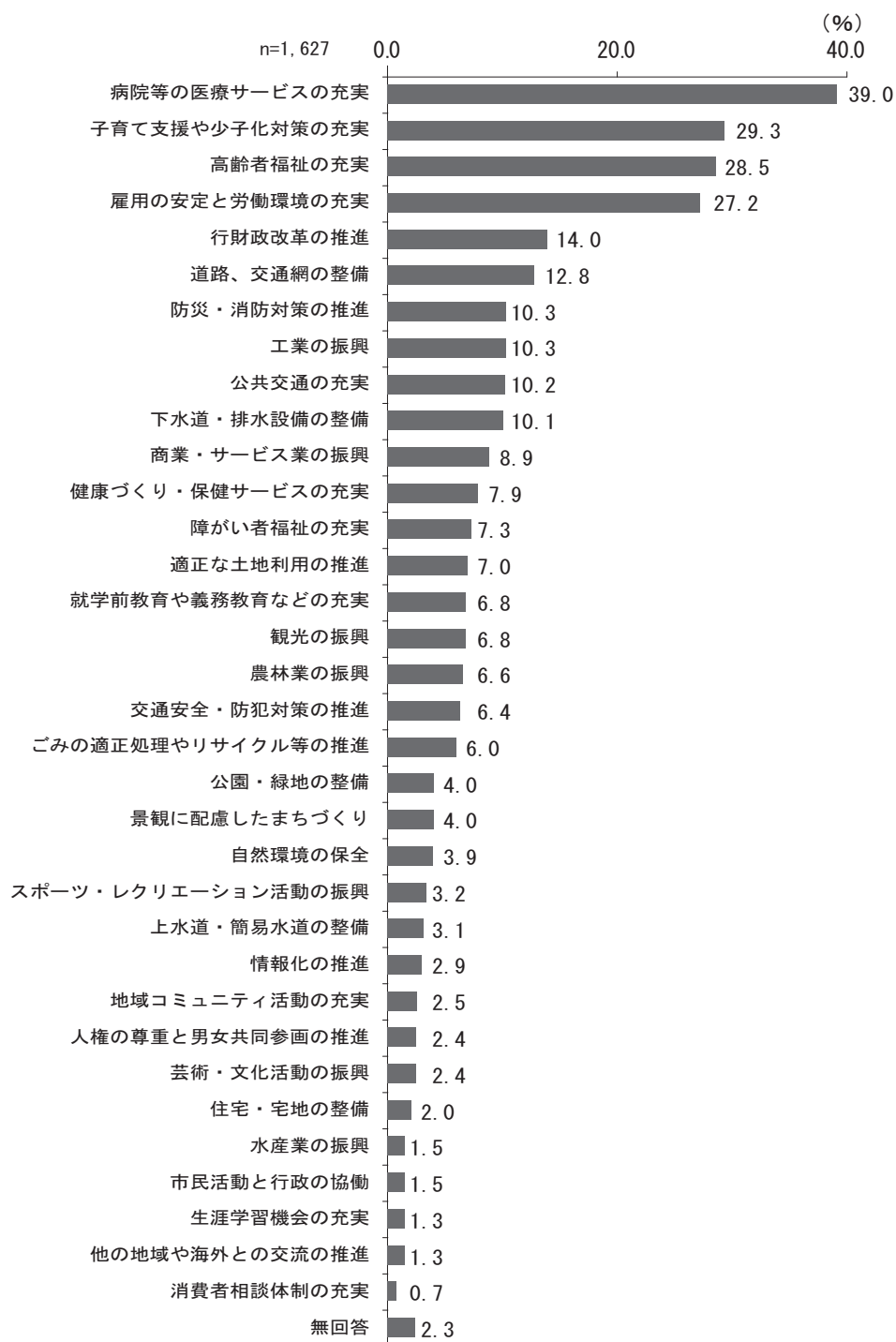
柳井市の取り組む施策について、「現在の満足度」を質問したところ、「ごみの適正処理やリサイクル等の推進」「上水道・簡易水道の整備」「病院等の医療サービスの充実」などについては、満足度が高く、「雇用の安定と労働環境の充実」「公共交通の充実」「工業の振興」などについては、満足度が低くなっています。





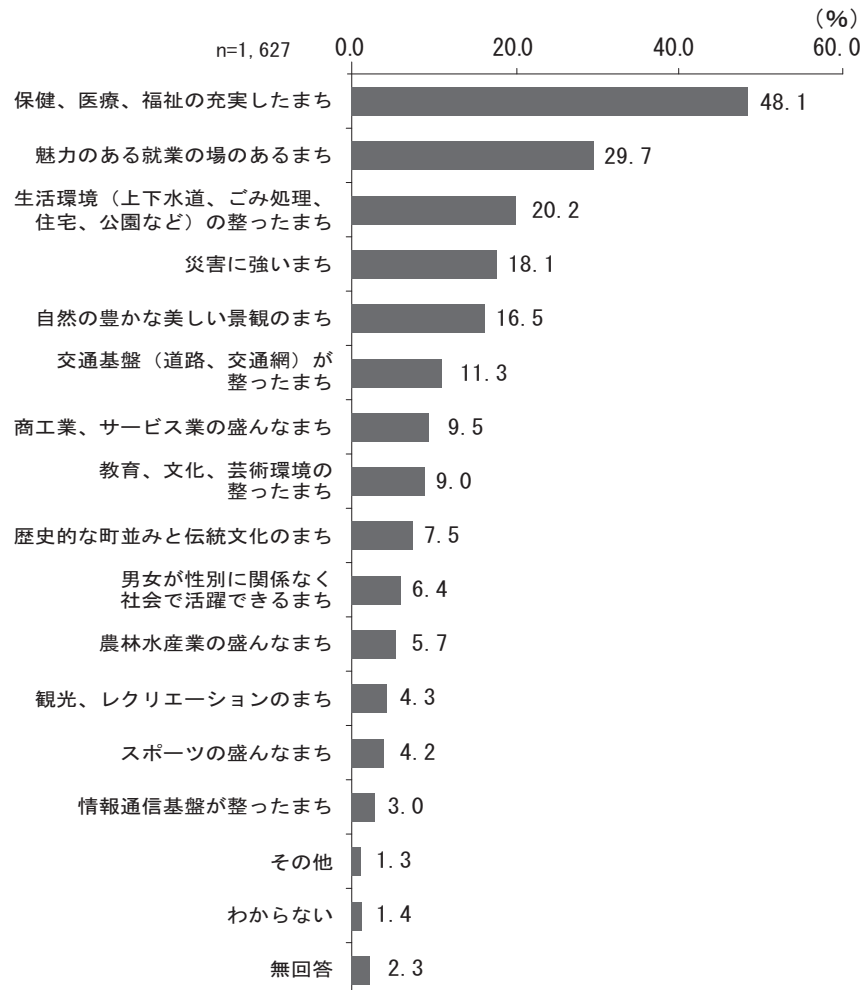
(2) 今後のまちづくりにおいて重要度が高いと思うもの

今後のまちづくりにおいて重要度が高いと思うものについては、「病院等の医療サービスの充実」が最も高く、ついで、「子育て支援や少子化対策の充実」「高齢者福祉の充実」などの順となっています。



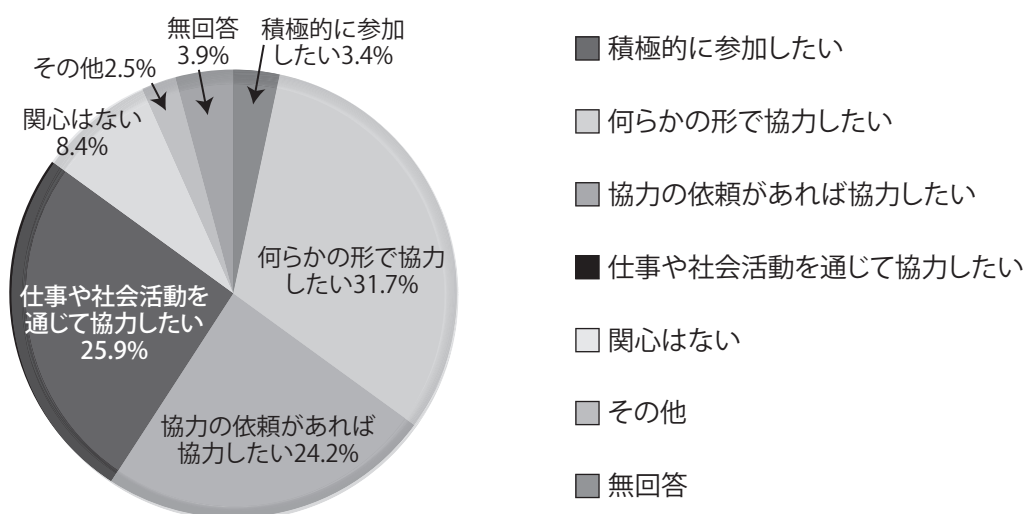
（３）理想とする 10 年後の柳井市の将来像

10 年後の柳井市の将来像については、「保健、医療、福祉の充実したまち」が最も高く、ついで、「魅力のある就業の場のあるまち」「生活環境（上下水道、ごみ処理、住宅、公園など）の整ったまち」などの順となっています。



(4) まちづくりに対する考え

これからのまちづくりに対する考えについて質問したところ、「何らかの形で協力したい」が最も高く、ついで、「仕事や社会活動を通じて協力したい」「協力の依頼があれば協力したい」の順となっています。



基本構想

第1章 柳井市のめざす将来都市像	P.23
第2章 計画を推進していくために	P.24
第3章 まちづくりの基本目標と基本施策	P.26
第4章 将来の人口	P.41
第5章 土地利用の基本的な考え方	P.43

第1章 柳井市のめざす将来都市像

第1節 目標年次

この基本構想は、平成38年度を目標年次とします。

第2節 まちづくりの理念とめざす将来都市像

本市は、白壁の町並みや茶臼山古墳、大畠瀬戸の渦潮、多島美を誇る瀬戸内海、緑豊かな里山などに象徴される美しい景観や豊かな自然環境に恵まれています。気候は、温暖多日照で比較的雨が少なく、過ごしやすい瀬戸内海型気候区に属しています。古くから水陸交通の要衝として知られ、江戸時代には、瀬戸内屈指の商都として繁華を誇り、営々と受け継がれてきた各地の伝統行事など、多くの有形無形の歴史的・文化的資産を有しています。また、明治維新の先覚者の一人である僧月性をはじめ、それぞれの時代・分野において傑出した才能を開花させた多くの人材が輩出するなど、様々な魅力と個性のあるまちです。

私たちは、これらの魅力や先人たちが築き上げてきた伝統と文化を受け継いで、次代に継承する責務を負っています。また、国を挙げた地方創生への取組が進む中、市民と行政が協働し、厳しい財政状況を克服して、自主自立のまちづくりを進めていかなければなりません。これからも、これらの貴重な財産を守り育てると同時に、誰もがいきいきと安心・安全に暮らせるまちであり、市民一人ひとりが個人として尊重され市民の力が最大限に発揮される自治体経営を確立するために、本市の将来都市像を次のように定め、3つのまちづくりの理念のもとその実現をめざします。

将来都市像

**「市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井
～柳井で暮らす幸せを実感できるまちをめざして～」**

まちづくりの理念

- 自分たちの暮らす柳井に愛着を持てるまちづくり
- 地域の支えあいと協働で進める市民主体のまちづくり
- みんなが安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくり

第2章 計画を推進していくために

総合計画を推進し、将来都市像の実現をめざすため、行政のみならず、市民、企業、地域等の多様な主体がそれぞれの役割を持って当事者として参加し、協働してまちづくりを進めていけるよう取り組みます。あわせて、行政マネジメントシステムの機能を強化し、効果的な運用を進めます。

第1節 協働して進めるまちづくり

(1) 市民主体の地域づくり

本格的な人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行により、地域コミュニティを形成し維持していく上で解決すべき課題は多様化してきており、行政だけで地域の課題にきめ細やかに対応することは難しくなっています。そのため、地域の住民自らが、地域におけるネットワークを広げながら、その地域のニーズや特性に応じて、主体的にまちづくりについて考え、課題を解決していく地域づくりが求められています。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、持続可能な社会を構築するためには、行政があらゆる公共サービスを担う従来型の行政運営から、市民、各種団体、事業者など地域社会を構成する多様な主体が結集し、それぞれが適切な役割を担いながら行政と協働してまちづくりを進めていく仕組みが必要になります。

今後、満足度の高い市政運営を実現するために、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを意識し、それぞれの地域で「わたしも一役」の思いで活躍できる「市民参加」の協働のまちづくりを進めていきます。

(2) 市民との情報共有と相互理解

協働のまちづくりを進めていくために、効果的な情報発信に努め、市民との情報共有を図ります。また、市民からの意見や評価を取り入れながら市政運営に努め、市民参画を進めていきます。

第2節 行政マネジメントシステムの機能強化

（１）行財政改革の取組

厳しい財政状況が続く中、市民の満足度の向上と持続可能な行財政運営を実現していくためには、限られた経営資源（人材・資産・財源・情報）を有効活用していく必要があります。そのために、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action）のPDCAサイクルを基本に、総合計画の進捗状況を管理し、実施計画の作成や予算の編成、行財政改革、行政の組織体制などが有機的に連動するように、行政マネジメントシステムの機能を強化します。

（２）広域的な連携

交通利便性の向上、就業・通学形態や生活様式の多様化などにより、市民の日常生活は、その行動範囲がますます拡大し、日常的に市域を越えて行われています。このため、災害対策や産業振興といった広域的な課題に対しては、市域だけでなく、近隣市町や他地域との密接な連携と協調を図りながら取り組んでいきます。

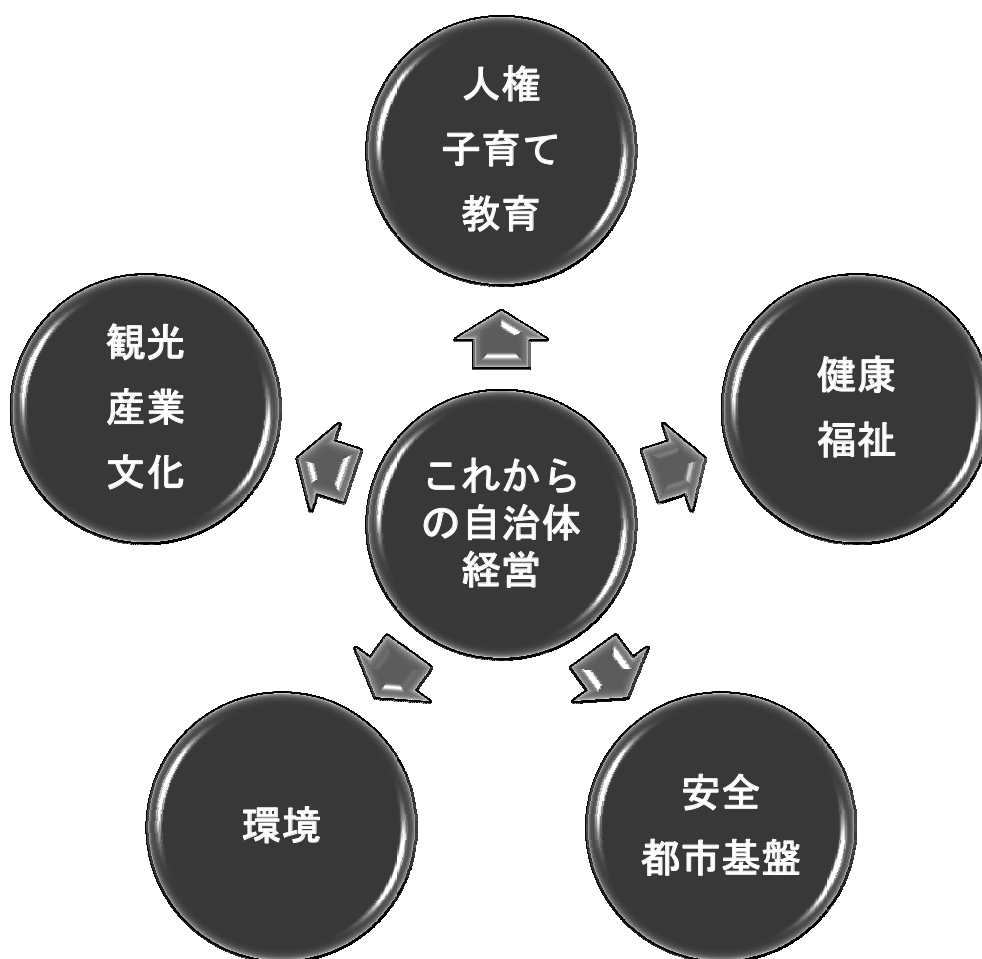
第3章 まちづくりの基本目標と基本施策

本市の将来都市像を実現するために必要なまちづくりの理念に基づき、めざすべきまちづくりを6つの基本目標として分類します。

市民の力を最大限に生かした「協働」を核とする「市民参加」のまちづくりを進めることにより、新しい「これからの自治体経営」を確立し、「人権・子育て・教育」「健康・福祉」「安全・都市基盤」「環境」「観光・産業・文化」の各分野に掲げる基本目標の実現を図ります。

そして分野ごとに、合計36の基本施策を掲げ、それぞれを横断的に連携させながら、効果的かつ効率的に施策を推進します。

<6つの基本目標>



＜第2次柳井市総合計画の体系 ～まちづくりのための6つの基本目標と36の基本施策～＞

1 これからの自治体経営 「市民の力」で支えあう 「市民参加」のまちづくり	1 市民の力	市民の力を生かし、持続可能な市民主体のまちづくりを推進します
	2 市民参画	市民参画による行政との協働の仕組みを取り入れた自治体経営を進めます
	3 情報化	情報通信技術(ICT)の活用を図り、電子自治体システムを構築します
	4 交流・連携・定住	都市間交流や広域連携を進め、地域活力の維持向上につなげます
	5 行財政運営	質の高い行政運営と健全な財政運営により、最適な公共サービスを提供します
	6 危機管理	あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できる体制の充実・強化を図ります
2 人権・子育て・教育 子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり	1 人権・男女共同参画	一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に輝く社会をめざします
	2 児童福祉	未来を担う子ども一人ひとりが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組みます
	3 青少年育成	次代を担う青少年の健全な心身の育成を地域全体で支えます
	4 学校教育・高等教育	「愛・夢・志をはぐくむ教育」を推進し、しなやかでたくましい子どもたちを育成します
	5 生涯学習	生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる環境を整えます
	6 スポーツ・レクリエーション	スポーツやレクリエーションを通じて、人と地域が元気なまちをつくります
3 健康・福祉 すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり	1 地域福祉	お互いに認めあい、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します
	2 健康・保健	市民の健康意識の向上と健康づくりを進めるとともに、保健対策の充実を図ります
	3 医療	保健・福祉分野との連携を図り、充実した医療サービスの提供に努めます
	4 高齢者福祉	いくつになってもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします
	5 障がい者福祉	障がいへの理解を深める取組を進め、共に暮らせる社会を形成します
	6 社会保障	必要な生活支援と医療などが受けられる社会保障制度を維持運営します
4 安全・都市基盤 災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり	1 防災・消防	市民の力を合わせ、防災・減災を進めるとともに消防力を強化します
	2 防犯・交通安全	まちぐるみ、市民ぐるみでの安全・安心の地域社会の構築をめざします
	3 土地利用・都市構造	住・職・学・遊・医などの生活機能がコンパクトに配置された都市を形成します
	4 住宅・住環境	すべての人が住み良さを実感できる居住環境をつくります
	5 道路・交通	快適で便利な道路空間づくり、交通ネットワークづくりを推進します
	6 上下水道	健康で快適な都市生活を支える施設整備と維持運営に努めます
5 環境 美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり	1 景観	心地よいと感じる景観を地域の財産として共有し、守り育てていきます
	2 緑化・公園	協働による緑化と花いっぱい、公園緑地の質的充実を図ります
	3 環境保全	環境への関心を高め、環境保全活動を推進します
	4 循環型社会	市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化に取り組みます
	5 環境美化・環境衛生	環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を創造します
6 観光・産業・文化 文化の香り高く、地域の活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり	1 観光	多様な地域資源の掘り起こしや連携を図り、観光振興による賑わいづくりを進めます
	2 商業・サービス業・工業	商工分野やサービス業における魅力ある事業者の取組を支援します
	3 農業・林業・水産業	若者や女性が就業する美しく活力ある農山漁村の実現をめざします
	4 企業誘致・創業支援	企業の誘致活動を強化し、働く場の創出に努めます
	5 雇用・勤労者福祉	雇用の確保と労働環境の充実に努めます
	6 消費生活	消費者の視点を大切にした取組を進めます
	7 文化・国際交流	歴史と伝統に育まれた地域文化を生かし、文化の振興や国際交流を展開します

第1節 これからの自治体経営

～「市民の力」で支えあう「市民参加」のまちづくり～

市が持続的に発展していくために、市民一人ひとりがそれぞれの地域で「わたしも一役」の思いで活躍できる「市民参加」のまちづくりを進めていきます。

市民一人ひとりが主役のまちづくりを実践し、市民の力を最大限に生かした市民と行政との「協働」を進めることで、持続可能な自治体経営と個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざします。また、協働によるまちづくりを進めるために、市民のまちづくりへの関心を高めるための情報発信を積極的に行うとともに、市民の意見を政策決定など市政に反映させるように、広聴の充実に努めます。

近隣自治体等との広域連携による共同事業の充実に努め、広域的課題の解決や交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、人口定住施策を推進します。

本市を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行、世界規模で変化する経済情勢など、大きく変化しています。こうした社会の変化に柔軟に対応しつつ、限られた財源・資源を十分に生かし、安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に提供されるように、地域の実情に応じたより質の高い行政運営、健全で持続可能な財政運営に努めます。

また、近年の大規模災害に端を発し、全国的に危機管理意識が高まる中、危機事象に対する備えの強化や発生後の早期回復が図られるように、危機管理体制を整えます。

①市民の力

市民が自分たちのまちに愛着を持ち、地域の課題に自発的かつ積極的に取り組み、助けあいや守りあいが実現できるように、コミュニティ組織の育成、人材の確保、活動の場づくりなどに努めます。また、自治会や市民活動団体、事業者、学校などが行う地域活動の充実ににより、「市民の力」を高めるとともに、市民の市民活動への参加機会の拡大と団体相互における交流連携の促進、市民と行政の協働等による持続可能な自治体経営の確立に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざします。

②市民参画

広報紙をはじめ、様々な情報媒体を有効に活用し、分かりやすく効果的に情報発信し、市民との情報の共有を図ります。また、市民参画による協働の仕組みを行政運営に積極的に取り入れ、市民の自主性と主体性のある活動を促進し、なお一層活力のあるまちづくりを進めます。さらに、広報広聴の充実などにより公正で開かれた市政の実現をめざします。

③情報化

市民がいつでも、どこでも、様々な分野でＩＣＴ（情報通信技術）を活用できるように取組を進めます。市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、情報通信ネットワークを整備するとともに、電子自治体システムを構築します。また、ＩＣＴの活用に当たっては、個人情報保護と安全性に十分な対策を講じるとともに、情報セキュリティの強化に取り組めます。

④交流・連携・定住

柳井地区広域圏内の市町をはじめ、近隣自治体や広島広域都市圏、松山都市圏などの自治体と連携を進め、広域的な課題への対応や交流人口の増加を図ります。人口減少の抑制や地域活力の維持・向上を図るため、移住定住人口の確保に向けて、企業、ＮＰＯ、同窓会等の民間組織と連携し、幅広い世代を対象としたＵＪＩターンを促進します。また、ＵＪＩターンの促進のために、広く住まいに関する情報提供・発信及び啓発を図るとともに、空き家の有効活用等に取り組めます。

⑤行財政運営

幅広い行政課題への的確な対応と、最適な公共サービスの提供、そして市民と行政が共に知恵を出しあい、持続可能な行財政運営を推進していくために、「柳井市行政改革大綱」に基づき、職員の意識改革と育成、行政マネジメントの機能強化、機能的な執行体制の整備充実、財政の健全化、市民参画とさらなる協働の推進などに取り組めます。

⑥危機管理

市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生ずるおそれがある災害、武力攻撃事態や事件・事故といった緊急事態等のあらゆる危機の未然防止に努め、危機の発生に対しては迅速に実効性のある対応を図ります。また、危機発生後の市民生活の早期回復と危機の再発防止に努めます。そのために、関係機関等との連携による危機管理体制の構築を図るとともに、市民及び事業者との連携を強化します。



市民と市長と気楽にトーク

第2節 人権・子育て・教育

～子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり～

市民一人ひとりが輝く社会を形成するため、子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民の人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

年齢、性別、国籍等を問わず、すべての人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進し、人権問題に積極的に取り組むとともに、男女が共にあらゆる分野に参画できる社会の実現を図ります。

子どもたちの自立への歩みを支援し、社会への適応力と豊かな心を育て、未来の担い手として健やかに成長できるような環境づくりを進めます。次代を担うかけがえのない子どもたちの成長を、保育所・幼稚園・学校・家庭・地域が連携して支えるとともに、学校を中心に様々な年齢層の市民が交流を深め、新たな絆を生み出すスクール・コミュニティによるまちづくりを進めます。

市民一人ひとりの生き方を大切に、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境を整えるとともに、人は地域の財産であるという認識のもと、学校教育や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等の推進による人材の育成と地域活性化を図ります。

①人権・男女共同参画

社会教育や学校教育などにおいて、人権教育や啓発活動等を積極的に実践し、市民の人権尊重の意識を高めるとともに、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。また、あらゆる分野において、個人の尊厳が侵されることのない行政運営に努めます。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、一人ひとりが個性と能力を発揮して、共に責任と喜びを分かちあえる男女共同参画社会の実現をめざします。配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を推進します。

②児童福祉

次代の社会を担う子ども一人ひとりが健やかに、いきいきと成長し、保護者が喜びを感じながら子育てができる社会の実現をめざし、保健・福祉・医療・教育の連携により、子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます。また、多様な子育てニーズに対応した子育て支援や、家庭や地域と連携した就学前教育の充実を図ります。

③青少年育成

家庭・学校・地域社会の連携を深め、次代を担う青少年の健全な心身の育成を図ります。また、豊かな人間性や社会性、倫理観を育めるように、学校教育や文化・スポーツ活動、地域ボランティア活動、国際交流など様々な活動を推進、支援します。

④学校教育・高等教育

未来を拓く子どもたちの育成のために、義務教育においては、児童生徒の基礎学力と学びに対する意欲を養うと同時に、安心してのびのびと学ぶことができる教育環境の充実を図ります。また、学校、家庭、地域等が連携協力しながら、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもの育成をめざします。

高等学校教育においては、義務教育で培った学力や個性をさらに伸ばすための教育環境の充実整備を県等の関係機関へ引き続き要請します。さらに、地域が求める人材を養成するための高等教育機関等の誘致に努め、地方創生の中心となる「ひと」の地方への回帰と定着を促進します。

⑤生涯学習

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会が得られる社会の実現をめざし、人材や各種グループの育成、施設の有効活用と整備に取り組みます。また、これまでの学習成果を地域づくりに生かすとともに、これらの活動を通して、市民が主体性を持ってまちづくりに参画することができる仕組みづくりを推進します。

⑥スポーツ・レクリエーション

スポーツを「する・観る・支える」の立場から、誰もがそれぞれの関心、適性及び健康状態等に応じて、「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しむことができるスポーツライフの実現に努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動を通して、人材育成や世代間及び地域間交流を推進し、地域活性化を図ります。



スポーツ・レクリエーションのつどい

第3節 健康・福祉

～すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり～

高齢者や心身に障がいがある人はもとより、すべての人が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

市民の健康意識を高め、健康づくりを推進するとともに、医療・保健・福祉の連携体制の強化を図ります。

高齢者が住み慣れた地域の中で、元気で生きがいを持って充実した生活を送ることができるように、介護予防対策を進めると同時に、地域社会の助けあいによる地域ネットワークづくりを図るなど、高齢者福祉の充実に努めます。

障がい者が地域社会で自立した生活を送ることができるように、障がい者福祉の充実に努めます。

低所得者の生活の安定を図るため、生活保障を必要とする人の実情に即した適切な支援や、国民健康保険事業などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

①地域福祉

市民一人ひとりが健康で、安心して暮らせるまちの仕組みをつくるために、高齢者、障がい者、子どもなどの当事者、地域住民、市民活動団体、行政、社会福祉協議会などの関係機関、サービス事業者などが協力し、官民一体となったきめ細かなサービス提供体制の整備を進め、市民総参加の地域福祉活動を展開します。また、保健・医療・福祉・地域の連携を進め、乳幼児期から高齢期までのあらゆるライフステージで、安心して良質の医療福祉サービスを受けることができる仕組みをつくりまします。さらに、ボランティア等の人材の養成や民間事業者の育成などに努めます。

②健康・保健

市民が生涯にわたり健康に過ごせるように、ライフステージに応じた健康意識の向上と健康づくりを推進します。検診などによる二次予防はもちろん、生活習慣の改善により発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。食育や体力づくりを推進し、乳幼児期からの健康的な生活習慣の獲得を進めます。地域においては、食生活の改善や身体活動習慣の定着を中心とした健康づくりのための地区組織活動を強化し、健康づくりの取組を拡大します。また、市民の健康づくりを支援するための環境整備に努めます。

③医療

市民が病状に応じて適切な医療が受けられるように、各医療機関の機能に応じた役割分担と相互連携を進めます。また、「かかりつけ医・薬局」の普及、救急医療体制や離島医療の確保、保健・福祉との連携強化などに努め、地域医療サービスの充実に努めます。

④高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けることができるように、介護予防対策をはじめ、認知症対策、介護サービスの充実、高齢者の生きがいづくり等を推進します。また、高齢者一人ひとりの状態等に応じた多様なサービスを切れ目なく提供できるように、医療、介護、福祉等のサービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービス事業者、行政関係者などとの連携や、地域社会での助けあいによる支援体制の構築をめざします。

⑤障がい者福祉

障がい者の療育体制や医療体制の整備を進めると同時に、障がいの種類に関わらず、必要とされるサービスを適切に受けることができるように、制度の充実を図ります。また、障がいのある人もない人も、すべての人が共に暮らせる地域社会を形成するため、障がいや障がい者についての正しい理解を深める教育や啓発などの取組を進めるとともに、社会参加や雇用の促進、福祉的就労の場の確保に努めます。

⑥社会保障

低所得者の生活の安定を図り、自立した生活を送ることができるように、生活保護制度等の社会保障制度を活用して、実情に即した適切な支援を行います。また、国民健康保険事業や介護保険事業などの社会保障制度が、市民から信頼される安定した制度として維持できるように、適切な運営に努めます。



にこにこ健康づくり

第4節 安全・都市基盤

～災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり～

近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震や、世界的な気候変動により増加傾向にある風水害等を想定した総合的な防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちをつくります。

地域活動や市民活動などと連携した防犯・交通安全対策を進め、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちをつくります。

都市としての安全性や利便性が高い良好な市街地の形成を図るために、多様な都市機能が効率的かつ効果的に配置されたコンパクトなまちをつくります。

住環境、地域交通網、上下水道などの生活基盤の整備を進めるとともに、高速交通体系へのアクセス向上に取り組み、快適で便利に暮らすことができるまちをつくります。

①防災・消防

市民の尊い生命や貴重な財産を守り、被害を最小限に抑えることができるように、地震・津波・豪雨・土砂災害などの自然災害や火災・大規模事故等に対応した防災体制の充実強化を図ります。また、防災訓練等の実施により、市民の防災・減災意識の高揚を図り、自主防災組織を核とした地域の共助体制の構築に取り組みます。消防・救急体制については、広域的な連携による消防及び救急・救助活動の強化と消防団活動の活性化を図ります。さらに、水害や山地災害、土砂災害等を防止するため、排水対策、河川改修、海岸高潮対策、砂防・地すべり防止、治山対策、危険ため池の改修などを進めます。

②防犯・交通安全

市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、警察など関係機関と連携しながら、市民の自主的な防犯活動や暴力追放運動の展開などを図り、犯罪のないまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備や交通危険箇所の解消など、道路交通環境の安全性の向上に努めます。

③土地利用・都市構造

住宅地、商業地、工業地、田園地などの土地利用の実態を考慮し、既成市街地を有効活用しつつ市街地の拡大を抑え、様々な都市機能がコンパクトに集約された都市構造への再編を進めます。また、都市としての安全性や利便性を高めるとともに、すべての人々が安心して生活できる、ゆとりと潤いのあるまちづくりのため、農林業振興施策との調整を図りつつ、都市計画の適正な規制誘導により地域の特性に応じた健全で合理的な土地利用を促進します。

④住宅・住環境

住まいづくりにおいては、高齢者や障がい者へ配慮しながら民間と行政の適切な役割分担のもと、良質な住宅・宅地の提供を促進します。また、市営住宅については、適切なストックマネジメントを行い、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を推進します。さらに、適切な管理が行われていない空き家等については、防災・衛生・景観面において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、必要な措置を適切に講ずるよう努めます。

⑤道路・交通

周辺都市への移動の利便性の向上や交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、山陽自動車道や空港、新幹線駅等の高速交通体系へのアクセス向上につながる地域高規格道路の整備促進を図るとともに、鉄道・港湾機能の充実を促進します。市民が日常的に利用する市道等については、必要性の高い箇所を重点的かつ計画的に整備し、安全性や利便性、快適性の向上を図ります。また、地域の実情にきめ細かく対応するため、地元住民との協働による「ふるさとの道づくり」等を推進するとともに、道路や橋りょうの管理を適切に行い、長寿命化を図ります。

さらに、駐車・駐輪対策や公共交通施設のバリアフリー化など良好な交通環境づくりに取り組むとともに、新しい交通システムの導入など地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。平郡島への離島航路については、定期船の適切な維持管理と経営改善に努めます。

⑥上下水道

市民に安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した管路や施設の更新と耐震化を行い、強靱で災害に強い水道施設の確立をめざします。また、健全な経営基盤を確立するため、適切な水道料金の設定や事業費の削減を図り、持続可能な水道事業の経営に努めます。平郡島の簡易水道については水質の向上と安定供給に努めます。

快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質を保全するため、污水处理施設の整備を進めます。整備に当たっては、人口動態等の社会情勢の変化を勘案しつつ、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定し実施します。下水道事業の経営に当たっては、公営企業会計へ移行し経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。



柳井市消防団消防操法大会

第5節 環境

～美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり～

本市は、瀬戸内海の美しい景観、緑豊かな自然、陽光あふれる温和な気候に恵まれ、長い歴史に培われた多彩な文化と多くの歴史的遺産の恵みを受け、良好な環境のもとに発展を続けてきました。この美しい自然と地域の歴史・文化を生かし、地域の特性に応じた景観の形成と保全に取り組んでいきます。

市民に親しまれる公園の整備や緑化を推進し、自然環境や景観と調和した花と緑にあふれるまちをめざします。

廃棄物の発生をできる限り抑制し、資源化や適正処理、エネルギーの効率的利用などを促進するとともに、自然環境の保全・創造に努め、環境と共生するまちづくりを進めます。

良好な生活環境の保全や都市美化を推進するとともに、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

①景観

歴史的な建造物や史跡をはじめとする文化遺産や、伝統的な町並み、多様な地勢や自然環境によって培われた良好な景観を保全、形成、活用していきます。心地よいと感じる景観を共有し、守り育てていくといった景観に対する市民の意識向上を図り、市民と協働して、良好な生活空間や魅力ある街並みの創出に努めます。

②緑化・公園

柳井ウェルネスパークや茶臼山古墳歴史の広場など特色ある公園や、自宅から歩いて利用できる身近な公園など市民に親しまれている公園緑地の整備を進め、市民が自然とふれあえる機会や場の充実を図ります。また、市民や事業者と一体となった市民参加による地域ぐるみの緑化活動を推進し、花と緑にあふれるまちづくりを進めます。

③環境保全

恵まれた自然環境や多様な生物の生息環境を次世代へ引き継いでいくため、その保全と回復・創出に努めるとともに、森林、農地、海岸などが持つ公益的機能の増進を図ります。また、市民や企業等が、環境を守り育てる活動に主体的かつ具体的に取り組めるように、情報提供や学習機会の充実などに努めます。さらに、省資源・省エネルギー対策の普及促進や新エネルギーの導入に努めます。

④循環型社会

循環型社会形成推進基本法に定めるごみの減量・資源化の原則に従い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進します。また、市民・事業者の自主的な取組を促し、ごみの発生、排出を抑制するとともに、市民の受益と負担に配慮したごみの適正処理と資源化を推進します。

⑤環境美化・環境衛生

快適な生活環境を保つため、大気汚染や水質汚濁、悪臭、近隣騒音等の公害防止に努めるとともに、市民の環境保全意識や美化意識を高め、環境衛生対策の充実を図ります。斎場については、施設の適切な維持・管理に努めます。また、犬猫など動物の愛護と適正な飼養についての理解と意識を高めるための取組を推進します。



柳井市をきれいにする実践活動の日（クリーン大作戦）

第6節 観光・産業・文化

～文化の香り高く、地域の活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり～

本市の温暖・多日照な気候風土、豊かな自然や歴史などの多様な地域資源の魅力を情報発信する取組を地域ぐるみで行い、集客と交流を生み出すことにより、交流人口が増え地域が潤う観光のまちをめざします。

地域の特性や伝統を生かしながら、商業・サービス業・工業、農林水産業などの発展を促進するとともに、魅力ある雇用の場を創出し、活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくりを進めます。

すべての人が安心して働くことができるように、就業機会の拡充と労働環境の整備に努めます。また、市民の消費生活の安定と向上に向けて、啓発活動に取り組みます。

生活を彩る芸術・文化については、市民の活発な活動を支援していくとともに、伝統文化の保存・継承を図ります。また、異なる文化や価値観への理解と認識を深めることができるように国際交流を促進します。

①観光

本市には、自然や歴史・文化資源が多く残されており、温暖・多日照な気候風土にも恵まれています。これらの資源をさらに磨き上げ、本市ならではの時間と空間を提供することにより、魅力ある観光地づくりを進めます。また、観光と農業や漁業、スポーツを融合させた、体験観光・スポーツ観光への取組を強化するとともに、観光客の受入体制の充実を図ります。さらに、地域に点在する観光資源のネットワーク化や広域観光ルートの確立に努めます。

②商業・サービス業・工業

県、商工団体等の関係機関と連携を図りながら、まちづくりと一体となった総合的な振興施策を推進し、まちに活力をもたらす商業・サービス業・工業の振興を図ります。特に、市内事業所の大多数を占める中小企業の振興を重要な柱と位置づけ、地域経済の活性化に取り組みます。小売商業については、地域特性に応じた魅力ある商業機能の充実に取り組むとともに、空き地・空き店舗対策や交通対策などを進め、商店街の活性化に努めます。また、産業の高付加価値化や生産性の向上を促進するとともに、高齢化の進行など生活様式の多様化などに対応するため、多様なサービス業の振興に努めます。さらに、既存企業の技術力の向上や付加価値の高い製品の開発、新分野への進出等を支援し、競争力のある工業の振興を図ります。

③農業・林業・水産業

農山漁村の有する潜在力を十分に引き出すことにより、地域の活力を高め、産業として持続的に発展できる農林水産業の振興を図ります。

農業では、生産基盤の整備、集落営農への誘導、意欲ある担い手の確保と育成、地産地消の推進、販路拡大や集落営農法人等の連携強化を進めることで魅力ある農業づくりを促進します。また、花きや野菜、果樹などの産地化を進めることで、付加価値の高い競争力のある農産品づくりをめざします。畜産は、資源循環型畜産などを進めるとともに、経営安定化対策などに取り組みます。

林業では、森林資源の有効活用を図るとともに、施業体制の確保、林業基盤の整備、計画的造林と保育、天然林の保全を進めます。

水産業では、水産資源の維持・増大を図るため、種苗の生産と育成に取り組むと同時に、魚礁の設置など漁場の整備と漁業環境の保全に取り組み、「つくり育てる漁業」を推進します。また、後継者の確保と育成、流通体制の整備、水産物のブランド化などを進めるとともに、漁港の機能保全計画に基づく長寿命化により漁業経営環境の改善を図ります。

さらに、農林水産業全体での6次産業化や農商工連携を推進します。

④企業誘致・創業支援

生産拠点の新設・移設や本社機能等の地方移転など、企業立地に関する情報の収集と誘致活動を強化します。また、誘致した企業に対する支援制度を充実させるとともに、創業者への資金面での支援や経営相談体制を強化します。さらに、企業用地等として、未利用地や未利用施設の有効活用に努めます。

⑤雇用・勤労者福祉

雇用の安定確保と就業機会の拡充を図るため、国や県、企業など関係機関との連携を強化しながら、情報提供や相談体制の充実整備に努めます。社会の担い手となる若者に対して教育と雇用をつなぎ、あらゆる状況の若者にキャリア形成のチャンスを提供するために、関係機関等と連携した総合的・体系的な支援を行い就業の促進を図ります。また、多様な勤務形態の普及と、女性や高齢者、障がい者等の就業促進を図ります。さらに、勤労者が安心して快適に働ける労働環境を整備するなど、勤労者福祉の向上に努めます。

⑥消費生活

消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応するため、行政、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体等との間の相互の連携を図り、消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援など生活者が主役になる社会の実現に向けて消費者施策を推進します。また、消費者自身が安全な商品・サービスを安心して消費できるように、消費生活に関する的確な知識や学習機会の提供に努めるとともに、被害が生じた場合の相談体制の充実を図ります。

⑦文化・国際交流

本市には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白壁の町並みや、僧月性ゆかりの史跡など、各地区に有形無形の貴重な文化財や歴史遺産等が数多く存在します。これらの貴重な歴史的文化遺産の情報発信に努めるとともに、次世代に引き継ぐための保存や伝承に必要な施策を推進します。また、市民の活発な芸術・文化活動を支援するために、各種文化講座等の開催や芸術・文化に関する情報提供に努めると同時に、文化施設などの有効活用や効率的な運用を図ります。

国際交流においては、継続的な交流のあり方や新たな地域との交流を検討するとともに、異なる文化や価値観への理解と認識を深めることができるように、教育・文化、スポーツ、経済など幅広い分野での交流を促進し、外国人との相互理解の促進などに努めます。



柳井金魚ちょうちん祭り

第4章 将来の人口

(1) 人口の見通しと目標人口

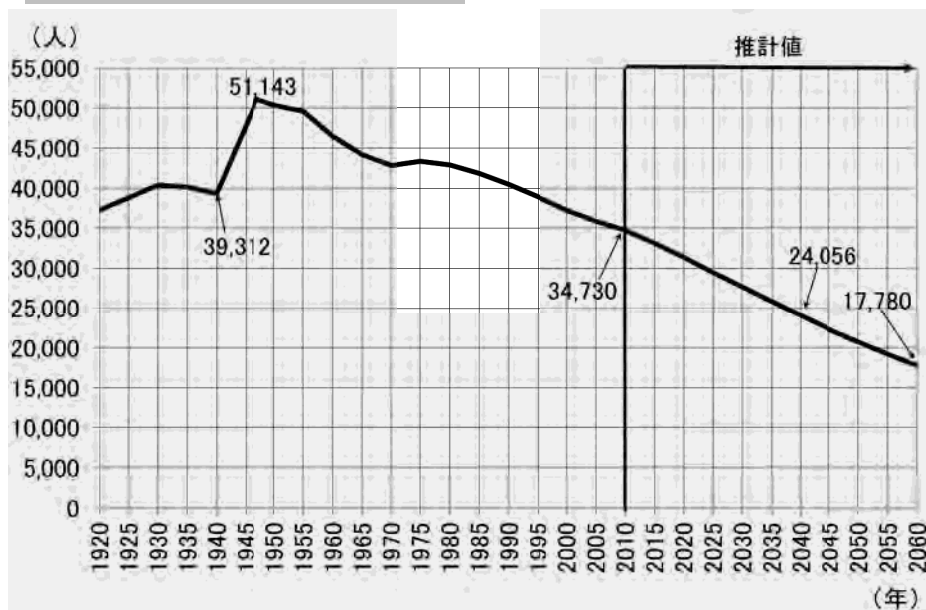
わが国の人口は、平成 20(2008)年をピークに減少局面に入り、このままでは、平成 62(2050)年に 1 億人を、平成 112(2100)年には 5,000 万人を割り込むとの推計があります。また、県では、全国よりも 20 年以上も早く人口減少が始まり、総人口は昭和 60(1985)年の 160 万人をピークに減少し続け、平成 27(2015)年 4 月現在、約 140 万人まで落ち込んでいます。人口減少への対策を講じず、これまでの趨勢のまま推移した場合、高齢化の進行による死亡数の増加と出生数のさらなる減少に伴い、平成 72(2060)年時点で約 81 万人にまで減少すると推計されています。

本市の人口は、終戦直後の昭和 22(1947)年に 51,143 人に達しましたが、その後はほぼ一貫して減少しており、平成 22(2010)年には 34,730 人で、ピーク時より 32.1%の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)によると、今後、本市の人口は急速に減少し、平成 52(2040)年には約 24,000 人(平成 22 年との比較で約 31%減少)に、平成 72(2060)年には約 17,800 人(同 約 49%減少)になるものと推計されています。

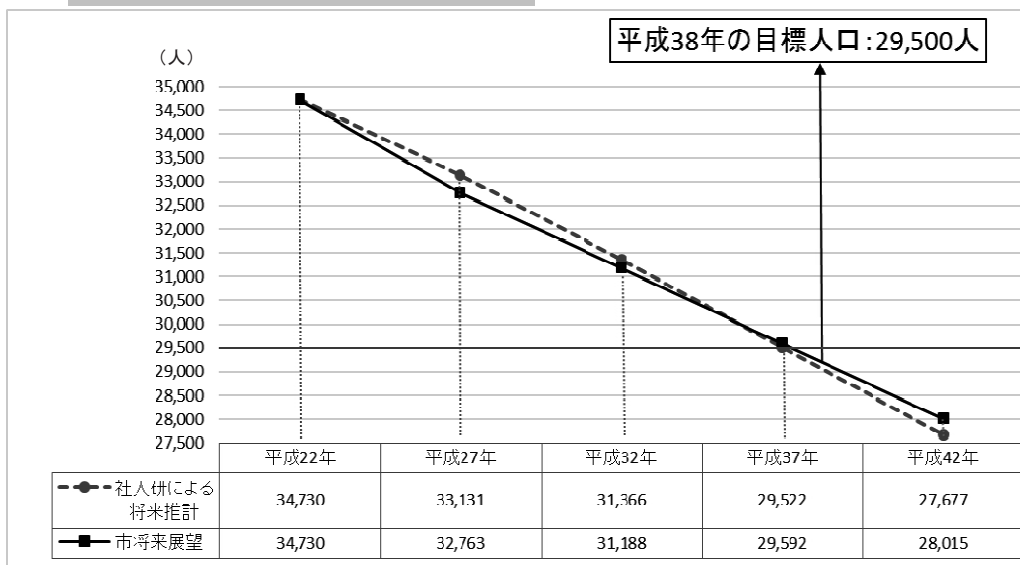
本市は、人口減少の克服を目標とした「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27(2015)年 10 月に策定し、「社会減」、「自然減」の両面から人口減少対策に取り組むこととしました。総合戦略による様々な施策が効果的に反映された場合の将来展望人口を基に、産業の活性化や雇用創出、移住定住者の増加や人口減少の抑制など、さらなる施策展開を図ることにより、10 年後の目標人口を概ね 29,500 人とします。

【本市の総人口の推移と将来推計】



※2010 年までの総人口は国勢調査より作成、2015 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

【本市の人口の将来推計と将来展望】



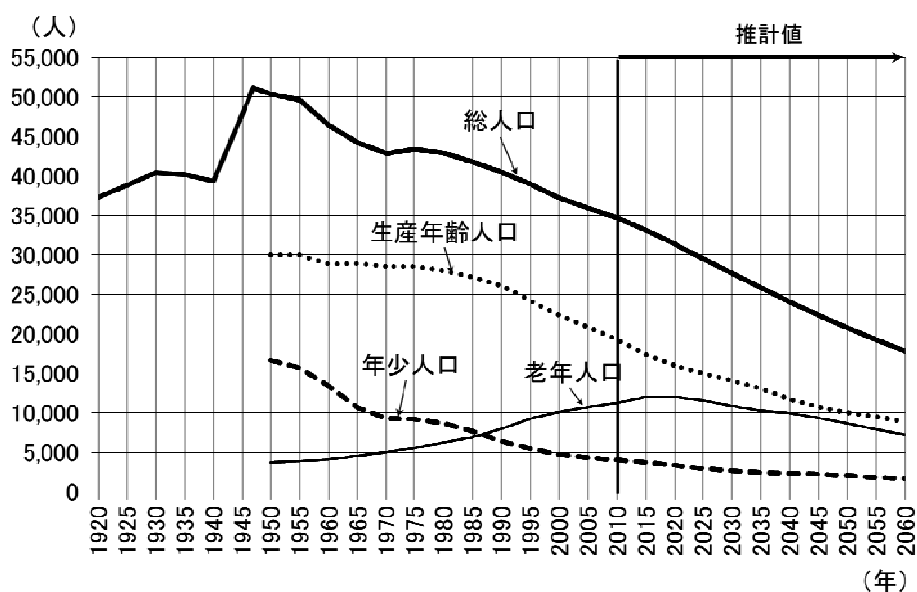
(2) 年齢階層別人口の見通し

本市の年少人口は、昭和 30（1955）年から昭和 45（1970）年にかけて急激に減少し、それ以降「団塊ジュニア世代」の出生により、昭和 55（1980）年まではほぼ横ばいで推移したものの、それ以降は減少が続いています。社人研の推計によると、今後も一貫して減少するものと推計されています。

生産年齢人口は、昭和 25（1950）年以降ほぼ一貫して減少しており、近年の減少幅が拡大している状況が今後も継続すると推計されています。

老年人口は、昭和 25（1950）年以降一貫して増加していましたが、平成 27（2015）年以降は減少に転じるものと推計されています。

【本市の年齢3区分別人口の推移】



※2010年までの総人口は国勢調査より作成、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

第5章 土地利用の基本的な考え方

第1節 本市の位置づけ

県の南東部に位置する本市は、広域的には県庁所在地である山口市、広島市、松山市とほぼ同等の距離にあって、広島広域都市圏や松山都市圏等と交流・連携を促進するネットワークが形成されています。また、柳井地区広域圏を構成する自治体や歴史的・地理的に密接な関係にある近隣自治体の中で、本市がその重要な役割を果たしています。

このような本市の都市の特性を今後も一層強めながら、行政区域を越えた広域的な連携、機能分担や相互補完を進めていくことが求められています。



第2節 コンパクトなまちづくりの推進

本市のこれまでの土地利用の変遷を振り返ると、市場経済の動向や産業構造の変化により、既成市街地では、空き地・空き家に代表される土地利用の空洞化や事業所撤退などにより、都市機能が低下しています。中心市街地での人口減少傾向が続く一方、周辺部では宅地化が進んだことで低密度な市街地拡大を招き、社会資本の不均衡をもたらしています。

人口減少がますます進むと予測される状況にあって、今後も機能拡散型の土地利用が進行すれば、防犯や防災面での生活環境の悪化、中心市街地の空洞化、農業生産機能の低下、環境負荷の増大や歴史・文化資源の喪失につながります。また、これに道路、上下水道の維持管理などの行政運営コストの増加が重なることにより、結果として市全体の魅力が低下していくことが懸念されます。

このため、今後の土地利用は、既存の社会資本を最大限に活用し、無秩序な都市機能の拡散を抑制しつつ、必要なところに適切な都市機能を集積させるといったコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要です。

次世代に向け、機能集約型の都市構造であるコンパクトなまちづくりを実現するためには、市民・事業者・行政が土地利用の方針を共通理解し、適切な役割分担のもと、一体的な取組を進めていく必要があります。

将来にわたって持続的発展が可能な土地利用を促進するため、立地適正化計画制度をはじめとした「柳井都市計画」による規制誘導や「柳井農業振興地域整備計画」との調整を図ることで、本市の将来都市構造の実現をめざします。

第3節 将来都市構造

(1) 土地利用の方針

本市の都市構成として、市域を「市街地エリア」（都市的土地利用を行うところ）と「農山漁村エリア」（自然的土地利用を行うところ）の2つの地域に区分します。

「市街地エリア」は、住宅地・商業地・工業地がバランスよく配置された現在の枠組みをより一層コンパクトに集約できる形で都市計画用途地域や地区計画制度等の運用を図ります。

「農山漁村エリア」は、田園、森林、海浜などの自然的な土地利用が主であるため、良好な田園環境や自然環境を、今後も潤いと安らぎを与えるまちの貴重な資源として保全活用しつつ、田園居住など多様な暮らし方に対応できるように土地利用の整序を図っていきます。

2つのエリアが接する市街地周辺では、農林業振興施策との調整を図るとともに、都市計画の適正な規制誘導により無秩序な宅地開発を抑制していきます。

さらに、市街地周辺に立地する柳井ウェルネスパーク、やまぐちフラワーランド、茶臼山古墳歴史の広場、ダムや河川などを「水と緑と花のネットワーク」として位置づけ、積極的な利用促進を図っていきます。

（２）拠点形成の方針

J R柳井駅周辺一帯を、市内外から多様な人々が集う都市拠点と位置づけます。駅北側の歴史地区・文化地区や駅南側の公共サービス地区など、駅を中心として整備された行政、教育、文化、商業、交通、医療等の都市機能が集積された「中心市街地」のさらなる充実を図り、まちの顔にふさわしい風格のある都市景観の形成をめざします。

一方、周辺各地区における地域の中心的役割を担う拠点を地域拠点と位置づけます。地域拠点とその周辺集落で連携した「地域生活圏」を形成し、身近な生活交通の確保などの生活支援サービスの実施、地域資源を生かしたビジネスづくりなど、地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営の取組を促進します。

そして、「中心市街地」と「地域生活圏」が、地域特性を生かしつつ果たすべき役割を分担するとともに、交流・連携につながる交通ネットワーク網を整備することで、市全体として集約型の都市構造を形成します。

（３）軸形成の方針

県内市町をはじめ広島広域都市圏や松山都市圏等との交流・連携につながる交通ネットワーク網として、新幹線駅や空港につながるJ R山陽本線のほか、離島航路を含め海上交通の要衝となっている柳井港、高速交通体系へのアクセス向上を図るための岩国柳井間地域高規格道路（国道188号岩国南バイパスの南伸）及び柳井玖珂間地域高規格道路を広域的な都市軸である「広域連携軸」として位置づけます。

また、柳井地区広域圏の隣接する町へのアクセスなど主要な道路交通網を形成している国道188号（柳井平生バイパスを含む）、国道437号、主要地方道光柳井線、主要地方道柳井玖珂線及び主要地方道柳井上関線を地域的な都市軸である「地域連携軸」として位置づけます。

2つの土地利用	市街地エリア（都市的土地利用を行うところ） 農山漁村エリア（自然的土地利用を行うところ）
水と緑と花のネットワーク	柳井ウェルネスパーク、やまぐちフラワーランド、茶臼山古墳歴史の広場、黒杭川ダム、石井ダム、柳井川、土穂石川
中心市街地と地域生活圏	中心市街地 柳井（ＪＲ柳井駅周辺） 地域生活圏 日積、伊陸、新庄、余田、伊保庄、阿月、平郡東、平郡西、大畠
都市軸（連携軸）	広域連携軸 ＪＲ山陽本線、柳井港、地域高規格道路 地域連携軸 国道188号、国道437号、主要地方道光柳井線、主要地方道柳井玖珂線、主要地方道柳井上関線

<都市構造図>



基本計画

基本目標 1	これからの自治体経営	P.49
基本目標 2	人権・子育て・教育	P.63
基本目標 3	健康・福祉	P.79
基本目標 4	安全・都市基盤	P.93
基本目標 5	環境	P.111
基本目標 6	観光・産業・文化	P.123

基本計画

基本目標 1 これからの自治体経営

「市民の力」で支えあう「市民参加」のまちづくり

基本施策	①市民の力	P.50
	②市民参画	P.52
	③情報化	P.54
	④交流・連携・定住	P.56
	⑤行財政運営	P.58
	⑥危機管理	P.60

① 市民の力

～市民の力を生かし、持続可能な市民主体のまちづくりを推進します～

■現状と課題

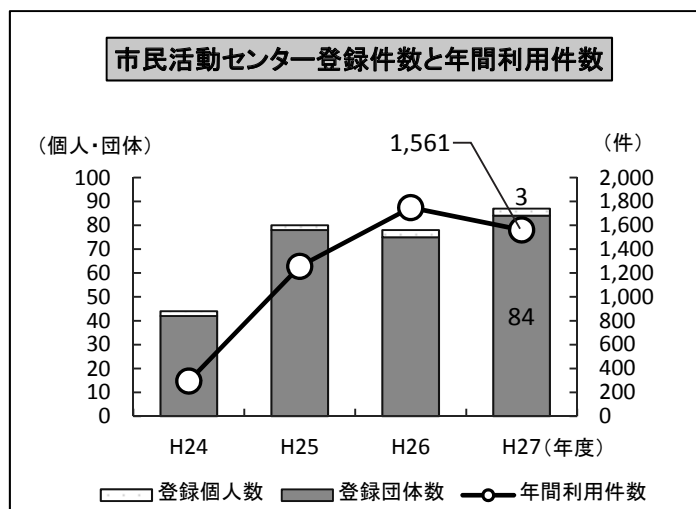
本市には集落ごとに自治会が組織され、行政との連絡調整や様々な住民活動の受け皿となっています。また、市内11地区には、地元自治会をはじめ、婦人会、老人クラブ、各種文化・スポーツ団体など、地域の多様な住民活動団体によって組織された地区コミュニティ協議会があり、福祉、文化、体育、環境、広報などの分野で、住民相互の交流や共同の活動を通じて、地域コミュニティの維持・形成が図られています。

本市では、人口減少と少子化・高齢化の一層の進行が予想されています。こうした中で、自治会やコミュニティ協議会等の自治組織を維持していくためには、これらの活動を通じて「市民の力」を高め、薄れつつある地域への愛着心や連帯感を醸成していく必要があります。また、市民一人ひとりが「わたしも一役」の思いで、地域の課題に対して主体的に取り組んでいくことが求められています。

現在、日積地区では、平成21年に作成した「地域の夢プラン」により、住民が主体となって地域の活性化に取り組んでいます。また、平郡東地区でも、平成27年に「地域の夢プラン」を作成し、県外から移住した「地域おこし協力隊員」と共に、島おこしに取り組んでいます。

市全体の暮らしの幸せと活性化は、こうした地域の主体的な取組が集合することによって実現されるものと考えます。また、地域の課題は、それぞれの地域の状況で異なり、多様化していることから、これらを解決するには、そこに暮らす住民自らが問題意識を持って「地域の夢プラン」の作成に取り組み、住民主体のまちづくりを推進していくことが重要だと考えます。

市民活動については、平成24年に市民活動の拠点として「やない市民活動センター」を整備しました。現在は、まちづくりに意欲的な団体も増えており、今後、地域の課題解決に向けた市民と行政との「協働」の場面において、活躍する機会が増えていくと考えられます。市民や地域活動団体が、持続可能な自治体経営と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展を支える重要な担い手となるように、これらの活動を支援していく必要があります。



■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
自治会加入率	平成 28 年：88.8%	平成 38 年：維持する	→
市民活動センター登録件数	平成 27 年度：87 件	平成 38 年度：100 件	↗
市民活動センター年間利用 件数	平成 27 年度：1,561 件	平成 38 年度：3,000 件	↗
地域の夢プラン作成地区数	平成 28 年：2 地区	平成 38 年：全地区	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 市民が地域課題に主体的に取り組めるように、コミュニティ活動の基盤を充実させます

- 市民が地域に対する愛着と住民相互の連帯意識を持てるように、コミュニティ意識の醸成を図ります。
- コミュニティづくりを推進する人材の確保・育成に努めます。
- 自治組織（自治会、各地区コミュニティ協議会等）を育成、支援します。
- 地域の夢、地域の課題や解決方策等を定める、地域の将来計画「地域の夢プラン」の作成と、その推進を支援します。

2 コミュニティ施設の整備・充実を図ります

- 自治会集会所等の整備に対する助成を継続します。
- コミュニティ活動が円滑にできるように各種施設の多様な利用を促進するとともに、設備の充実と施設整備を進めます。

3 市民活動団体を支援し、市民主体のまちづくりを進めます

- 市民の市民活動への理解を深めるとともに、気軽に活動に参加できるように、情報提供や意識啓発を図ります。
- 市民活動団体の相互の交流と連携が促進されるように、市民活動センターの活動を充実させます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆広報紙や回覧板等による地域の情報に関心を持ちましょう。
- ☆自治会活動やコミュニティ活動等に参加しましょう。

② 市民参画

～市民参画による行政との協働の仕組みを取り入れた自治体経営を進めます～

■現状と課題

市民の自主性と主体性のある活動を促進し、市民参画と協働による行政運営を実現するためには、行政が必要な情報を公開する中で、十分な説明責任を果たし、公正・透明で開かれた市政を推進し、市民と行政とのパートナーシップを築いていくことが重要です。

本市では、これまでも、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどによる情報発信を充実させるとともに、「市政への提言」やパブリックコメント制度、市民懇談会などを通じて、広く市民の声を聴き、市政への反映に努めてきました。しかし、これらは一定の成果はあがっているものの、各種審議会の公募委員への応募や公開で開催している会議の傍聴人数は少なく、パブリックコメントで寄せられる意見も十分ではありません。

それぞれの地域や個人によって異なる行政課題の解決に向けた取組には、「市民の力」を最大限に生かすことが求められており、市民参画による協働の仕組みを行政運営に積極的に取り入れていく必要があります。そのためには、市民にできる限り分かりやすく行政情報を提供し、その共有を進めるとともに、積極的な情報公開や説明責任を果たすことにより、市政の公正性と透明性をさらに高めていく必要があります。また、審議会や市民との意見交換会の開催など様々な広聴手法により、市民参画の機会を増やす必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
まちづくりに参加したい、協力したいと考える市民の割合 (平成 37 年市民意識調査)	平成 27 年 : 85.2%	平成 38 年 : 90.0%以上	↗
市民と市長との懇談会の参加市民数	平成 27 年度 : 418 人	平成 38 年度 : 1,000 人	↗
パブリックコメント 1 計画当たりの意見提出者人数	平成 27 年 : 1.1 人	平成 38 年 : 3 人	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 積極的に情報を発信し、市民との情報共有を推進します

- 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどの各種広報媒体を活用した分かりやすく正確な行政情報の提供に努めます。
- 出前講座等の開催により、市民ニーズに応じた行政情報の提供に努めます。
- 情報公開制度等により、公正で開かれた市政を推進します。

2 市民の声を市の政策形成過程に反映できる環境づくりに努めます

- 「市政への提言」やパブリックコメント制度、SNSの活用など、広聴活動の充実を図ります。
- 意識調査などの実施により、市民ニーズ等の把握に努めます。
- 各種審議会等への市民参加を促進します。

3 市民との対話によって、市政運営に対する市民の理解を高めます

- 市民と市長との懇談会や学習会の開催等により、市民と共にまちづくりについて学びあい話しあう機会の提供に努めます。

4 市民参画・協働に関する条例の制定を進めます

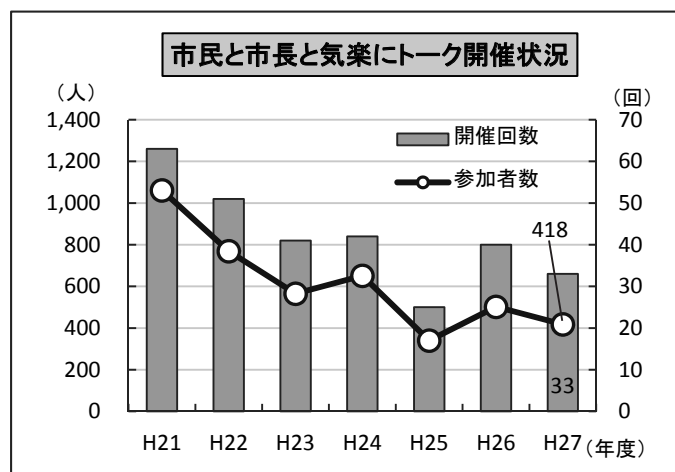
- 市民一人ひとりが主役のまちづくりをめざし、市民参画と協働の行政運営を進める仕組みづくりを行います。

☆市民の力を発揮しましょう

☆市の会議を傍聴してみましょう。

☆市政について、疑問に思っていること等の意見を、行政に届けましょう。

☆市の行事や学習会に参加してみましょう。



③ 情報化

～情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図り、電子自治体システムを構築します～

■現状と課題

国民のインターネット普及率はすでに 82%を超え、私たちの生活に欠くことのできない情報通信基盤となっています。世代別インターネット利用率は、13 歳から 59 歳までは各階層で約 9 割を超え、60 歳以上の高齢者全体の利用率は下落しているものの、60 歳代と 70 歳代では増加しています。また、スマートフォンや交流サイト（ＳＮＳ）は日常生活の一部になり、民間事業者等によるインターネットサービスも拡大の一途をたどっています。さらに、最近では、モノがインターネットにつながるＩｏＴや人工知能（ＡＩ）への関心も高まっています。

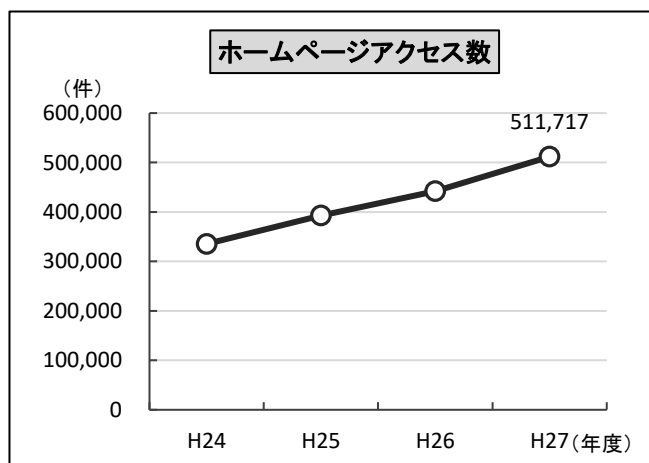
本市においても、国・地方公共団体間で情報共有を行う総合行政ネットワークへの参画、庁舎間・公共施設・小中学校を結んだネットワークの構築、広域行政情報システムや学校間交流システムの整備、庁内グループウェアの導入など、行政の情報化を推進してきました。

しかし、市民のより高度で多様なニーズに対応した情報通信サービスを提供していくためには、ＩＣＴのさらなる活用が求められています。

また、情報通信の地域間格差の解消を図るとともに、医療、福祉、教育、防災など、市民生活に関わる幅広い分野で、ＩＣＴを高度に活用し、情報通信サービスの充実を図っていく必要があります。その一方で、不正アクセスやサイバー被害等が深刻化していることから、個人情報の漏えいや外部からのコンピュータウィルスの侵入などを防ぐ技術面・運用面でのセキュリティ対策の強化が求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
ホームページアクセス数	平成 27 年度:511,717 件	平成 38 年度:1,000,000 件	↗
マイナンバーカード交付率	令和 3 年度:42.2 %	令和 8 年度:90.0 %	↗



■ 施策展開の方針と主な取組

1 情報通信基盤を整備します

- 近隣自治体との共同クラウドを用いた業務システムを構築し、安全で安価なシステム運用を図ります。
- 地域イントラネット事業により、市役所と公共施設を高速通信網で結ぶ情報ネットワークの整備を推進し、災害情報の提供や学校間交流事業の充実を図ります。
- 民間事業者によるブロードバンド接続サービスの拡充を促進し、未実施地域におけるインターネット利用環境の向上を図ります。
- 国が主導する自治体情報システムの標準化・共通化の取組を推進します。

2 ケーブルテレビ事業を推進します

- 地域イントラネットを利用した第三セクターによるケーブルテレビ事業とブロードバンド接続サービスの普及を促進します。

3 電子自治体を推進するとともに、情報セキュリティを強化します

- 電子申告、電子申請、住民票の写し等のコンビニ交付など、情報化技術を活用した電子自治体システムの充実を図ります。
- マイナンバーカードの普及と利用促進を図ります。
- 文書や地理情報など行政情報の電子化、データベース化を推進し、情報システムの積極的な活用を図ります。
- 行政サービスにおける、I o T等の活用を研究します。
- 個人情報保護・情報セキュリティ対策を強化し、安全性と信頼性の確保に努めます。

4 I C Tをさらに活用し、市民との情報共有を強化します

- スマートフォンやタブレットなどを利用したアプリケーションの導入を検討します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆市のtwitterのリツイートやFacebookのシェアで情報を拡散しましょう。

☆市のホームページを定期的にチェックしましょう。

④ 交流・連携・定住

～都市間交流や広域連携を進め、地域活力の維持向上につなげます～

■現状と課題

高速交通体系の整備や交通手段・通信手段の発達に伴い、生活行動や経済活動は行政区域を越えて広がりを見せ、広域的な結びつきを強めています。また、社会経済活動の広域化により、地域振興や医療をはじめ単独の自治体だけでは解決することができない課題が増えています。

本市では、これまで水資源の確保やごみ・し尿処理、消防などの共同事務処理を推進するとともに、観光などの分野における圏域の一体的な振興に向けての取組を継続し、広域的な課題への対応や交流人口の拡大を図ってきました。

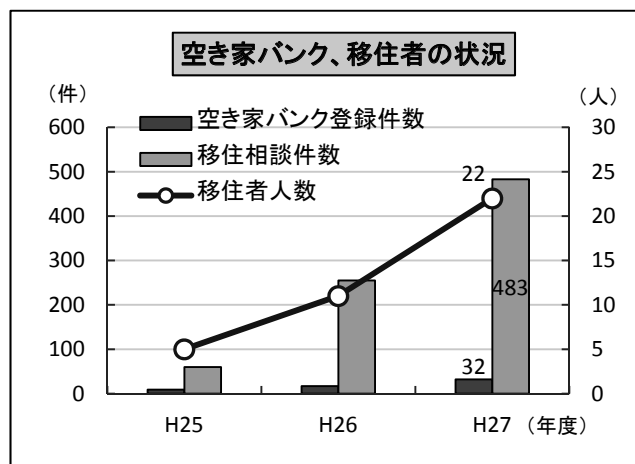
人口減少とともに、少子化・高齢化の一層の進行が予想される中、地域の活力と行政サービスを維持・継続していくためには、交流人口の拡大と、近隣自治体等との適切な役割分担に基づいた効率的な行政運営が求められています。また、様々な交流と連携は、新たな可能性を拓き、地域の個性と魅力を高めます。

このため、今後はさらに、広島広域都市圏等との都市間交流や隣接する自治体同士等との連携を進め、それぞれが持っている地域資源や施設の相互利用、効率的な都市機能の分担等を図るとともに、多様な地域や団体等との交流を促進し、地域活性化に努めていく必要があります。

国は、平成 26 年 12 月に地方の若者雇用を創出し、人材の地方回帰を後押しする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、田舎暮らしを志向する都市からの「田園回帰」の動きも少しずつ広がっています。

本市においても、平成 27 年 10 月に「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住・定住に向けた取組を強化しています。その結果、移住相談の件数は、数年前までは年間わずか数件であったものが、平成 26 年度には 255 件、平成 27 年度には 483 件と急増しています。

本市は、温暖な気候風土と豊かな自然に恵まれ、自然災害も少なく都市機能も充実していることから、東洋経済新報社の「住み良さランキング」では、全国の約 800 の都市自治体の中で常に上位に位置される住み良さを有しています(2016年版総合ランキング59位、中四国ブロックランキング2位)。今後は、こうした本市の魅力を県内外に広く情報発信することなどにより、幅広い世代を対象としたUJIターンを促進し、定住人口の確保に努めていく必要があります。また、少子化が進む中、若い世代の交流を促し、地域への定着を図っていく必要があります。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
広域で取り組む共同事業	平成 28 年度：30 事業	平成 38 年度：40 事業	↗
移住相談件数	平成 27 年度：483 件	平成 38 年度：500 件	↗
空き家バンク登録件数	平成 27 年度：32 件	平成 38 年度：50 件	↗
空き家バンク制度による移住者数 (平成 25 年度からの累計)	平成 27 年度：38 人	平成 38 年度：200 人	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 近隣地域との交流・連携を推進します

- 柳井地区広域圏内（柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町）の市町で連絡調整を図り、広域的な機能分担と相互補完に基づく地域連携を推進します。
- 医療、福祉、保育、雇用、観光、消費者、移住定住など、様々な行政分野における連携に取り組みます。

2 広域的な交流・連携を推進します

- 広島広域都市圏、松山都市圏などの自治体と広域的な連携を強化し、広域的な課題への対応や交流人口の増加を図ります。
- 多様な地域、団体等との交流・連携を促進し、地域の活性化と交流人口の拡大を図ります。

3 U J I ターンと若い世代の交流を促進し、定住人口を確保します

- 「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく移住定住の促進に向けた取組を行います。
- 企業、N P O、同窓会等の民間組織と連携し、本市の魅力を広く発信することにより、幅広い世代を対象としたU J I ターンを促進します。
- 空き家バンク制度の充実を図り、移住者の住まいの確保に努めます。
- 地域おこし協力隊制度や集落支援員制度を活用し、地域の活性化とコミュニティ活動の担い手確保を図ります。
- 婚活パーティーの開催等により、若い世代の交流と定住を促進します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆移住者と一緒にあって地域の魅力を再発見し、地域づくりを進めていきましょう。
- ☆近隣の空き家の所有者等に、空き家バンクへの登録を呼びかけましょう。

⑤ 行財政運営

～質の高い行政運営と健全な財政運営により、最適な公共サービスを提供します～

■現状と課題

本市は、平成 17 年 2 月の 1 市 1 町による合併以降、行財政改革の取組により経費の削減、組織・機構の見直し、定員管理の適正化など、行財政運営基盤の強化に努めてきました。

本格的な人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行など、時代の変化に適応しつつ、公共サービスに対する市民満足度の向上を図り、持続可能な行財政運営を実現するためには、限られた経営資源（人材・資産・財産・情報）を効果的に活用し、質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していく必要があります。また、地方分権が進み、市の役割と責任が高まる中、政策形成能力の向上や行政推進体制の強化に努めていく必要があります。

一方、道路や橋りょう、上下水道等の社会基盤施設は、今まで以上に防災への対応が求められますが、それらのほとんどは高度経済成長期に整備されており、老朽化により必要となる更新や大規模改修などの費用は、今後大きく増加すると見込まれます。このことは、柔軟な財政運営を難しくする要因にもなり、一層の効果的かつ効率的な財政運営と財源の確保が求められます。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
職員数	平成 27 年度：323 人	平成 38 年度：318 人	↘
実質公債費比率	平成 27 年度：9.7%	平成 38 年度： 概ね現状を維持する	→
将来負担比率	平成 27 年度：62.9%	平成 38 年度： 概ね現状を維持する	→

■ 施策展開の方針と主な取組

1 行政マネジメントシステムの機能を強化し、持続可能な行財政運営の実現に取り組みます

- 職員の資質や能力向上のための多様な研修を計画的に実施するとともに、人事評価制度を活用し、意欲と能力を持った人材の育成に努めます。
- 「柳井市定員管理計画」に基づき、再任用職員等も含めた適正な定員管理に努めます。
- 「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化を進め、将来の財政負担の軽減・平準化を図ります。
- 民間のノウハウや資金の導入など、時代に対応した公共施設等の整備・運営に努めます。
- 行政改革推進委員会の意見を踏まえながら継続的な行財政改革に取り組むとともに、市民参加をさらに発展させ、市民の意向を的確に反映できる仕組みの構築をめざします。
- 有料広告、ふるさと納税の一層の推進や未利用財産の有効活用、売却等による自主財源の確保に努めます。
- 財政調整基金など各種基金残高の維持に努め、財政の健全化を図ります。
- 行財政改革の取組に当たっては、施策の成果を検証し改善が図られるようにPDCAサイクルを確立します。また、その取組結果を公表して、行政の透明性の向上に努めます。

☆ 市民の力を発揮しましょう

- ☆ 広報紙やホームページにおいて公表されている給与や定員管理、人事行政の運営及び財政状況等に関心を持ってみましょう。
- ☆ 市外に住む親戚や友人にふるさと納税を呼びかけましょう。

⑥ 危機管理

～あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できる体制の充実・強化を図ります～

■現状と課題

わが国は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震といった大規模な地震や津波、大型台風など、想定外とも言える自然の猛威に翻弄されてきました。また、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震（マグニチュード 8～9 クラス）の発生確率は、今後 30 年以内で 70%程度とも言われています。

さらに、これらの自然災害のみならず、インターネット犯罪や食品の安全性を巡る事件、新型インフルエンザや伝染性疾患によるパンデミック、大規模テロや原発事故等の不測の事態の発生、緊迫した国際情勢に起因する脅威の増大等にも、平常時から危機意識を持って備えておく必要があります。このほか岩国基地への空母艦載機移駐等に対する市民の不安も広がっています。

こうした多様化する危機や脅威等に対しては、日頃から市民に啓発を行い、危機事態発生時には、迅速に周知し避難を促すことなどにより市民の安全を確保しなければなりません。

市民が安心して暮らすためには、あらゆる危機事象における組織的かつ的確な対応が可能となる総合的な危機管理体制の確立と、危機の規模に応じた円滑な救援・復旧活動のための国、県及び関係機関との緊密な連携が求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
業務継続計画（BCP）の策定	平成 27 年度：未策定	平成 38 年度： 速やかに策定する	↗
国土強靱化地域計画の策定	平成 27 年度：未策定	平成 38 年度： 速やかに策定する	↗
災害時における応援協定等の 協定締結数	平成 27 年度：27 件	平成 38 年度： 増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 危機管理に関する指針を定め、対応の迅速・的確化を図ります

- 国土強靱化地域計画の策定により、現状における脆弱性を分析し、対応策を考え、強く、しなやかな地域づくりをめざします。
- 業務継続計画（BCP）の策定により、大規模災害発生時や新型インフルエンザ等感染症拡大時における危機管理体制の確立を図ります。

- 民間事業所等での事業継続計画（ＢＣＰ）や津波避難計画の策定を促進し、非常事態における事業の継続と市民生活の安定を図ります。
- テロなどによる武力攻撃等の事態では、「柳井市国民保護計画」に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に努めます。

2 危機の発生を極力防ぐとともに、発生した場合に被害や影響を最小限に抑えられるように、危機管理体制を整えます

- 国民保護情報や緊急地震速報など即座に市民等に伝える必要のある情報は、Ｊアラート（ジェイアラート：全国瞬時警報システム）や防災行政無線、防災メール等により、迅速な伝達を図ります。
- 災害や緊急事態等の発生時において、市民が必要とする情報を多様なメディアを通じて迅速かつ正確に伝えるため、Ｌアラート（エルアラート：災害情報共有システム）を導入します。
- 大規模災害発生時における応援体制を確保するため、事業者や関係機関、近隣自治体等との連携・相互協力に関する仕組みを構築します。
- 突発的な危機事態等に的確に対応するため、講座の開催や訓練の実施等を通じて、市民や事業者等と行政が危機管理に関する課題や知識を共有するよう努めます。
- 地震、津波等の大規模災害に備え、災害現場に急行して負傷者の初期医療を担うＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）や、災害拠点病院となる周東総合病院をはじめとする関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 原子力災害に対しては、放射線量の常時モニタリング体制の継続と必要な情報収集に努めます。また、災害発生時においては、国、県及び関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な対応を図ります。
- 感染症のまん延に対しては、「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、県及び関係機関等と連携を密にして、的確な対策の実施により拡大防止と早期回復を図ります。
- 航空機騒音をはじめとする岩国基地に起因する諸問題については、「山口県基地関係県市町連絡協議会」との連携を強化し、その解決に向けて取り組みます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆災害時・緊急時の家族、友人、親戚との連絡方法を決めておきましょう。
- ☆事業所等は、突発的な緊急事態に備えて事業継続計画（ＢＣＰ）を作成しましょう。
- ☆津波災害警戒区域にある事業所等は、津波避難計画を作成しましょう。

基本計画

基本目標 2 人権・子育て・教育

子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり

基本施策	①人権・男女共同参画	P.64
	②児童福祉	P.66
	③青少年育成	P.68
	④学校教育・高等教育	P.70
	⑤生涯学習	P.74
	⑥スポーツ・レクリエーション	P.76

① 人権・男女共同参画

～一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に輝く社会をめざします～

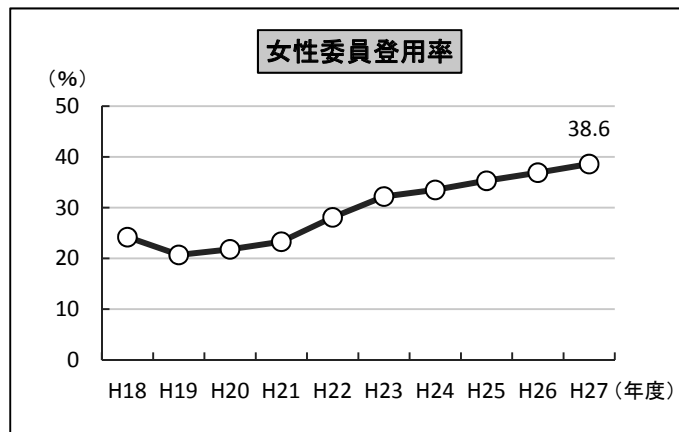
■現状と課題

人権とは、すべての人々が幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を越えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利であって、誰にとっても大切なものです。

しかし、現実には、高齢であったり、障がいがあったり、外国人であったりすることなどの理由により、周りの人から差別をされたり、虐待を受けたりする人がいます。また、高度情報化社会の進行によって、インターネットを通じたプライバシー侵害や名誉き損なども発生しています。

これらの課題の解決に向けて、人権教育の総合的な取組の推進は一層重要となっています。家庭、地域、職場、学校等で、市民一人ひとりの基本的人権が尊重された社会を実現していくためには、推進体制の確立や指導者の資質向上など具体的な取組を進めるとともに、その内容をより充実させていく必要があります。

男女共同参画社会実現のためには、あらゆる分野の立案及び方針決定の場へ男女が共に参画することが求められており、市のすべての施策について男女共同参画の視点に立って取り組む必要があります。市民意識調査の結果によると、人々の意識の一部には、依然として男女の役割・能力を固定的にとらえる傾向が見られます。また、家事、子育て、介護等の負担が、女性の就業や社会活動など女性の活躍に影響を与えている実態があるなど、引き続き解決されるべき課題が存在しています。また、人権を著しく侵害する行為であるドメスティック・バイオレンス（DV）等が社会問題化する中、本市においても相談などの件数が増加傾向にあり、的確な対応が求められています。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
人権教育研修会開催回数	平成 27 年度：34 回	平成 38 年度：維持する	→
人権推進に関わる指導者の養成及び資質向上のための講習会開催回数	平成 27 年度：8 回	平成 38 年度：維持する	→
審議会などに占める女性委員の割合	平成 27 年度：38.6%	平成 38 年度：50.0%	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 すべての市民の基本的人権を尊重するという普遍的な視点に立ち、一人ひとりを大切にする人権教育を推進します

- 人権課題についての各種研修会等の開催や、地域や職場等における自発的な人権に関する学習・交流活動ができる環境づくりに努め、人権意識の醸成を図ります。
- 家庭・地域・学校が連携し、すべての市民が思いやりのある豊かな心を育める環境づくりを進めるとともに、広報、情報提供などの充実に努め、人権に関する啓発活動を推進します。
- 人権教育を推進する指導者の養成と資質の向上を図ります。

2 相談・推進体制の充実に努めます

- 児童生徒の個々の成長に即した人権教育を推進するための教職員の研修に努めるとともに、家庭教育に関する相談体制の充実に努めます。
- 人権に関する様々な相談に的確に対応するため、人権擁護委員や関係機関との連携を密にし、相談体制を強化します。

3 すべての施策を男女共同参画の視点に立って推進し、男女共同参画社会の実現をめざします

- 家庭、地域、職場、学校等において効果的な啓発を実施し、男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。
- 女性の活躍の場を広げるとともに、男女が共に活躍できる地域社会づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境整備を行います。
- あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を進めます。

4 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））や男女間の暴力を容認しない社会の実現をめざします

- DVに関する意識の啓発に努めるとともに、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。
- 相談体制を充実させ、関係機関との連携を図るとともに、被害者の安全確保と自立支援に取り組めます。
- DVのほか、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、性別に起因するすべての暴力の防止対策を推進し、関係機関との連携による被害者支援に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆人権研修会や講演会に参加してみましょう。
- ☆自分のパートナーに「ありがとう」の気持ちを伝えましょう。
- ☆男女で力を合わせて家事・育児・介護をしましょう。

② 児童福祉

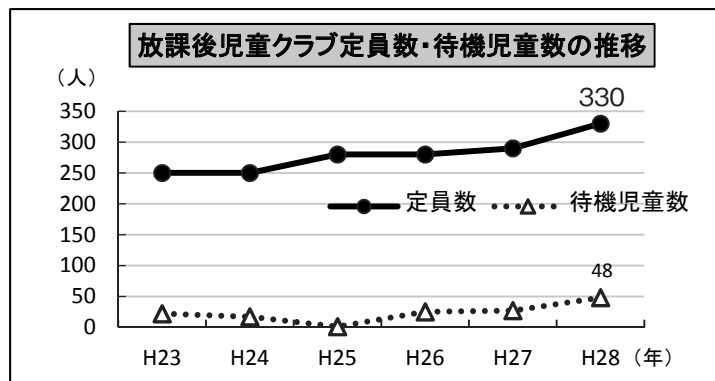
～未来を担う子ども一人ひとりが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組みます～

■現状と課題

1 人の女性が一生に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、全国、県、本市ともに、平成 19 年までは低下し続けましたが、その後の平成 20 年から 24 年までは上昇に転じてきています。本市のこの間の合計特殊出生率の平均は 1.55 で、全国の 1.38、県の 1.52 よりは高いものの、人口置換水準の 2.07 を大幅に下回っており、少子化の進行に歯止めをかけることが急務となっています。

本市は、これまでも核家族化や女性の社会進出、地域の相互扶助機能の低下が進む中で、子育てに関する各種サービスの充実や相談体制の強化、保育施設や放課後児童クラブの整備等に取り組んできました。

今後、本市の出生率を向上させ、市民の子育てに対する様々なニーズに対応するためには、多様な保育サービスの提供や就学前教育の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児における精神的負担や経済的負担を軽減するなどの子育て支援のさらなる強化が求められています。また、子育てに関する知識を得たり、乳幼児とふれあい、世話をしたりする機会がないまま親になる人の増加が懸念されており、地域で子どもを見守り、育て、子どもが健やかに成長し、親が楽しく子どもを育てることができる環境づくりが重要となっています。



■成果を示す指標

指標名	現 状	成果指標	方向性
放課後児童クラブ待機児童数	平成 28 年：48 人	平成 38 年：0 人	↘
病児保育施設数	平成 28 年：0 施設	平成 38 年：1 施設	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 すべての子どもと家庭への子育て支援制度の充実を図ります

○地域の医療機関と連携を図りながら、母子保健指導、妊婦健康診査、乳幼児健康診査などに取り組めます。

- 子育てに関する必要なサービスをワンストップで円滑に利用できるよう、妊娠期から子育て期にわたる情報提供や総合的な相談支援等を行う「子育て世代包括支援センター」を整備します。
- 子育て中の親子に情報交換・交流できる場や気楽に相談できる場を提供することで、育児の負担感や不安感の軽減を図る「地域子育て支援センター」の機能を充実させます。
- 子どもの人権が侵されないように児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童相談所等との連携を強化します。
- 就学前児童の教育内容や指導について、小学校等と連携強化を図ることで、円滑な就学を支援します。
- 保育ニーズの多様化に対応するため、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育などの各種サービスの充実を図ります。
- 医療機関の理解と協力のもと、病児・病後児保育事業を充実させます。
- 保育所、幼稚園等については、利用希望に応じた適正な定員の維持と、施設の計画的な改修・整備に努めます。
- 就学前教育の充実を図るため、保育所・幼稚園の認定こども園への円滑な移行を促進します。
- 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
- 母子寡婦福祉団体の支援に努め、ひとり親家庭の相互扶助と社会参加を促進します。
- ひとり親家庭の生活や就業に対する支援体制等の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金、母子・父子福祉資金等の制度により自立を支援します。

2 子育て世代の経済的負担を軽減するため、助成制度を充実させます

- 乳幼児医療費助成制度については、対象年齢を拡大するなど、制度の充実を図ります。
- 多児世帯等の保護者に対する保育料の軽減や児童手当の支給など、子育て世帯に対する経済的な支援を行います。

3 子育て環境づくりを地域ぐるみで進めます

- 子育てに対する市民の関心が高まるように、家庭はもとより地域や民間事業者等への啓発活動と各種情報提供に努めます。
- 地域が一体となって子育て家庭を支援できるように、民生委員・児童委員や母子保健推進員、母親クラブ、子ども会、PTAなどによる地域活動を支援するとともに、子育てに関する様々な行事への幅広い世代の参加を促進します。
- 子どもの遊びの場を確保するため、児童遊園地の適正管理に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆子どもたちと顔見知りになりましょう。

③ 青少年育成

～次代を担う青少年の健全な心身の育成を地域全体で支えます～

■現状と課題

青少年が心身ともに健やかに、たくましく成長することは、市民すべての願いです。しかし、共働き世帯の増加や地域での人間関係の希薄化など、近年、青少年を取り巻く環境は変化し、非行や不登校、虐待、いじめなど、様々な問題が深刻化しています。また、パソコンや携帯電話などの普及に伴い、インターネットを使った青少年の犯罪や有害情報の氾濫による事件や事故も増加しており、青少年が抱える問題はより複雑・多様化しています。

本市では、これまで「柳井市青少年健全育成市民会議」や「柳井市青少年育成センター」などを中心に、青少年がいる家庭への支援、街頭指導や相談活動、社会参加活動の促進、有害情報から青少年を守る活動等に取り組んできました。

今後は、これらの取組を継続しながら、青少年自身が自分のモラルの向上や責任、誇りなどについて考え、家族や地域とのつながりを大切にできるように、参加・体験型の文化・スポーツ活動やボランティア活動などへの参加機会をより多く提供していくことが求められています。また、青少年が社会性や自立性を育むことができるように、青少年や青少年団体の活動を支援していく必要があります。さらに、家庭はもとより学校、地域社会等の連携によって、家庭や地域の教育力を高め、青少年が心豊かにたくましく成長できる社会環境づくりを進めていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
街頭指導の実施回数	平成 27 年度：50 回	平成 38 年度：維持する	→
有害情報立ち入り調査の実施件数	平成 27 年度：15 件	平成 38 年度：維持する	→

■施策展開の方針と主な取組

1 家庭教育の充実により、心豊かな子どもたちを育てます

- 子どもに対する適正な親の態度や家庭のあり方、親子のふれあいや対話の重要性等についての啓発活動を推進します。
- 親や将来親となる青年層を対象に、親が子どもに対して果たすべき役割など、家庭教育に関する知識の普及等に努めます。
- 家庭に対する少年非行に関する情報提供に一層努めるとともに、相談機会の充実を図ります。

2 青少年を取り巻く環境の整備を行います

- 子どもたちが安心して過ごせる環境づくりのために、青少年に関わる各種団体、関係機関及び学校との連携を図り、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- 市民参画による青少年健全育成運動が展開できるように「柳井市青少年健全育成市民会議」の充実を図るとともに、その活動を積極的に支援します。
- 警察、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との密接な連携を図りながら、「柳井市青少年育成センター」の充実を図り、あいさつ運動、街頭指導、防犯パトロールなどの青少年を見守る活動を推進します。
- インターネットの適切な利用に向けた情報モラル教育の充実や啓発に取り組めます。
- 有害図書やビデオなどの排除に努めるとともに、薬物乱用防止のための啓発活動に取り組みます。

3 青少年の育成に地域社会で一体となって取り組みます

- 子ども会活動、ボーイスカウト活動、スポーツ少年団活動、文化活動などの自主的な活動を支援し、学校と地域社会の連携による体験活動の充実を図ります。
- ボランティア活動、コミュニティ活動、職場体験などへの参加機会の拡充を促進し、青少年の社会性や自立性を育成します。
- 青少年の国際的視野を広め国際協調の精神を養うため、国際交流活動を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆若者と気軽にあいさつや話をするなどしてみましよう。

④ 学校教育・高等教育

～「愛、夢、志をはぐくむ教育」を推進し、しなやかでたくましい子どもたちを育成します～

■現状と課題

本市は、平成 27 年 11 月に、「柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画」を策定し、今後の教育目標を「愛、夢、志をはぐくむ教育」と定め、サブタイトルを「スクール・コミュニティによる教育のまちづくりの推進」としました。

教育目標の「愛」、「夢」、「志」は、学校だけ、家庭だけ、地域だけで育つものではなく、それぞれがしっかりと連携することによってはじめて育まれるものです。

計画では、学校を中心に様々な年齢層の市民が交流を深め、地域に新たな絆を生み出し、学校・家庭・地域が一体となった人づくり・まちづくりを推進するスクール・コミュニティに取り組むことで、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもを育成することをめざしています。この目標を達成するためには、今後、より多くの市民が子どもたちの教育に積極的に関わり、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援していくことが求められます。

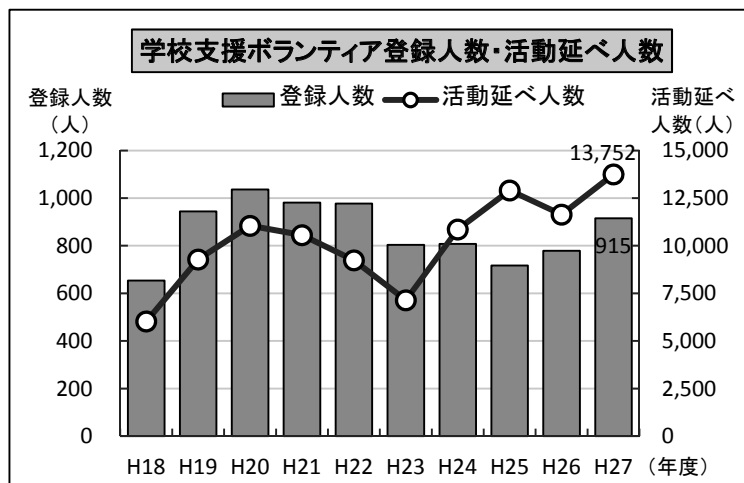
本市の学校施設は、平成 23 年 3 月に策定した「新たな柳井市小中学校整備計画」に基づき、耐震化工事や学校の統廃合等を進めてきましたが、現在もなお一部の学校において耐震化されていない施設が残され、児童生徒数の減少も続いています。このため、すべての子どもたちが安全で快適な環境の中で学ぶことができるように、引き続き、施設の改築、耐震補強等を推進するとともに、児童生徒数の現状を踏まえた上で、適正規模・適正配置の学校づくりを進めていく必要があります。また、施設の整備に当たっては、スクール・コミュニティにおける学校の役割等も考慮しながら、その整備を検討していく必要があります。

本市には、県立高等学校 2 校（普通高校 1 校、商工高校 1 校）と私立高等学校 1 校が設置されており、平成 28 年 4 月現在の生徒総数は、1,267 人となっています。また、平成 27 年度における市内中学校卒業生の進学率は、約 98.5%となっています。高等学校教育においては、それ

ぞれの興味や能力に応じてより専門性を高めることとあわせ、生徒一人ひとりの可能性を見極めて、幅広くサポートしていく教育の充実が重要となっています。

さらに、高等学校卒業後の市内就学等を可能にし、地域が求める人材を養成するために、必要なカリキュラムを実

施する高等教育機関の誘致に取り組み、高等教育環境の充実を図る必要があります。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
学校支援ボランティアの登録数	平成 27 年度：915 人	平成 38 年度：増加させる	↗
コミュニティルーム設置済の学校数	平成 27 年度：5 校	平成 38 年度：全学校	↗
小中学校施設の耐震化率	平成 27 年度：94.5%	平成 38 年度：100% (平成 31 年度までに実施)	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 教育内容・指導体制を充実させ、確かな学力の定着と豊かな心の育成に取り組みます

- 学習指導要領の趣旨を基本として、教育内容の充実を図ります。
- 各校の「学力向上プラン」に基づき、授業を改善し、家庭学習を充実、深化させることで学校と家庭がつながる「学びのサイクル」の確立に取り組みます。
- 全国学力・学習状況調査と学力定着状況確認問題の結果分析を行い、課題解決のための具体的な取組を実施します。
- 夢や志を持ち、人間力と社会力を兼ね備えた社会人として自立できるように、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ取組（インクルーシブ教育）を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 家庭や地域との連携を強化し、不登校の児童生徒の支援体制の充実を図ります。また、いじめなどの問題の早期発見に努め、解決に向けた適切な対応を図ります。
- 校内・校外において、豊かな心を育むための体験活動を充実させます。
- 保護者の経済的負担の軽減を図るため、国の法令等に基づき、就学援助費を交付します。
- G I G A スクール構想の実現に向けて、I C T 環境を充実させ、児童生徒の情報活用能力や学力向上を図ります。

2 心身ともに健やかで安全な教育を推進します

- 基礎・基本の運動を効果的に取り入れ、体力の向上を図ります。
- 学校保健・安全活動の実態把握と効果的な改善に努め、活動を組織的・計画的に推進します。
- 健康な身体を育成、維持するため、望ましい食習慣を身に付けさせるなど、食の自己管理能力を育みます。
- 学校給食においては、地産地消を推進し、安全で衛生的かつ栄養バランスのとれたおいしい献立の提供に努めます。また、必要な施設整備を進めます。
- 事故、事件、災害等の危険を自ら予測し、回避するための力を身に付けさせます。また、交通安全教育や防犯・防災訓練などの安全教育の充実を図ります。

3 スクール・コミュニティの取組により、地域に開かれた学校づくりを推進します

- スクール・コミュニティセンターを中心として、学校運営協議会の活性化や各学校との連携・交流、研修機会の充実を図り、スクール・コミュニティに取り組みます。
- 中学校区の地域教育ネットとスクール・コミュニティセンターを連携させ、情報収集・発信に努め、学校と地域が一体となった活動を支援します。
- 学校支援ボランティアへの登録を促進し、ボランティア活動の充実を図ります。
- 学校に、子どもや教職員と地域住民の交流拠点となるコミュニティルームを設置し、地域に開かれた学校づくりを進めます。

4 教育環境を充実させるとともに、学校規模の適正化を図ります

- 「新たな柳井市小中学校整備計画」に基づき、学校施設の改築、耐震補強を推進するとともに、計画の見直しも視野に入れ、適正規模・適正配置の学校づくりを進めます。
- 学校施設の整備に当たっては、スクール・コミュニティを推進する観点から、学校における地域住民の交流の場の整備を検討します。
- 確かな学力を身に付けさせるために図書、教材、教具等の整備充実を図ります。
- 多様な教育課題に対応できるように、教職員の研修を充実させ資質向上に取り組みます。

5 高等教育を充実させるとともに、私学教育の振興に努めます

- 快適な教育環境を確保し、多様で専門性の高い教育活動を展開するため、県と連携して質の高い高等教育を推進します。
- 中学校と高等学校との連携協議会の開催など連携を強化し、適切な進路指導の推進に努めます。
- 私立の高等学校に対して助成を行い、特色ある高等教育の充実を図ります。

6 高等教育環境の充実をめざします

- 産・官・学の連携により高等教育機関を誘致し、高等教育環境の充実をめざします。
- 奨学金貸付事業の充実を図り、意欲と能力のある学生の教育を受ける機会を支援するとともに、社会に貢献する有為な人材を育成します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆学校支援ボランティアに登録しましょう。

☆学校行事に参加してみましょう。



市の木 やなぎ

⑤ 生涯学習

～生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる環境を整えます～

■現状と課題

わが国の社会は、政治・経済のグローバル化、さらに進む少子化・高齢化、高度に発達する科学技術、あふれる情報など、大きく変化を続けています。また、人の生き方や価値観は多様化し、それぞれの関心や必要に応じて、生涯を通じて学習し、生きがいのある人生を過ごしたいという人が増えています。

このため、行政には、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができる環境づくりや、学習の成果を生かせる仕組みづくりが求められています。

本市は、公民館や図書館などの生涯学習施設を活用して市民に学習情報や学習機会を提供するとともに、地域においても生涯学習の取組を促進し、現在では、多くの市民が生涯学習活動に参加しています。しかし一方で、学習内容の固定化等により、個人のニーズに合った学習機会が得られない現状もあります。

今後は、高齢化の進行とともに職場から地域に活動の場を移す市民が増加し、生涯学習のニーズはさらに高まることが予想され、市民一人ひとりのニーズや地域社会の要請等に応じた豊かな学習環境の整備が求められます。

また、市民が、それぞれのライフステージにおいて、自由に生涯学習に取り組み、自己の人格を磨き、心豊かな暮らしを送ることができるよう、生涯学習施設の有効活用や整備に努めていく必要があります。さらに、市民の学習成果が、地域活動や市民活動に効果的に生かされるような仕組みづくりが重要となっています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
公民館利用自主グループの登録団体数	平成 27 年度：134 団体	平成 38 年度：増加させる	↗
公民館活動利用者数	平成 27 年度：37,151 人	平成 38 年度：増加させる	↗
柳井・大畠図書館来館者数	平成 27 年度：56,251 人	平成 38 年度：増加させる	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 普及啓発活動を積極的に行います

○生涯学習活動を普及するため、多様な学習情報の提供と意識啓発に努めます。

2 学習活動の多面的支援と相談体制の充実に努めます

○柳井図書館及び大畠図書館と、学校図書館、県立図書館など他の図書館との連携を図り、読書推進の啓発と利用促進に努めます。

○市民の多種多様な学習ニーズに対応するため、図書館の蔵書、資料等の充実や利便性の向上など利用環境の整備を図ります。

○学校や大学等との連携による公開講座や講演会等の開催に努めます。

○「しらかべ学遊館」や公民館を学びの拠点とし、学習に関する相談体制の充実に努めます。

○生涯学習を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事、公民館主事、図書館司書等の人材の育成に努め、学習活動の充実に努めます。

3 学習成果発表機会の充実に努めます

○地域の特性を生かした生涯学習事業を展開するとともに、学習活動の成果を発表する場の充実に努めます。

○生涯学習の成果を社会的な資本と捉え、地域の活性化やまちづくりに活用できるように、発表の場や活用する機会の確保に努めます。

4 生涯学習活動施設等の整備の充実に努めます

○公民館や生涯学習関連施設の適切な維持管理を図るとともに、改修や建替えを計画的に推進します。

○サンビームやない、アクティブやない、柳井市文化福祉会館などの利用利便性の向上を図るため、これらの施設周辺における駐車場整備を進めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆公民館や図書館に足を運んでみましょう。

☆自分の趣味を持って、学んでみましょう。

⑥ スポーツ・レクリエーション

～スポーツやレクリエーションを通じて、人と地域が元気なまちをつくります～

■現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、身体を動かす喜びや爽快感・達成感を味わうことができ、コミュニケーションづくりや心身に健康をもたらしてくれる世界共通の文化です。

本市は、これまで、市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及を奨励し、スポーツをより身近なものとするために、各種スポーツ大会の開催や体育施設の整備、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に取り組んできました。

平成 25 年 6 月には、平成 23 年に開催された「おいでませ！山口国体・山口大会」を契機として高まった競技力やスポーツへの関心を継承し発展させるために、「柳井市スポーツ推進条例」を制定しました。また、平成 27 年 3 月には、この条例に基づき、「スポーツに親しみ健康な柳井^{まち}をつくりましょう」の理念のもと、「柳井市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ・レクリエーション施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

市民意識調査においては、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに対して積極的に参加したい、ボランティアとして関わりたいという意向を示していますが、実際には、日頃からスポーツ活動をほとんど行っていない市民も多く、いかに多くの市民に、スポーツ・レクリエーション活動に関わりを持ってもらうかが、スポーツ振興を図る上での大きな課題となっています。

そのため、今後は、市民一人ひとりの関心、適性、健康状態等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる場や機会の提供に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間や地域間の交流を促進し、誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えていく必要があります。また、競技会等での地元選手の活躍は、市民に夢と勇気、感動を与え、地域に活力をもたらすものであることから、スポーツ選手の競技水準の向上と将来を担う青少年やスポーツを支える人材の育成に努める必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
スポーツ活動実施率の向上 (週に 1 回以上の実施率) (平成 35 年度スポーツに関する市民意識調査)	平成 25 年度：30.4%	平成 38 年度：50.0%	↗
全国大会出場者数	平成 27 年度： 延べ 72 人	平成 38 年度：増加させる	↗
体育施設の年間利用者数	平成 27 年度： 約 417,000 人	平成 38 年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 生涯スポーツの推進に取り組みます

- 市民一人ひとりの関心、適性、健康状態等に応じて、誰もがスポーツに親しむことができるように、多様なスポーツ・レクリエーション活動を促進し、生涯スポーツを推進します。
- スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供に努めます。

2 スポーツ団体の活動を支援し、人材の育成を図ります

- 体育協会や各競技団体等の組織の充実を図るとともに、団体等によるスポーツ教室や講習会などの開催を支援します。
- スポーツを通じて青少年の健全育成を図るとともに、スポーツを支えるボランティアや指導者等の人材の育成と、その活用及び連携を図ります。
- 全国的規模の大会等において優秀な成績が収められるように、スポーツ教室、講習会等の開催を支援するなど、各種競技団体及び競技選手の育成を図り、競技水準の向上に努めます。

3 スポーツ・レクリエーションによる地域活性化を推進します

- 魅力あるスポーツ・レクリエーション行事等の企画に努め、参加者の増加を促し、地域の交流を活性化させます。
- スポーツ合宿やスポーツ大会を誘致する取組を支援し、交流人口の拡大による地域活性化を図ります。
- 市独自のスポーツと文化や観光資源等を有機的に結び付け、その魅力を広く発信することにより、地域活性化を図ります。

4 スポーツ・レクリエーションの場の充実を図ります

- スポーツ・レクリエーション施設の整備や適切な維持管理を図ります。また、学校体育施設の地域開放や社会体育施設等の利用促進に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆地域のスポーツ大会等に参加してみましょう。
- ☆スポーツ・レクリエーションをして、観て、手伝ってみましょう。
- ☆スポーツ施設を大切に使いましょう。

基本計画

基本目標 3 健康・福祉

すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり

基本施策	①地域福祉	P.80
	②健康・保健	P.82
	③医療	P.84
	④高齢者福祉	P.86
	⑤障がい者福祉	P.88
	⑥社会保障	P.90

① 地域福祉

～お互いに認めあい、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します～

■現状と課題

少子化・高齢化に加え、核家族化、就業形態の変化や価値観の多様化などにより、従来、地域社会が持っていた「相身互い」、「おたがいさま」といった相互扶助機能は次第に失われつつあります。高度経済成長期の中で、工業化・都市化が進み、地域社会に代わって行政が担う公的な福祉サービスの領域は次第に広がり、分野ごとに発展してきましたが、住民の多様なニーズのすべてを公的な福祉サービスで対応することは困難です。

現代社会においては、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの生活支援だけでなく、不安やストレス、家庭内暴力（DV）、ひきこもり、虐待などといった新たな問題も発生しています。また、高齢者や障がい者などの社会的弱者の移動手段、災害時の対応など従来の社会福祉の枠組みでは解決できない課題も生じています。

こうした中、市民誰もが、「住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送る」ことができる地域社会を実現するためには、地域の福祉ボランティア活動等の活性化を図り、市民と行政の協働による身近な地域福祉を支える体制の構築が求められています。また、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくためには、住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉事業者、行政等が、それぞれの役割を共通認識した上で、協働、連携していく仕組みをつくっていく必要があります。さらに、若者も高齢者も、障がいのある人もない人も、共に地域で安心して日常生活を送れる社会こそがノーマル（普通）であるというノーマライゼーションの考え方のもと、人にやさしい福祉のまちづくりを、引き続き推進していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
「ふれあいいいきサロン」 箇所数	平成 27 年度：29 箇所	平成 38 年度：増加させる	↗
地域見守り活動協定締結数	平成 27 年度：39 団体	平成 38 年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 総合的なサービス提供体制を整備し、すべての人が地域の中でいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざします

- 「柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」に基づき、地域で支えあい、助けあう、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- 社会福祉施設や社会福祉団体、医療機関、民間事業者等との連絡・連携体制を強化し、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制を整備します。
- 研修会の充実等により民生委員・児童委員の資質向上を図り、ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭などへの相談体制を強化します。
- 高齢者や障がい者等の支援が必要な人に対し、民間事業者等との連携体制による地域見守りネットワーク活動を実施することで、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

2 地域福祉を支える人や団体の育成・支援に努めます

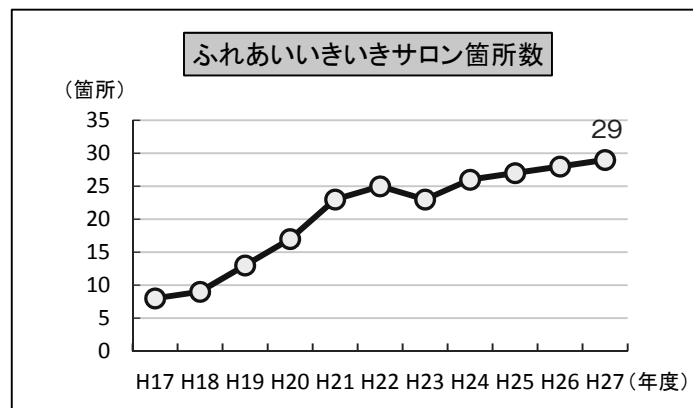
- 市民の福祉に対する理解と関心を深めるために、広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校や社会教育の現場において積極的な福祉教育を推進します。
- 地域福祉の担い手となる人材の養成に努めるとともに、ボランティアグループ等の活動を支援します。
- 社会福祉協議会の活動を支援し、安心して生活ができる地域づくりを推進します。

3 最も支援を必要とする人を中心に捉えるノーマライゼーション社会づくりを進めます

- すべての人々にとって住みよいまちとなるように、建築物、公園、道路や住宅等の設置者に対してユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆隣近所で声をかけあいましょう。



② 健康・保健

～市民の健康意識の向上と健康づくりを進めるとともに、保健対策の充実を図ります～

■現状と課題

健康は、人が充実した人生を送るための最も基礎的な条件となるものです。わが国の平均寿命は世界有数の水準に達していますが、健康の考え方は、単に長く生きることから、より高い生活の質を持って、より長く生きることへ変化してきています。また、現在では食生活や身体活動習慣が主な原因となる生活習慣病が増加しており、健康づくりのための正しい知識の普及と啓発を図ることが重要になっています。

市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな生活を送るためには、単に病気の早期発見や早期治療にとどまらず、生活習慣の改善により発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進していく必要があります。また、より多くの人に自らの健康に関心を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでもらうためには、身近な地域社会での健康づくり活動を促進し、それぞれの地域や職場等においてその重要性が共通理解され、市内全域で健康づくり活動が活発に展開される必要があります。

母子保健においては、出生数が減少する中、地域との関わりの希薄化による母親の孤立を防ぎ、安心して生み育てられるように、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築が必要です。

また、ストレス要因の多い現代社会においては、心の病気や自殺を防ぐための積極的な心の健康づくりとケア体制の充実が求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
血圧が高い人の割合	平成 27 年度：30.0%	平成 38 年度：減少させる	↘
肥満者の割合	平成 27 年度：18.6%	平成 38 年度：減少させる	↘
乳幼児健康診査平均受診率	平成 27 年度：99.2%	平成 38 年度： 100%に近づける	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 市民の健康意識の向上と健康づくりを推進します

○疾病の予防や健康の保持増進に関する正しい知識の普及を図るため、広報・啓発活動を充実させるとともに、学校や職場、地域における健康教育と保健指導を推進します。

- 保健センターによる健康相談や訪問指導の充実を図るとともに、医療・福祉・教育機関等の協力を得ながら、性別やライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 食生活改善推進員との連携・協力のもと、生活習慣の改善をめざした食育を推進します。
- にこにこ健康づくり推進員との連携・協力のもと、地域等における、楽で長続きする身体活動を中心とした健康づくりを推進します。
- 生活のあらゆる場が健康づくりの場となるように、学校や職場、地域と一体となって健康づくりの環境整備に努めるとともに、健康マイレージ制度により幅広い世代の健康づくりを推進します。

2 保健サービスを充実、強化し、健全な生活習慣の確立を促進します

- 疾病の予防と早期発見のために、健康診査やがん検診等の受診勧奨と受診しやすい環境整備に努めるとともに、健全な生活習慣を確立できるように、健康相談や健康教育を積極的に実施します。
- 母子保健推進員等との連携・協力のもと、子育て家庭の孤立の防止や、妊娠、出産、育児等に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、様々な相談に対応する支援体制を整備します。
- 妊婦や乳幼児の疾病の早期発見と健康管理のために、健康診査の受診率や予防接種の接種率の向上に努めるとともに、健康的な生活習慣の確立のための積極的な情報発信や母子保健指導を行います。
- 子宮がん、骨粗しょう症など女性に多い疾病の予防に関する情報提供を行い、女性の健康づくりを推進します。
- 歯科保健教育や健康診査の受診勧奨を積極的に行い、若い世代からのむし歯・歯周病予防を推進します。
- 心の健康づくりや自殺予防のために、教育や啓発活動を行うとともに、心の健康問題に関する相談機関の明確化、関係機関との連携による支援体制づくりを進めます。

3 感染症予防を推進し、市民の健康を守ります

- 結核や新型インフルエンザなどの感染症の発生を防止するため、関係機関との連携を強化し、予防接種の実施など防疫対策の充実を図ります。
- 感染症のまん延を防止するための衛生教育を行います。
- 定期予防接種の勧奨を強化し、接種率の向上に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆健康診査やがん検診を受けましょう。
- ☆家庭で血圧を測るなど、一人ひとりが自分の健康に関心を持ちましょう。
- ☆よい食生活と、個々の体力に合った身体活動の実践に取り組みましょう。

③ 医療

～保健・福祉分野との連携を図り、充実した医療サービスの提供に努めます～

■現状と課題

本市の医療機関は、平成 27 年 3 月末現在、病院 4 施設、一般診療所 35 施設、歯科診療所 18 施設、病床数 1,095 床となっています。また、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の人数は、平成 26 年 12 月末現在 1,147 人で、人口 10 万人当たりの人数は国・県の平均を上回っており、量的な医療環境は概ね充足しています。

しかし、疾病構造の変化や高齢化の進行、医療技術の進歩などにより、医療に対する市民のニーズは高度化・多様化し、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37 年以降は、医療ニーズのさらなる増大が見込まれます。

こうした中、すべての市民に効率的で質の高い医療サービスを提供していくためには、医療機関相互の密接な連携による広域的な地域医療体制の構築と、医療機関の機能に応じた適切な役割分担が求められています。また、不足が懸念される産科医、小児科医等については、その安定した確保を図るとともに、離島である平郡島においては、今後も自治医科大学卒業医師の派遣等により、島民に必要な医療サービスが継続的に提供される必要があります。さらに、市民が生涯にわたって住み慣れた地域で安心して生活していくためには、保健や福祉との連携による在宅医療体制の充実が求められています。

本市の救急医療は、休日夜間応急診療所による初期救急医療体制、周東総合病院を中心とした二次救急医療体制、岩国医療センター等による三次救急医療体制で実施されています。救急医療を安定的に維持するためには、地域の診療所と高度専門医療を担う病院との連携強化や役割分担の明確化を図る必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
救急搬送された者のうち、 軽症者の割合	平成 27 年：40.7%	平成 38 年：減少させる	↘

■ 施策展開の方針と主な取組

1 医療機関の連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります

- 医師会等の関係機関と連携し、柳井保健医療圏にとどまらない広域的な視点に立った医療機関相互の連携強化と適切な役割分担を促進することにより、地域医療体制の確保・充実を図ります。
- 日常的な診療や健康管理を行ってくれる「かかりつけ医・薬局」の普及を図ります。
- 国、県、医師会等の関係機関と連携し、産科医、小児科医等の医師確保対策を推進します。
- 離島医療体制の維持・充実を図るため、自治医科大学卒業医師やへき地医療拠点病院から派遣される代診医師、看護師等の確保に努めます。また、平郡診療所の施設や設備の整備を推進します。
- 「山口県地域医療構想」に基づき、効率的で質の高い、バランスのとれた医療提供体制の構築を進めるとともに、医師会や歯科医師会、介護・保健・福祉施設等の関係機関と連携し、在宅医療等の確保を図ります。

2 市民が安心して日常生活を送れるように、救急医療体制の充実を図ります

- 休日夜間応急診療所の運営により、初期救急医療体制の確保を図ります。
- 柳井保健医療圏の二次救急医療を担う周東総合病院への支援、医師会等の関係機関及び近隣自治体との連携により、二次救急医療体制の維持・充実に努めます。
- 三次救急医療の役割を担う岩国医療センター等との連携に努めます。
- 消防、医療機関との連携により、救急医療機関及び救急車の適正利用の意識啓発と、ドクターヘリの効果的な運航を図り、円滑な救急搬送体制の構築に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆「かかりつけ医・薬局」を持ちましょう。
- ☆救急医療機関や救急車の適正利用を心がけましょう。

④ 高齢者福祉

～いくつになってもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします～

■現状と課題

本市の高齢化率（65歳以上の人が全人口に占める割合）は、平成27年の国勢調査で36.3%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は緩やかに上昇すると見通され、平成38年には4割近くに達する見込みです。高齢化が進む中で、高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯の増加とあわせて、認知症高齢者も確実に増加し、高齢者福祉のますますの充実が求められています。また、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年以降には、医療や介護の需要がさらに増加することが予想されます。

このため、今後10年間は、高齢者福祉の充実に加えて医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築とともに、在宅医療・介護連携や認知症施策の充実、高齢者の虐待防止や権利擁護等の様々な取組を進めていく必要があります。また、高齢者の多様な社会参加を促進するとともに、高齢者自身が、地域において見守りや支えあい活動を行い、住み慣れた地域でいつまでも元気にその人らしい生活を継続できるまちづくりが求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）登録数	平成27年度：74人 （市内在住または在勤）	平成38年度：増加させる	↗
老人クラブ会員数	平成27年度：1,392人	平成38年度： 減少を抑制する	→

■施策展開の方針と主な取組**1 高齢者が住みなれた地域で自立できる生活支援体制を構築します**

- 地域包括支援センターを中核拠点として、介護関係団体、医療機関及び行政の相互連携のもと、高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」を構築して高齢者を総合的に支援します。
- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門スタッフを配置した地域包括支援センターのより一層の体制整備と機能強化を図り、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの充実」等の地域支援事業等に取り組めます。
- 介護が必要な状態にならないように、介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動器や口腔などの生活機能の低下予防、維持・改善に向けた介護予防事業を推進します。

- 認知症の予防対策を推進するとともに、認知症サポーターの養成や認知症相談窓口の充実を図り、認知症高齢者や家族が安心して地域で暮らせるように支援します。また、認知症に対する正しい理解の促進に努めます。
- 高齢者の権利を擁護するため、関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応などにより、その防止を図るとともに、成年後見制度の利用促進等に取り組みます。
- 住みなれた地域において自立した日常生活や社会生活を継続できるように、高齢者の公共交通機関による移動を支援します。

2 保健・福祉・介護サービスの充実により高齢者の生活を支えます

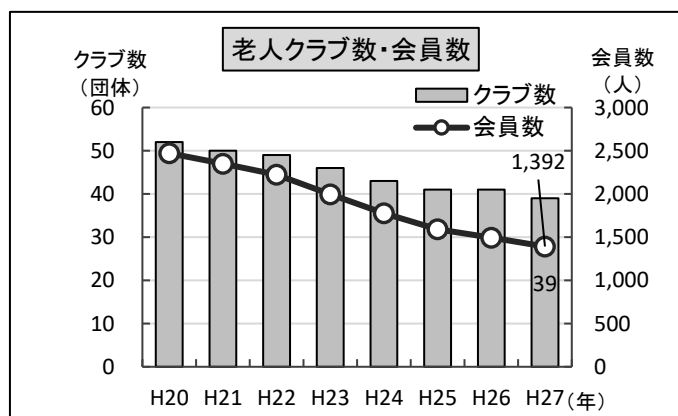
- 高齢者の個々の状態に合わせた適切なサービスが受けられるように、情報提供の充実に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉の機能連携を強化します。
- 高齢者が在宅生活を継続できるように、緊急時に対応するための緊急通報システムの設置や日常生活に必要なサービスの提供を行うとともに、家族介護者の負担軽減につながる取組を進めます。
- 高齢者が必要なときに適切な介護サービスを受けることができるように、施設・居住系サービスや地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めます。

3 高齢者の社会参加と生きがいを推進します

- 高齢者自身が地域づくりの担い手となって生きがいのある生活を送ることができるよう、地域でのボランティア活動や社会活動への自主的参加を促進します。
- 高齢者が地域づくりに主体的に参加できるように、老人クラブ活動などを支援するとともに、地域社会のシニアリーダーの育成・確保を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆できることは自分で行うように心がけましょう。
- ☆高齢者福祉活動や地域活動などに参加しましょう。
- ☆老後の生活について、家族と話しあい考えていきましょう。



⑤ 障がい者福祉

～障がいへの理解を深める取組を進め、共に暮らせる社会を形成します～

■現状と課題

障がいの原因は、疾病や不慮の事故など様々で、すべての年齢階層が対象となります。本市においては、障害者手帳所持者の59.8%が65歳以上で、社会の高齢化の進行にあわせて障がい者の高齢化が進み、障がいは重複化しています。

平成18年4月には、障がい者が地域で暮らせる社会の実現と、障がい者の自立をめざした障害者自立支援法（現行法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行され、障がいの種別や障がい者の年齢に関わらず、利用者本位のサービスが受けられ、障がい者が地域社会の中で生活し、働くことができる社会づくりが進められています。しかし、障がいを持つ人は、今もなお様々な物理的・制度的な障壁によって、日常生活において多くの制約を受けています。こうしたことから、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、交通機関や建築物などの物理的な障壁、障がい者等への意識上の障壁など、社会の中にある障壁の解消・除去を進め、障がいのある人もない人も多様な分野で自由に活動できる社会の実現をめざすこととされました。

このため、今後は、障がい者等へのより一層の合理的配慮の推進により、障がいを持つ人が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活することができ、障がいがない人との共生が図られるよう、ユニバーサルデザインの考え方を持って、まちづくりを進めていく必要があります。また、障がい者の就労や社会参加を促進するなど、その自立に向けた総合的な取組を推進していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
相談支援サービス利用者	平成27年度：241人	平成38年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 一人ひとりのライフステージに応じた保健、医療等の対策を充実させます

- 障がいの程度やニーズに応じた福祉医療サービスの利用が図られるように、障がいの認定に至る手続を適切に運用します。
- 子どもの障がいの早期発見に努め、療育の提供を支援することで、将来的な障がいの軽減を図ります。また、保護者への支援体制を整え、関係機関との連携による一貫した相談指導を充実させます。
- 障がいの状態に応じた一体的な支援ができるように、保健・医療・福祉の連携を強化します。

2 障がい者が安心して生活できるように、利用者本位の福祉サービスの充実に努めます

- 居宅介護や同行援護、短期入所などの介護給付事業、共同生活援助や自立訓練、就労移行支援などの訓練等給付事業、障害児通所支援事業、障害者福祉タクシー利用助成事業等の福祉サービスを継続します。
- 医療費負担や福祉サービス費用負担の軽減を図るため、更生医療などの自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度、サービス費用の軽減措置等の適切な運用を図ります。
- 相談支援やコミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具の給付・貸与、日中一時支援など、地域生活支援事業の充実に努めます。

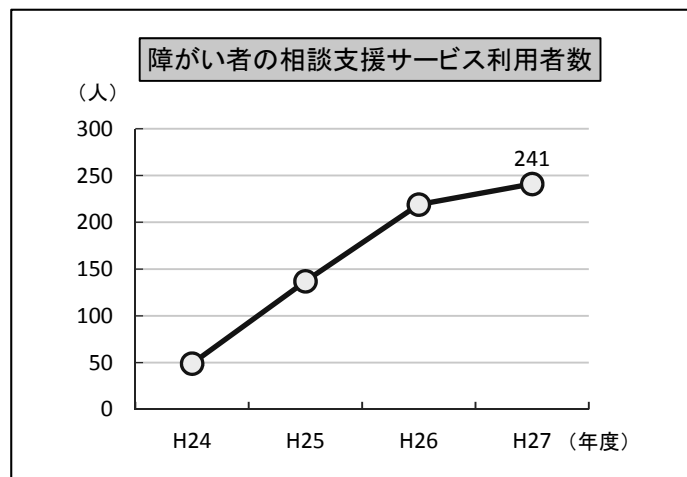
3 障がい者の社会参加を促進し、自立した地域生活の実現に努めます

- 市民が、障がいや障がい者についての正しい理解を深めるため、福祉教育や広報・啓発活動の充実に取り組みます。
- 関係機関との連携を強化し、障がい者雇用の促進と安定を図ります。さらに、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者の就労や生活の場の確保に努めます。
- 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への自主的参加を進めるとともに、障がいがない人との交流を促進します。
- 障がい者の権利を保護するため、障がい者の虐待防止や差別解消に取り組みます。また、権利擁護事業の充実及び成年後見制度の普及啓発に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆様々な障がいへの理解を深めましょう。

☆障がいを持つ人の自立生活を見守り、お互いに助けあいましょう。



⑥ 社会保障

～必要な生活支援と医療などが受けられる社会保障制度を維持運営します～

■現状と課題

本市の平成 27 年度末現在における生活保護受給世帯は 211 世帯で、被保護者は 252 人となっています。生活困窮者に対しては、今後とも、きめ細かな助言・指導を行うとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の適切な運用を図り、早期の自立を支援していく必要があります。

退職者や中小企業従業者を主な対象とする国民健康保険制度と、75 歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度においては、加入者の高齢化や医療の高度化などにより医療保険給付費が年々増加し、保険料（税）拠出との差が拡大しています。そのため、引き続き医療費の適正化等の推進に努めていく必要があります。

介護保険制度においても、要介護認定者の増加、核家族化の進行、介護者の高齢化や介護期間の長期化などにより、介護ニーズは今後さらに増加することが見込まれており、将来にわたっての安定的な運営が求められています。

国民年金制度は、老後の生活や障がい・死亡など不測の事態に備え、生活の安定を図る制度です。年金権を確保し、万一の場合等に生活困窮に陥ることがないように、加入手続等が適切に行われる必要があります。

社会保障は、高齢、病気、障がいなどに起因する生活上の諸問題に対し、貧困の予防や生活の安定を図るための仕組みであり、将来にわたって、その健全な運営が維持される必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
国民健康保険特定健康診査受診率	平成 27 年度：20.1%	平成 38 年度：県平均以上 (参考：平成 27 年度県平均受診率 25.4%)	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 生活保護制度等を適切に運用し、生活保護受給世帯等の生活困窮者の自立支援に取り組みます

- 就労支援などの各種支援プログラムを展開し、生活保護受給世帯の早期自立を支援します。
- 貧困防止のための支援事業に加え、中長期的な視点に立った貧困連鎖の防止に取り組みます。

○最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用に取り組み、市民生活の安定に向けた社会保障制度の充実を図ります。

2 安心して医療を受けることができるように、国民健康保険事業の適切な運営に努めます

○保険資格の適正化や保険税の納付相談・指導などを行い、公平・公正な国民健康保険制度の運用を図ります。

○被保険者の推移などを踏まえた計画的な保険給付を推進するとともに、被保険者への迅速な給付を行うなど、適正な医療給付を確保します。

○重複・頻回受診者への保健指導やジェネリック医薬品の普及促進を図り、医療費の適正化を推進します。また、特定健康診査や人間ドック等の受診率の向上を図ります。

3 安心して医療を受けることができるように、後期高齢者医療事業の適切な運営に努めます

○山口県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、適正かつ円滑に制度を運用し、後期高齢者医療事業の安定的な運営に努めます。

4 介護を必要とする人が安心して介護が受けられるように、介護保険事業の適切な運営に努めます

○介護保険制度について情報の提供や周知啓発を図り、介護保険事業の適正な運営に努めます。

○事業者への指導監督や研修により、適正な介護サービスの提供と質の確保・向上を図ります。

5 安心して年金が受け取れるように、国民年金制度の適切な周知に努めます

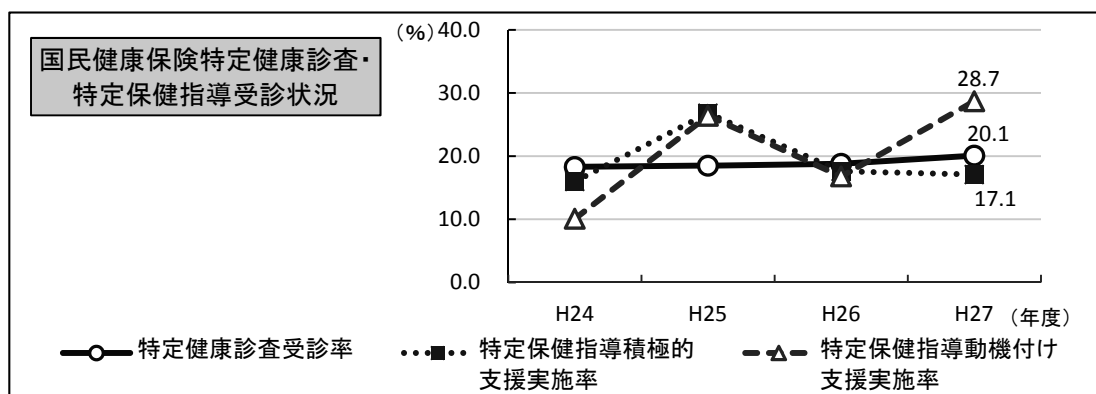
○安定した年金制度が維持できるように、年金事務所と連携して、制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、免除制度などの周知を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆可能な限りジェネリック医薬品の服用に努めましょう。

☆不必要な重複・頻回受診はやめ、適正な受診を心がけましょう。

☆特定健康診査や人間ドック等を通して、自分の健康状態を確認しましょう。



基本計画

基本目標 4 安全・都市基盤

災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり

基本施策	①防災・消防	P.94
	②防犯・交通安全	P.98
	③土地利用・都市構造	P.100
	④住宅・住環境	P.102
	⑤道路・交通	P.104
	⑥上下水道	P.108

① 防災・消防

～市民の力を合わせ、防災・減災を進めるとともに消防力を強化します～

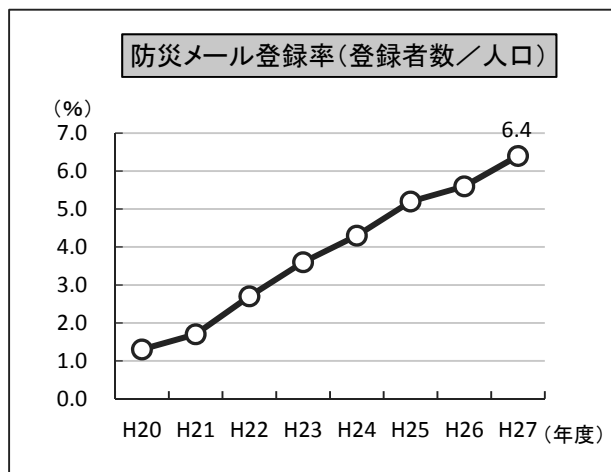
■ 現状と課題

本市は、市街地の大半が低地帯であるため、水害が発生する危険性が高く、山地・丘陵地では花崗岩風化土が広く分布していることから、豪雨による斜面の崩壊が発生しやすい地形・地質的特性を有しています。また、沿岸部や古開作等の低地帯では、津波や高潮被害の可能性とともに、地震による液状化現象の発生も懸念されます。このため、地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的な防災対策を進め、災害発生時において、市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えることができるように、災害に強い安全・安心のまちづくりを、引き続き推進していく必要があります。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震のような大規模広域災害では、「公助の限界」が明らかになり、市民や地域自らが災害に備えた主体的な取組を行う「自助・共助」の重要性が叫ばれています。わが国では、昭和 36 年の災害対策基本法の制定以降、防災インフラの整備が進められ、その進展とともに、被害の軽減が図られてきました。しかし、その一方で、防災は行政の責任であるという意識が住民にも行政にも深く浸透し、長年にわたり行政主導の防災が維持されてきたことが、住民や地域の災害に対する主体性を失わせたとの指摘もあります。特に、東日本大震災では、住民の主体的な対応行動の欠落が被害の拡大に大きく作用したとも言われています。

大規模災害は、地域全体に想像を超える甚大な被害をもたらすものであることから、こうした事態に備えるためには、市民の「自分の命は自分で守る」という自助意識のさらなる醸成を図るとともに、災害に対して地域が一体となって向かいあえる体制を整備しておくことが重要です。また、障がいのある人、妊婦、子ども、傷病者、外国人などの配慮を要する人に対しては、避難所生活をはじめとする災害時における避難支援を、地域やグループで担うことができるようにしておく必要があります。

消防体制は、本市のほか柳井地区広域圏の 3 町（周防大島町・上関町・平生町）で設立した柳



井地区広域消防組合（本市域には、本署・東出張所を設置）による常備消防と、市単独の消防団による非常備消防で構成され、消防活動を行っています。救急・救助体制についても、柳井地区広域消防組合が担っています。今後とも消防及び救急・救助活動を迅速かつ的確に行えるように、体制の充実・強化と業務の高度化を図っていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
防災メール登録数	平成 27 年度： 人口の 6.4%	平成 38 年度： 人口の 20%	↗
防災拠点施設の耐震化率	平成 26 年度：84.2%	平成 38 年度：100%	↗
防災出前講座	平成 27 年度： 19 回・408 人	平成 38 年度：増加させる	↗
浚渫を行った準用河川数	令和 3 年度：2 河川	令和 8 年度：17 河川	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 市民の防災力を高め、市民と行政が連携した防災体制の整備・充実を図ります

- 市民が「自分の命は自分で守る。自分のことは自分で助ける」という自助の心構えを持って、災害への備えや災害発生時に適切な行動ができるように、防災知識の普及・啓発と情報提供に努めます。
- 学校、団体等と連携した防災教育の充実を図るとともに、地域や組織形態に応じた実践的な訓練の実施に努めます。
- 自主防災組織の結成を促進するとともに、防災活動や訓練を継続して実施できるように、組織の育成に努めます。
- 防災行政無線や防災メール等の多様な情報伝達手段の活用を図り、市民が迅速かつ的確な避難行動がとれるように、避難体制の強化・充実に努めます。
- 災害弱者のプライバシーや個人情報等に配慮しながら、実効性の高い避難行動要支援者名簿を作成します。また、避難所等における合理的配慮の提供に努めます。
- 大規模災害時における公助の限界を鑑み、自主防災組織や自治会などの地域コミュニティ等の助けあい（共助）による避難体制の構築に努めます。
- ドローン等の最新技術を活用するなど災害対策の高度化を図るとともに、災害時用の資機材や物資の配備・充実を図ります。

2 災害に強いまちづくりを進め、安全・安心のまちづくりを推進します

- 高潮対策及び海岸堤防老朽化対策として、護岸の改修や改良、胸壁等の新設を進め、施設の機能強化を図ります。
- 宮本排水区及び柳北排水区における雨水ポンプ場の整備や下水路など雨水排水施設の適正な維持管理を行い、集中豪雨等による浸水被害の防止と軽減を図ります。
- 柳井川や土穂石川などの河川及び危険ため池の改修・整備を進めます。
- 河川氾濫などの浸水被害防止等のため、準用河川の計画的な浚渫を行い、適切な維持管理に努めます。
- 公共施設の耐震化と避難所機能の強化を図るとともに、防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設の整備に努めます。また、各家庭における耐震診断、耐震補強など耐震化の促進に努めます。あわせて、地震保険への加入を促進します。
- 治山・土砂災害防止施設の整備推進に努めます。あわせて、土砂災害特別警戒区域内等にある住宅等の移転・災害対策工事に要する費用を助成します。

3 火災予防対策及び消防・救急体制の充実を図ります

- 市民の防火意識の高揚を図るとともに、地域や学校、事業所等における防火訓練や防火教育の実施、家庭用火災報知器の設置促進に努めます。
- 防火管理者の育成指導や危険物施設等の立入検査を実施し、事業所における自主的な防火管理体制や保安体制の確立を図ります。
- 常備消防における機能的な消防活動の維持・向上を図るため、施設、設備、車両、資機材等の計画的な整備・更新に努めます。あわせて、消防水利の維持充実に努めます。
- 非常備消防である消防団の育成・強化を図るため、車両や資機材等の整備、教育訓練の充実等に努めます。また、女性や若年層の入団を促進します。
- 救急車両や資機材等の整備・更新を進めるとともに、県や医療機関等との連携を強化し、ドクターヘリを含めた救急搬送体制の充実を図ります。
- 救急・救助隊員の知識と技術の向上を図るとともに、救急救命士の養成に努めます。
- 公共施設や市内事業所等へのAEDの設置を促進するとともに、誰もが率先して命をつなぐ人材となれるよう市民に救命講習等の受講を促します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆ハザードマップ等を確認し、いざというときの対応を家族で話しあって決めておきましょう。
- ☆防災メールや防災アプリに登録しましょう。
- ☆防災訓練や防災出前講座等へ参加しましょう。
- ☆自宅に火災報知器を取り付けましょう。



市の木 もくせい

② 防犯・交通安全

～まちぐるみ、市民ぐるみでの安全・安心の地域社会の構築をめざします～

■現状と課題

防犯については、社会構造の変化に伴い、地域社会が伝統的に有していた犯罪抑止力の低下が懸念されています。また、情報通信手段の発達や国際化により、犯罪は広域化・複雑化しています。そのため、引き続き、市民、地域団体、警察、行政等が連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、環境美化や死角の除去などにより地域の防犯性を高め、犯罪の発生を抑止していく必要があります。

暴力団は、市民生活や経済活動の場に深く介入し、不当な資金獲得活動を行い、市民や事業者に大きな脅威を与えています。本市にも暴力団組織が存在しており、暴力団員等の不当な行為に対しては、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」という基本理念のもと、市民が一体となって、暴力団排除を推進していく必要があります。

交通安全対策については、本市の交通事故件数は減少傾向にあるものの、死亡事故は毎年のように発生し、特に高齢者が関わる事故が増加しています。これらの事故の多くは、前方不注意や速度違反など、交通ルールの遵守違反によるものであり、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の啓発が、あらためて重要となっています。今後とも、警察等関係機関との連携により、交通安全運動の推進や道路交通環境の改善を進めていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
年間犯罪発生件数	平成 27 年：215 件	平成 38 年：減少させる	↘
年間の交通事故死亡者数	平成 27 年：4 人	平成 38 年：減少させる	↘
年間の人身事故件数	平成 27 年：139 件	平成 38 年：減少させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 市民と行政が連携した防犯活動を推進します

- 警察との連携を強化し、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、広報・啓発活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 地域住民や P T A 等との連携・協力により、子どもたちの日常生活や通学時における安全性の確保に努めます。
- 防犯性を高めるまちづくりのために、自治会等が設置する防犯灯の整備費を助成します。
- 「柳井市犯罪被害者等支援条例」に基づき、警察や関係機関等との連携・協力のもと、犯罪被害者等への適切な支援に努めます。

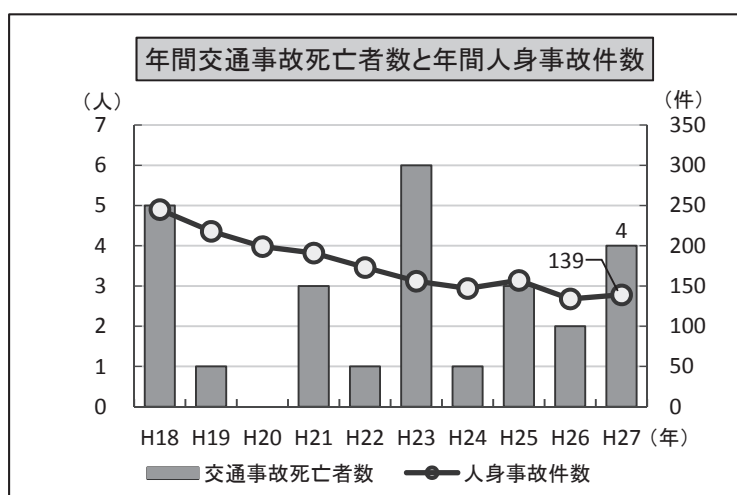
- 「柳井市暴力団排除条例」に基づき、市民、地域団体、警察との連携・協力のもと、暴力団組織の排除を推進します。また、集団による暴走行為などに対する暴力追放運動を展開します。

2 市民と行政が連携した交通安全活動を推進します

- 幼児から成人に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。また、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者には、出前型講習会や家庭訪問による個別指導等を行います。
- 道路改良やカーブミラー、ガードレール等の設置を進め、交通事故の防止に努めます。
- 「柳井市通学路交通安全プログラム」に基づき、地域住民やPTA等との連携・協力により、通学路における安全性の確保を図ります。
- 車中心の交通対策から、「ゾーン30」の整備など「人の視点に立った交通安全対策」を推進します。
- 交通事故の相談窓口である柳井ブロック交通事故等相談所の周知を図り、問題の早期解決を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆自宅や自転車等の施錠を習慣化しましょう。
- ☆交通ルールを守り、交通マナーに心がけましょう。



③ 土地利用・都市構造

～住・職・学・遊・医などの生活機能がコンパクトに配置された都市を形成します～

■現状と課題

本市は、市の中心部と西部に広がる平野、北部の山間地、東部の沿海部、南部の半島部と島しょ部といった多様な地勢を有しています。また、山地・丘陵が海岸近くまで迫り平地面積が少ないことが、本市の土地利用と市街地形成に大きな影響を与えています。

本市では、旧柳井市のエリア全体を都市計画区域と定め、そのうち 698ha の範囲を都市計画用途地域とし市街地を形成する範囲と設定しています。それ以外の地域は、自然的地域として、農業振興地域など土地利用規制の活用によって計画的な利用促進に努めてきました。

土地は、現在から将来にわたって市民のための限られた資源であるとともに、安全で快適な市民生活と健全な事業活動の共通の基盤となるものです。したがって、公共の福祉優先の基本理念のもと、総合的かつ長期的視点に立った計画的な土地利用を推進していく必要があります。

また、人口減少等が進む本市にあっては、市街地内の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造への転換をめざす一方、自然的地域においては、引き続き、農業振興地域制度や地域森林計画制度の適切な運用を図り、農林漁業との調和や既存集落の良好な環境の保全に努めていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
人口集中地区（D I D）の面積	目標 平成 37 年国勢調査の値が、平成 27 年国勢調査の値を超えない (参考：平成 27 年国勢調査の値 4.35 平方キロメートル)		↘
適正な土地利用の推進に対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：6.0%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：28.0%	平成 38 年：低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 今ある市街地を有効活用しつつ市街地の拡大を抑え、様々な都市機能がコンパクトに集約された都市構造への再編を進めます

- 良好な市街地環境の形成や健全で合理的な土地利用を促進するため、「柳井市都市計画マスタープラン」を改定するとともに、用途地域や地区計画、農業振興地域等の土地利用に係る個別の手段を総合的に活用し、計画的な土地利用を推進します。
- 立地適正化計画制度や特定用途制限地域などを積極的に活用し、コンパクトなまちづくりを実効性のあるものとして取り組みます。
- 都市計画総括図をはじめとした都市計画に関する情報のデジタル化を進め、市民や事業者がいつでも気軽にまちづくりへ関わることができるように情報提供に努めます。

2 農林業振興施策との調整を図りつつ、都市計画による適正な規制誘導により地域の特性に応じた健全で合理的な土地利用に努めます

- 自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域においては、農業振興施策を計画的に推進します。
- 農業振興地域における土地利用については、優良農地の確保・保全と農業生産基盤の整備を推進し、効率的で生産性の高い農業の確立をめざします。また、自然環境の保全や耕作放棄地の拡大防止・解消など適正な管理に努めます。
- 「柳井市地域森林計画」と「柳井市森林整備計画」に基づき、適正な森林施策の実施や森林の保全、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、顕在化している竹林の繁茂については、竹林資源の有効活用を模索するとともに、適正な管理や他樹種への転換等を進めます。

3 土地利用に関する情報について、適切な運用に努めます

- 土地の効率的な利用を図るため、地籍調査の成果を踏まえ、地籍情報の適切な管理と運用に努めます。
- 国土利用計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引規制の的確な運用を図ります。
- 住居表示制度は、市街地内の住所・所在地を分かりやすいものにするため、引き続き実施区域内での適切な運用を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆低未利用地や耕作放棄地が増えないように、早めの相談に努めましょう。

④ 住宅・住環境

～すべての人が住み良さを実感できる居住環境をつくります～

■ 現状と課題

本市の住宅状況は、平成 25 年の住宅・土地統計調査によると、持ち家の割合が 71.6%となっており、国平均の 61.7%、県平均の 67.3%を上回っています。一方、空き家の占める比率は 18.9%と高く、最低居住水準に達していない狭小な住宅や老朽化した住宅も依然として残されており、住まいの質や耐震性、地球温暖化対応などの面において課題があります。

市営住宅については、老朽化して耐用年数を超えたものが増加しており、「柳井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切なストックマネジメントを行っていく必要があります。

少子化・高齢化の進行や人口減少により、今後はさらに空き家等の増加が見込まれ、中でも適切な管理が行われていない空き家等の増加は、地域住民の防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。市民の快適で安全な住環境を確保していくためには、空き家等の活用を促進するとともに、総合的な視点に立った空き家対策を展開していく必要があります。また、真に豊かな住生活を実現するためには、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」を重視した施策の推進が求められています。

さらに、住宅は、単に市民の生活の場だけではなく、街並みや景観を構成する重要な要素であることから、無秩序な宅地開発や建築行為がされないように、柳井の風土や周辺環境に配慮した住まいづくりを推進していく必要があります。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
市営住宅の管理戸数	平成 27 年度：925 戸	平成 38 年度：650 戸	↘
敷地が道路に接していない、または接していても幅員が 4 m 未満の道路である住宅の割合 (平成 35 年住宅・土地統計調査)	平成 25 年：60.9%	平成 38 年：減少させる	↘
住宅・宅地の整備に対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：12.6%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：16.2%	平成 38 年：低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 既存の住宅ストックを活用し、市営住宅の適切なストックマネジメントを行います

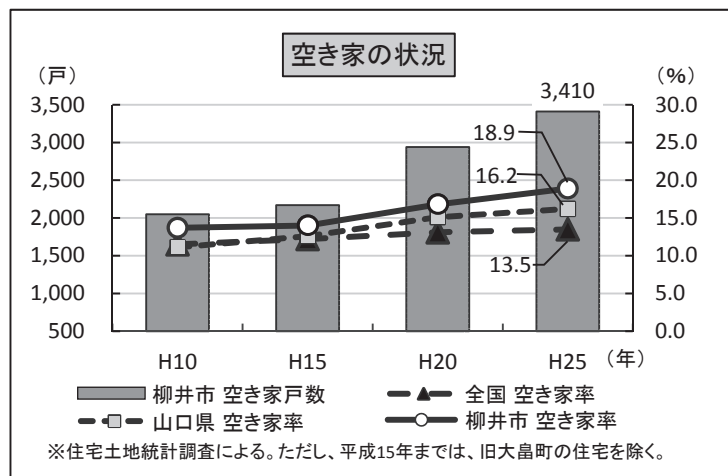
- 「柳井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切なストックマネジメントを行いながら市営住宅の維持・管理に努めます。
- 現在の「柳井市公営住宅等長寿命化計画」の計画期間が終了する平成34年度までに、市営住宅の耐用年数の経過状況や適切な住宅供給規模を検討し、団地の統廃合を含めた「第2次柳井市公営住宅等長寿命化計画」を策定します。

2 良質な住宅・宅地の供給促進を図り、魅力ある住環境を形成します

- まちなか居住を促進し、良好な住環境を確保するため、狭あい道路の拡幅整備を進めるとともに、空閑地等での小規模な土地区画整理事業等による民間宅地開発を支援します。
- 土穂石地区土地区画整理事業については、地区の合意形成を図りつつ廃止を前提とした見直しを行います。
- 税制優遇措置である優良宅地・優良住宅認定制度や民間事業者による宅地開発・大規模建築行為に関する手続を明確にし、地域の環境と調和のとれた宅地が供給されるように努めます。
- 居住環境の安全性や質の向上を図るため、住宅の耐震化や防犯化、低炭素住宅等の普及や住宅の長寿命化等を促進します。
- 福祉部門と連携し、高齢者や障がい者の身体に配慮した住宅の普及や、ユニバーサルデザインを考慮した住宅及び宅地の整備を促進します。
- 空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「柳井市空き家等対策計画」（仮称）を策定します。
- 空き家等の所有者に、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等の適切な管理を促します。
- 地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空き家等の有効活用を図ります。
- 市及び土地開発公社が所有している宅地分譲地（サザンヒルズ八幡・琴の里・パークビレッジ大畠）については、広報宣伝等に努め、販売促進につなげます。

☆市民の力を発揮 しましょう

☆空き家や空き地が、周辺の迷惑にならないように適切な管理に努めましょう。



⑤ 道路・交通

～快適で便利な道路空間づくり、交通ネットワークづくりを推進します～

■ 現状と課題

都市間を結ぶ交通網は、市民の活動範囲を広げ、地域間交流と連携を進める上で重要な基盤となるものです。本市では、従来から国や県、関係自治体、民間事業者との連携によって、国道や県道等の幹線道路網の整備、鉄道・港湾機能の充実などに努めてきました。

市民の日常生活や経済活動を支える市道（路線数：894、実延長：476.8 km）についても、その整備改良を計画的に進め、平成 27 年度末現在、舗装率 79.17%、改良率 45.80%となっています。

しかし、山陽自動車道や空港、新幹線駅等の高速交通体系へのアクセスについては、依然として不便な状況にあります。また、膨大な延長にわたる道路や橋りょうは、老朽化が進んでおり、今後の市民生活や事業活動等に支障を及ぼすおそれがあります。

こうしたことから、幹線道路については、国道 188 号岩国南バイパスの南伸などによる地域高規格道路の整備や、主要な道路交通網を形成している国道 188 号の柳井平生バイパスを含めた整備等を、引き続き県等と連携して国に強く要望していく必要があります。

市道については、今後も必要性の高い箇所を重点的かつ計画的に整備し、安全性や利便性、快適性の向上を図っていく必要があります。また、地域の実情にきめ細かく対応できるように、地域住民との協働による「ふるさとの道づくり」等も推進していく必要があります。

一方で、安全で快適な道路・交通環境づくりのためには、駐車・駐輪マナーの向上とあわせて、高齢者や障がいのある人を含む、すべての人にやさしい道路環境や公共交通施設などの整備、地域の実情に応じた交通システムの構築等も求められています。

フェリー等が発着する柳井港は、四国地方への玄関口としての役割も有しており、松山市をはじめとする各都市との交流拡大を図る上で、港湾機能のさらなる充実が求められます。

さらに、空港や新幹線駅につながる JR 山陽本線の鉄道機能を充実させることも必要です。

平郡島への平郡航路は、島民にとって欠かすことのできない交通手段であり、今後も第三セクターである平郡航路有限会社の事業経営の健全化を図る必要があります。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
市道改良率（幅員 4 m 以上に改良済みの道路延長／市道の全延長）	平成 27 年度：45.80%	平成 38 年度：50.10%	↗
「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された「予防保全型橋梁」の修繕率	平成 27 年度：7.1%	平成 38 年度：39.9%	↗

柳井港の船舶乗降客数 (平成 36 年港湾調査)	平成 26 年 : 168 千人 / 年	平成 38 年 : 維持する	→
J R 柳井駅の乗降客数	平成 27 年度 : 4,046 人 / 日	平成 38 年度 : 維持する	→
道路、交通網の整備に対する 満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年 : 17.1%	平成 38 年 : 高める	↗
	不満度 平成 27 年 : 32.6%	平成 38 年 : 低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 広域交通ネットワークの充実により他都市との交流を便利にします

- 周辺都市へのアクセスの向上を図るため、広域連携軸として位置づけられる岩国柳井間地域高規格道路（国道188号岩国南バイパスの南伸）の整備促進について、県等との連携協力を図り、引き続き国への要望を行います。
- 国道188号柳井平生バイパスの早期事業化を国に働きかけるとともに、柳井警察署前交差点の改良整備を促進します。
- 山陽自動車道玖珂インターチェンジや新幹線駅等へのアクセスを強化するため、（仮称）柳井玖珂道路の地域高規格道路としての早期選定をめざします。
- 地域間を結ぶ主要道である県道（柳井周東線・光柳井線・光日積線・柳井上関線・柳井由宇線・伊陸大畠港線・木部柳井線・東浦西浦線）は、交通量の状況や社会情勢の推移等を勘案しながら整備を促進します。
- 新幹線駅や空港に連絡する J R 山陽本線は、鉄道事業者との連携協力により、利用促進を図りつつ、鉄道機能の維持・充実に取り組みます。
- 松山都市圏や離島を結ぶ海上交通の要衝である柳井港は、乗り換え等で施設を安全に利用できるように、地域再生計画に基づき渡航施設のバリアフリー化や駐車場等の周辺施設整備を促進し、港湾機能の充実を図ります。

2 道路ストック（舗装、橋りょう、照明、標識等）の適切な管理により長寿命化を図ります

- 市道については、地域の幹線道路の整備を計画的に進めるとともに、生活道路の整備、狭あい道路の解消に努めます。
- 良好な居住環境の形成や交通安全、防災面での機能向上の観点から、地域住民が狭あいな道路の解消のために主体的に計画、実施し、行政が支援する「ふるさとの道整備事業」や「生活道路整備事業」等の地域住民との協働による「ふるさとの道づくり」を積極的に推進します。
- 橋りょうは、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1度、定期的な点検を行い、補修が必要な橋りょうや耐用年数を経過した橋りょうについては、計画的に修繕等の維持管理を行います。

- 市道の管理パトロールを強化し、損傷箇所や危険箇所の早期発見と迅速な対応に努めます。
また、道路照明や標識等の道路附属物については、定期的に点検を実施し、修繕の必要な箇所の早期発見と迅速な対応に努めます。

3 安全で快適な道路・交通環境づくりに努めます

- 高齢者や障がい者をはじめとする歩行者の安全性や快適性を確保するため、歩道の段差解消、点字ブロックの設置などのバリアフリー化や交通安全施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理により良好な歩道環境・道路空間の確保に努めます。
- 都市計画道路は、社会経済情勢を踏まえた上で、計画決定から長期間にわたって未着手となっている路線については、廃止を含めた見直しを行います。
- 主要な交通結節点であるＪＲ柳井駅は、鉄道事業者との連携を図りながらエレベータ設置等によるバリアフリー化を促進します。
- 駅前広場等の良好な環境を確保するため、鉄道駅周辺における駐輪場の維持管理と自転車等放置規制の適切な運用を図ります。
- 既存の市営駐車場については、利用促進と有効活用に努めながら、利用の実態と採算性を検討し、廃止や経営譲渡等も含めて幅広く検討します。

4 人にやさしい公共交通の充実を図り、新しい交通システムなど交通手段の充実に努めます

- 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図るため、立地適正化計画制度等との整合を図りながら、地域公共交通網形成計画等の作成に取り組みます。
- 日常生活に不可欠なバス路線を維持するため、他の交通機関との連携を図りながら、市民ニーズに合わせた運行の改善に努めるとともに、国、県と協力して、バス事業者への助成、運行委託などに取り組みます。
- 交通不便者の日常移動手段を確保するため、地域の実情に応じて、デマンド交通など新しい交通システムを含めた公共交通サービスの提供に努めます。
- 平郡島への離島航路を確保するため、国、県の協力を得ながら航路の維持を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた運航方法などを検討します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆公共交通機関を利用しましょう。
- ☆道路のくぼみなど、気づいたことを伝えましょう。



市の花 ツツジ

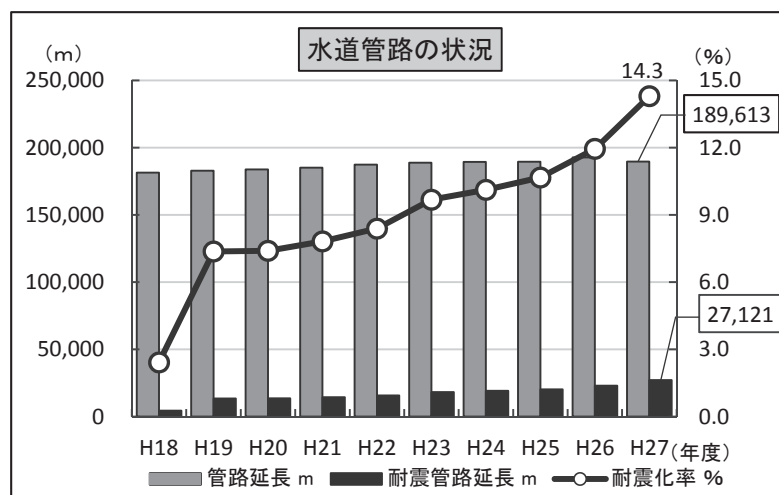
⑥ 上下水道

～健康で快適な都市生活を支える施設整備と維持運営に努めます～

■ 現状と課題

本市の上水道は、度重なる水不足に悩まされてきましたが、平成 13 年度に柳井地域広域水道企業団から用水供給を受けることで、安全で安定的な水道水の供給が実現しました。しかし、人口減少等により 1 日平均有収水量は、平成 19 年度をピークに減少傾向にあり、主たる収入源である水道料金の増収は期待できない状況にあります。経費は、広域水道企業団からの受水費、減価償却費や企業債の支払利息などの固定的な費用が、全体の 8 割近くを占め、削減は容易ではありません。その一方で、水道水を安定的に供給するためには、老朽化した管路や施設の更新と耐震化を進める必要があり、今後、多額の費用が必要となります。そのため、平成 27 年 3 月に、これらの課題を踏まえた上で、水道事業の進むべき方向性を明らかにした「柳井市水道ビジョン」を策定しました。今後の水道事業の経営に当たっては、人口と給水量のさらなる減少が見込まれる中で、業務執行体制や水道施設の最適化、更新施設のダウンサイジングなどの経費の削減努力に加えて、補助事業等の有効活用にも取り組んでいく必要があります。また、離島の平郡東西の簡易水道については、水質の向上と安定供給に努めるとともに、地理的条件により職員による即応的な維持管理が困難であることから、民間への包括的な業務委託を検討する必要があります。

下水道は、トイレの水洗化や生活環境の改善、河川や海の水質保全など多様な役割を果たしています。本市の平成 27 年度末の下水道の利用可能面積は 328.69ha で、下水道人口普及率は 30.1%となっています。これに余田地区及び大畠地区の農業集落排水と浄化槽による処理を含めた污水处理人口普及率は、75.4%となっています。今後の污水处理については、事業計画区域内における下水道整備を着実かつ計画的に進めるとともに、事業計画区域内にあっても長期にわたって整備が見込めない地域においては、地域の実情に適した効率的かつ経済的な手法による整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図っていく必要があります。さらに、下水道事業の経営に当たっては、経営状況をより的確に把握できる公営企業会計へ移行し、経営基盤の強化を図る必要があります。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
上水道の有収率	平成 27 年：90.3%	平成 38 年：92.0%	↗
水道管路の耐震化率	平成 27 年：14.3%	平成 38 年：24.0%	↗
汚水処理人口普及率	平成 27 年度：75.4%	平成 38 年度：79.9%	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 安全で安定した水道供給のため、施設の強化と健全な経営基盤の確立に努めます

- 災害に強い水道施設を確立するため、老朽化した配水管を耐震性能を有する管に更新するとともに、管路網をブロック化することで緊急時対応の容易性と迅速性の向上を図ります。
- 健全な経営基盤を確立するため、将来の水需要の減少を見込み、施設のダウンサイジングや管路網の再整備による事業費の削減を図るとともに、補助事業の有効活用に努めます。
- 地震や水質事故等の緊急時に、より適切かつ迅速に対処できる体制を構築するため「柳井市水安全計画」（仮称）を策定します。
- 離島という地理的条件により即応的な維持管理が困難な平郡東西の簡易水道施設については、民間への包括的な業務委託を検討します。
- 業務執行体制の最適化を図るため、窓口・検針業務の包括委託を行うとともに、公営企業の職員としての人材育成に努めます。
- 定期的に水道事業経営懇話会を開催して水道事業の経営状況を検証します。
- 水道サービスにおける満足度の向上を図るため、水質や水道工事の状況、水道料金の仕組みや経営状況などの情報を積極的に発信します。

2 下水道施設の機能を高めるとともに、下水道普及率の向上などを推進します

- 生活排水対策として、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
- 公共下水道整備済区域内の未接続者に対し、排水設備の設置・接続を促し、水洗化率の向上を図ります。
- 経営成績や財政状態などの経営状況をより的確に把握できる公営企業会計へ移行し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。
- 下水道施設・農業集落排水施設の老朽化に対応するため、施設の長寿命化を図る更新計画を策定し、維持管理費の縮減や更新費用の平準化に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆寒くなることが予想される場合は、早めに水道管の凍結対策をしましょう。
- ☆下水道の本管が整備された地域では、早めに接続しましょう。
- ☆浄化槽の法定点検を受けましょう。

基本計画

基本目標 5 環境

美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり

基本施策 ①景観	P.112
②緑化・公園	P.114
③環境保全	P.116
④循環型社会	P.118
⑤環境美化・環境衛生	P.120

① 景観

～心地よいと感じる景観を地域の財産として共有し、守り育てていきます～

■現状と課題

本市は、日本三大潮流として知られる大島瀬戸や多島美を誇る瀬戸内海、柳井川などの河川や緑豊かな山々など、豊かで美しい自然環境に恵まれています。また、白壁の町並みや茶臼山古墳などの歴史的景観、さらには農山漁村集落等における自然と共生しながら暮らしてきた人々の営みによる文化的な景観も残されています。これらは、市民のみならず、本市を訪れる人からも高く評価されています。しかし、近年、人口減少や高齢化による空き家や耕作放棄地等の増加、山林の荒廃や竹の繁茂等が、良好な景観の形成に悪影響を及ぼしています。

美しい景観は、柳井のまちに暮らす私たちの心に潤いを与えるとともに、地域の誇りともなっており、まちの魅力や価値を高める重要な要素となります。また、良好な都市景観そのものが、まちの活性化に資する貴重な財産ともなります。

こうした観点から、本市は、平成 20 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、「ふるさと柳井市 100 景」の選定、「柳井市景観計画」の策定や「柳井市景観条例」の制定などを通じて、良好な景観の形成と保全・活用に取り組んできました。

良好な景観は、地域に住む私たちの日常の生活から生み出され、守られ、育てられるものであることから、今後とも市民の景観に対する関心と意識の高揚を図り、市民・事業者・行政が協働、連携して、柳井の歴史や自然と調和した個性的で美しい景観を将来にわたって維持、創出していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
届出対象行為に対する改善要請件数	平成 27 年度：0 件	平成 38 年度：0 件	→
景観に配慮したまちづくりに対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：18.1%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：18.8%	平成 38 年：低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 心地よいと感じる景観を守り育てていきます

- 五感で感じる景観、四季の中の景観、時間によって変化する景観、見る場所によって異なる景観など、様々な景観の見方について、関心を高めるとともに、良好な景観を維持、創出していくことの大切さを広く浸透させるため、情報提供や学習会等の開催による啓発に努めます。
- 白壁の町並みを地域景観づくりの核として位置づけ、そこから景観の取組の輪を広げることにより、歴史的文化的景観や魅力ある都市景観の保全につなげていきます。
- 農地や里山の保全、臨海部における自然海岸の保全に努めることにより、柳井の原風景となる美しい農山漁村の景観を守り、育てます。

2 それぞれの場所に合った景観の形成に努めます

- 公共事業等における建築物をはじめ、道路、公園、河川、海岸、ほ場等の土木構造物のデザインの向上に努めます。
- 屋外広告物については、屋外広告物法の趣旨を踏まえ、良好な景観の形成に及ぼす障害及び公衆に対する危害の防止を図るため、適切な規制に努めます。
- 電柱、電線類の工作物は、眺望景観を阻害するだけでなく、災害時における転倒などの危険要素ともなることから、電気通信業者と協議、連携し、適正配置と設置数の抑制に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆景観について関心を持ち、心地よいと感じる景観を見つけてみましょう。

② 緑化・公園

～協働による緑化と花いっぱい、公園緑地の質的充実を図ります～

■現状と課題

公園や緑地は、市民が憩い、子どもたちがのびのびと遊べるレクリエーション空間として整備されています。また、市民の健康づくり、緑を生かした快適な住環境の創出、さらには災害防止や災害時における避難場所といった大切な役割も果たしています。

本市では、柳井ウェルネスパーク、茶臼山古墳歴史の広場、柳井川河川公園など特色ある都市公園や、自宅から歩いて利用できる身近な公園緑地などの整備を進めてきました。また、市民参加による花壇づくりや、市民や事業者等と一体となった地域ぐるみの緑化活動を推進し、花と緑にあふれるまちづくりを進めてきました。

しかし、公園施設については、全体にわたって老朽化が進行しており、適切な維持補修や更新が困難な状態になると、安全で快適な利用を確保するという公園本来の機能に支障が生じることとなります。

今後は、やまぐちフラワーランド、農村公園、民有緑地など都市公園以外の施設も含めた既存施設の利用促進と適切な管理運営に努めるとともに、市全体のバランスを考慮しつつ既存公園施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。

また、快適な市街地環境を創出する上で「花と緑」がもたらす効果は幅広く、生涯学習、コミュニティ、余暇活動、産業振興、景観形成など多岐にわたることから、花と緑にあふれるまちづくりを市民、事業者、学校などとの協働により、なお一層推進していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
自治会等が管理運営に関与している都市公園数	平成 28 年度：5 箇所	平成 38 年度：10 箇所	↗
市民花壇の管理を行う団体数	平成 28 年度：43 団体	平成 38 年度：維持する	→
公園・緑地の整備に対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：13.0%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：26.9%	平成 38 年：低下させる	↘

■ 施策展開の方針と主な取組

1 公園緑地が持つ多機能性を生かした管理運営に努めます

- 「柳井市都市公園施設長寿命化計画」（仮称）を策定し、将来を見据えた適切な管理運営がなされるように取組を進めます。
- 市民が身近な公園緑地に対して愛着を持ち、適切に維持管理が行われるように、自治会等による自主的な公園管理活動を支援するなど、市民、事業者等との協働の取組を進めます。
- 遊具の老朽化などにより公園施設の安全管理が、今後はさらに重要となることから、施設や遊具の廃止も含めた適切な機能更新を行います。
- 災害時における避難場所及びオープンスペースとしての機能が発揮されるように、施設の充実と適切な維持管理に努めます。
- 自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園は、適正な保全管理がなされるように、関係機関との連携協力を図ります。

2 市民との協働による花と緑のまちづくり活動を推進します

- やまぐちフラワーランドを拠点として、花と緑の講座や相談会を開催するなど「花と緑の文化」の発信に努めます。
- 街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の緑化を進めます。
- 花と緑が持っている潤いや和みの空間を生み出す力を、まちづくりに生かすため、市民花壇づくりの推進、事業活動や地域活動における緑化の推進を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆地域、職場、学校などのいろいろな場面で、花と緑のまちづくり活動に取り組みましょう。

③ 環境保全

～環境への関心を高め、環境保全活動を推進します～

■現状と課題

大量消費・大量廃棄型の生活は、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題を引き起こし、人類の生存基盤に関わる深刻な問題となっています。こうした中、平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議では、「京都議定書」に代わる温室効果ガス削減の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択され、すべての締約国が排出量削減目標を作り、その達成に向けて国内対策をとっていくことが義務づけられました。

本市では、これまで、環境保全に関する啓発活動や環境教育の推進、環境保全活動に対する支援、太陽光発電の利用促進など、環境の保全や地球環境問題の解決に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、現実には、市民の日常生活における環境保全の取組は決して十分とは言えない状況にあります。そのため、今後は、市民、事業者、行政などすべての主体が、地球的視野に立って自らの生活様式や事業活動を見直し、それぞれの立場に応じて、環境を守り育てていく活動を拡充していくことが求められています。そして、省資源・省エネルギー対策や自然エネルギーの有効利用などを進め、環境への負荷を低減させる方向へと社会全体を転換させていく必要があります。

本市は、瀬戸内海の多島美や緑豊かな里山、温暖な気候風土など、生活に潤いと快適さを与える何物にも代え難い財産に恵まれています。この豊かな自然環境は、市民の健康で文化的な生活に欠かすことのできないものです。しかし、開発による緑地の減少や耕作放棄地の拡大、森林の荒廃や竹林の繁茂等によって、これらは徐々に損なわれつつあり、水源かん養機能の低下や生態系への影響も懸念されています。このため、森林、里山、農地、河川、池沼、海岸などの自然環境を積極的に保全するとともに、その回復に向けた取組を強化していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
環境学習参加者数	平成 27 年度：913 人	平成 38 年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 環境に関する総合的な施策を推進します

- 「柳井市環境基本計画」に基づき、本市の自然的・社会的な特性を考慮した環境施策を推進します。

2 環境への関心を高め、環境保全活動を推進します

- 「柳井市環境基本条例」に基づき、市民・事業者・行政の責務を明確化するとともに、参加・協力・連携による環境保全活動が推進されるように市民の意識啓発を進めます。
- 環境保全や地球温暖化防止に関する情報収集に努め、市民に広く啓発します。
- 脱炭素社会の実現を目指し、省資源・省エネルギー対策の普及促進や公共施設への新エネルギー・再生可能エネルギーの導入等に努めます。
- 環境教育を推進し、子どもたちが自然とふれあえる学習機会の充実を図ります。

3 豊かな自然環境を保全し、生物多様性を意識したまちづくりを推進します

- 自然天然記念物などの保全に努めるとともに、その適切な管理を図ります。
- 日本型直接支払制度の活用により、耕作放棄地の防止を図るとともに、減農薬、有機栽培等の生物多様性保全に効果の高い営農を支援します。
- 豊かな森林づくりのため、繁茂竹林等の解消や多様な森林整備を進めます。
- 自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入、親水性や景観に配慮した護岸整備等に努めます。
- 希少野生動植物の保護をはじめとした自然環境の保全に努めるとともに、これらに影響を及ぼすと予想される各種開発事業等への適切な指導を行います。

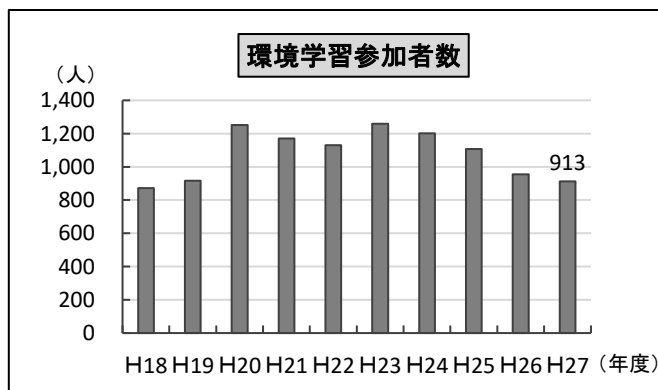
4 自然とふれあえる環境を維持し、市民参加の自然環境づくりに努めます

- 豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、市民に自然とふれあう機会を提供することにより、環境への関心を高め、自然や多様な動植物と共生する心を育てます。
- 森づくりイベント等を通じて、森林の大切さを呼びかけることにより、森林ボランティア活動の輪を広げ、市民参加の森づくりを進めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆アイドリングストップの実践、エアコンの温度設定の調整、公共交通機関の利用などを心がけましょう。

☆身近な自然の中で生物多様性や自然保護の大切さを学びましょう。



④ 循環型社会

～市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化に取り組みます～

■現状と課題

ごみの減量・資源化は、環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全の観点からも重要な課題となっています。循環型社会形成推進基本法は、循環型社会とは廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と明確に提示しています。そして廃棄物の処理に関しては、第1に「発生抑制」、第2に「再使用」、第3に「再生利用」、第4に「熱回収」、第5に「適正処分」を行うとする優先順位が示され、ごみの減量が最も重視されています。

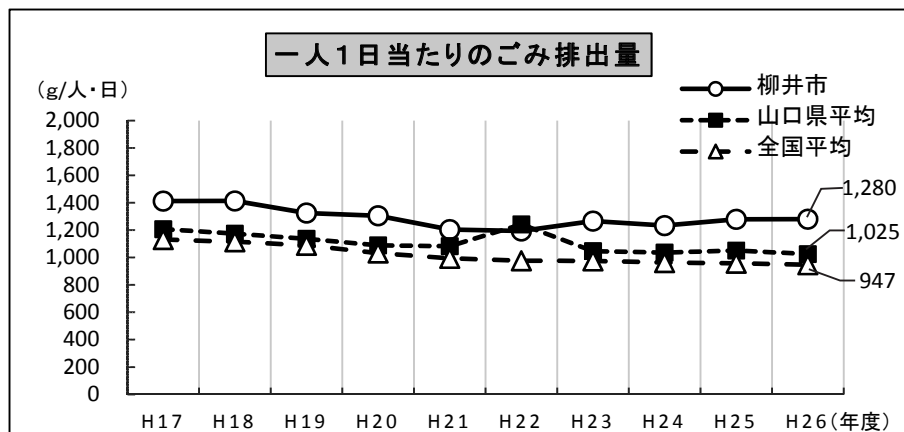
本市の平成26年度のごみ排出量は、年間約15,850t、1人1日当たり約1,280gとなっており、依然として全国平均や県平均を上回っています。また、ごみのリサイクル率も国・県の平均を下回っています。

ごみの減量・資源化を推進し、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がごみの減量・資源化に対する問題意識を持ち、それぞれの役割と責任に応じて、参加、協力、連携して取組を続けていく必要があります。

消費者である市民は、環境に配慮した生活習慣に転換する行動を、事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくり、流通システムづくりを進める行動を、行政は、様々な角度から市民・事業者の取組を支援していくという行動をとり、循環型社会の形成に向けて努力していくことが重要です。また、し尿についても、引き続き、適正な処理を進める必要があります。

■成果を示す指標

指標名	現 状	成果指標	方向性
1人1日当たりのごみ排出量	平成26年度：1,280g	平成38年度：1,000g	↘
リサイクル率	平成26年度：18.4%	平成38年度：増加させる	↗



■ 施策展開の方針と主な取組

1 環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・資源化を推進します

- ごみの減量・分別・リサイクルに関する情報を広く提供し、意識啓発を図ることにより、ごみの発生を抑制します。
- 買い物袋の持参や簡易包装商品の購入、食品ロスの低減など、ごみの排出を抑制する取組を啓発し、事業者・関係団体に協力を求めます。
- 「柳井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、計画的なごみの減量に努めます。
- 市民・事業者の理解と協力を得て、ごみの排出抑制、再使用、再生利用を推進します。
- 再生利用の拡大を図るために、情報発信と意識啓発を行うとともに、集団回収などの活動を支援します。
- 再生品利用の拡大や資源回収ルートの確保に努めます。

2 効率的なごみ処理を推進します

- 効率的なごみ収集を行うために、収集方法や収集車両の改善に取り組みます。
- ごみ処理施設は管理基準に基づき、適正な維持管理に努めます。
- 周東環境衛生組合の清掃センター・衛生センターについては、関係自治体等との連携により、計画的な設備更新を図ります。
- リサイクルセンターの整備について調査研究に努めます。
- し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

☆ 市民の力を発揮しましょう

- ☆ 買い物袋の持参や簡易包装商品を選んで購入するなど、ごみの発生を抑制しましょう。
- ☆ 必要な食材を必要なだけ買うよう心がけ、家庭での食品ロスを減らしましょう。
- ☆ 家庭でのリサイクル意識を高め、ごみの分別に取り組みましょう。

⑤ 環境美化・環境衛生

～環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を創造します～

■現状と課題

工場、事業所等に起因する産業公害は全般的に改善、克服され、近年は、生活雑排水による水質汚濁、近隣騒音や振動、悪臭など、生活に身近なところで問題が起きています。一方で、ダイオキシンなどの環境ホルモンの排出や PM2.5 による大気汚染等の新たな問題が生じています。

本市では、これまで大気や水質、騒音等の調査や公害防止の指導、企業との公害防止協定の締結などの公害対策を推進し、その防止に努めてきました。その結果、光化学オキシダントと PM2.5 の大気濃度及び土穂石川の水質汚濁指標の 1 類型を除き、環境基準を達成しています。市民の快適な生活環境を確保していくためには、今後とも調査・監視を継続するとともに、指導の強化など発生源対策に取り組んでいく必要があります。

環境美化については、「柳井市をきれいにする条例」を制定し、市民・事業者・行政が連携、協力して、清潔で美しいまちづくりに取り組んできました。しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄等は後を絶たず、引き続き、監視体制の強化や市民意識の啓発を図り、環境美化に努める必要があります。

そのほか、下水溝清掃や動物の飼育マナーの向上などの生活衛生対策、斎場や墓地の適正な運営管理等にも継続的に取り組んでいく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
ボランティア専用ごみ袋交付制度の登録数及び交付枚数	平成 27 年度：39 個人・51 団体・4,422 枚	平成 38 年度：維持する	→

■施策展開の方針と主な取組

1 生活環境の保全のため、公害防止対策を推進します

- 関係行政機関と協力し、大気や公共用水域の環境監視体制の充実に努めるとともに、工場、事業所への監視・指導を継続し、排出基準の遵守の徹底を図ります。
- 大気環境を保全し健康被害を防止するため、光化学オキシダントやPM2.5等の監視と情報提供体制の強化に努めます。また、低公害車等の普及促進に努めます。
- 工場、事業所との環境保全協定等の締結を通じて生活環境の維持・向上を図ります。
- 騒音、振動、悪臭の防止に向け、監視・指導体制の充実に努めます。
- 有害化学物質等による土壌汚染については、必要に応じて調査を実施します。
- ダイオキシンなどの環境ホルモンをはじめ健康に影響を及ぼす有害化学物質については、現状の把握に努めます。
- 生活環境に関する相談窓口の充実に図り、生活公害の軽減に努めます。

2 市民・事業者・行政が連携し、環境美化を推進します

- 「柳井市をきれいにする実践活動の日」をはじめ環境美化活動の充実に努め、市民の環境美化意識の向上を図ります。
- 散乱ごみ等の清掃ボランティア活動への支援を継続し、取組への参加を促します。
- 関係行政機関との連携を深め、ごみの不法投棄や不正処理に対する監視・指導体制の強化に努めます。

3 快適な生活環境を創出するため、生活衛生対策を推進します

- 自治会等による下水溝清掃など、生活衛生対策を推進します。
- 斎場や墓地の適正な管理運営に努めます。
- 動物愛護や適正なペットの飼い方などの普及啓発に努め、飼い主のマナーや市民の生活衛生意識の向上を図ります。また、狂犬病予防に引き続き取り組みます。
- 特定外来生物であるアルゼンチンアリの防除に引き続き取り組みます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆「柳井市をきれいにする実践活動の日」や地域の清掃活動に参加しましょう。
- ☆ペットは責任を持って飼いましょう。

基本計画

基本目標6 観光・産業・文化

文化の香り高く、地域の活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり

基本施策	①観光	P.124
	②商業・サービス業・工業	P.128
	③農業・林業・水産業	P.130
	④企業誘致・創業支援	P.134
	⑤雇用・勤労者福祉	P.136
	⑥消費生活	P.140
	⑦文化・国際交流	P.142

① 観光

～多様な地域資源の掘り起こしや連携を図り、観光振興による賑わいづくりを進めます～

■ 現状と課題

観光は、わが国が力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であるとして、国は「観光立国」の実現に向けて観光振興に取り組んでいます。県も平成 27 年 12 月に観光振興の基本理念を示した「おいでませ山口観光振興条例」を施行しました。また、県域で一体的に観光地域づくりを進める組織「日本版DMO」の創設にも取り組んでいます。

観光の振興は、地域経済の活性化や雇用機会の増大などの幅広い効果が期待できるだけでなく、住民が一丸となって地域の魅力を積極的に発信していくことは、誇りと愛着の持てる地域社会を築いていくことにもつながります。

本市には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「白壁の町並み」や明治維新に影響を与えた「僧月性」にまつわる史跡、国指定史跡「茶臼山古墳」など多くの歴史的な資源が残されています。また、瀬戸内海国立公園にも指定されている美しい瀬戸内海の景観、「やまぐちフラワーランド」や「ふれあいどころ437」、「大畠観光センター」などの交流拠点、「金魚ちょうちん」や「柳井縞」といった郷土民芸品など多彩な観光資源があります。加えて、「柳井市地域ブランド推進協議会」が認証した「きんさい柳井」というブランド資源もあります。さらには、日照時間が長く、温暖かつ穏やかな気候風土とともに、暮らす人々の穏やかで温かい人柄も、大きな魅力の一つとなっています。

近年の観光の形態は観光型の団体旅行から参加・体験型の個人・小グループ旅行へと移りつつあり、観光情報を収集する方法は雑誌などの紙媒体からパソコンやスマートフォンに変わってきています。本市においては、観光資源の潜在的な優位性を持ちながらも、観光形態などの変化により、観光客数は平成 25 年をピークに伸び悩んでいます。また、その観光客の多くは、日帰りの通過型観光であることから、滞在時間が短いという課題もあります。

今後は、観光形態等の変化に的確に対応しつつ、新たな観光客層の開拓と滞在時間の拡大、リピーターの増加等に向けた取組を強化していくことが求められています。また、本市の魅力をさらに磨き上げながら、見る観光から参加・体験型の観光やスポーツ観光などへと展開させ、観光を農業や漁業、スポーツと融合させる取組等を進める必要があります。さらに、地域に点在する観光資源の掘り起こしを行い、それらを活用したネットワーク化や観光ルートの開発に取り組んでいく必要があります。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
観光客数	平成 27 年：900,691 人	平成 38 年：増加させる	↗
宿泊客数	平成 27 年：40,158 人	平成 38 年：増加させる	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 地域資源を有効的に活用し、魅力的な観光地を形成します

- 「白壁の町並み」に賑わいを創出するため、地元住民、市民活動団体、事業者などとの連携・協力により、訪れる人が魅力を感じる空間を形成します。
- 瀬戸内海の美しい景観や緑豊かな山々などの自然景観の価値や魅力を広く情報発信し、観光資源としての利活用を図ります。
- 主要な観光施設である「白壁の町並み」、「やまぐちフラワーランド」、「ふれあいどころ 4 3 7」、「大畠観光センター」及び「月性展示館」の連携を強化し、観光の宣伝やイベントの実施などに取り組みます。
- 大畠観光センターを改修し、観光機能の強化を図ります。また、改修にあわせて道の駅の登録について研究します。
- 地域の魅力や歴史等を発掘し、ストーリー化して伝える仕組みを作ります。
- 観光資源の掘り起こしや既存施設の見直しを行い、地域に点在する観光資源のネットワーク化を図ります。
- 地域ブランド「きんさい柳井」の活用により、「買いたい・訪れたい・住みたい」という欲求を誘発する仕掛けづくりを進めます。
- 農作業や釣りなどの農山漁村の暮らし、「金魚ちょうちん」や「柳井縞」の作製などを体験できる参加・体験型の観光コンテンツの充実を図ります。
- 「サザンセット・ロングライドinやまぐち」や「プラチナ卓球大会」といった本市の特性を生かしたイベント等の開催により、スポーツ観光の充実を図ります。また、県が推進する「サイクル県やまぐち」への取組を進めます。
- ＪＲ柳井駅への特別列車停車の誘致や、県内に停泊するクルーズ船の観光客を市内へ誘導する取組を進めます。

2 民間事業者・近隣地域との連携や情報発信力を強化し、総合的な事業展開を進めます

- 観光客が長く滞在するように、近隣市町の観光施設との連携を強化し、広域観光ルートの開発などによる滞在周遊型観光ルートづくりを推進します。
- 外国人を含め多くの人を訪れる市外近郊の有名観光地から、観光客を市内へ誘導する取組を進めます。

① 観光

- 民間事業者等と連携して、観光資源と体験や交流活動を組み合わせた観光ルートの開発に取り組み、宿泊客を含めた観光客の増加を図ります。
- 観光協会等の関係団体の体制強化に向けた取組を支援するとともに、観光行政の資質向上に取り組みます。
- 観光協会等の関係団体と連携し、ホームページやSNS、マスメディアなど様々な媒体を活用した鮮度の高い観光情報の発信に努めます。
- 山口県観光連盟の「日本版DMO」に参画し、観光施策の充実を図ります。

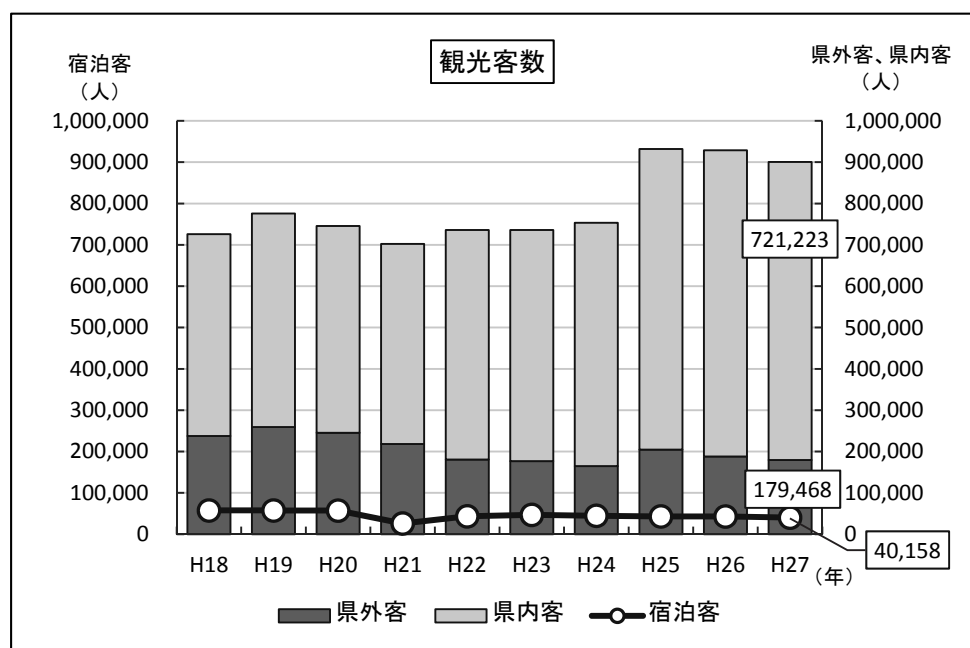
3 国内外からの観光客に優しいまちづくりを推進します

- 観光パンフレットや観光案内図、観光案内表示などの充実を図るとともに、外国人観光客への多言語対応に取り組みます。
- 主要な観光施設にフリーWi-Fiスポットを設置・拡充し、観光客が情報を入手しやすい環境づくりを進めます。
- 観光関連業者をはじめ商店や市民と共にホスピタリティ（訪問者を丁寧にもてなすこと）の向上に努めるとともに、観光ボランティアなどの人材の育成を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆市の魅力ある観光資源を理解し、おもてなしの心を持ちましょう。

☆伝統的なイベントなどの情報を発信しましょう。





市の花 サルビア

② 商業・サービス業・工業

～商工分野やサービス業における魅力ある事業者の取組を支援します～

■現状と課題

市内事業所の多くは資本金や従業員が少ない中小企業であり、人口減少や個人消費の低迷などにより経済環境が悪化する中、経営基盤の強化や経営の安定化が求められています。

商業・サービス業では、経済環境の悪化や後継者不足による廃業、大型商業店舗の進出などにより、店舗数や商品販売額が減少傾向にあります。特に、駅北地区は、進入路や駐車場などの車社会に対応した環境が十分でないこともあり、空き地・空き店舗が増加し、商店街としての機能低下を招いています。駅南地区は、大型店を核として新しい商店街を形成しており、隣接する自治体からも買い物客が訪れていますが、外縁部への大型店舗の立地が進むにつれ、空き店舗が増加しています。消費者の買い物行動の範囲は年々拡大する傾向にあり、市外への消費者の流出をどのようにして食い止めるかが大きな課題となっています。

工業では、化学工業製品の出荷額は増加の傾向にあり、独自の技術開発が全国から注目を浴びている企業もあります。一方で、工場の撤退などによる企業数の減少や、後継者不足によって技術が継承されないといった課題もあります。

商業・サービス業・工業の振興を図るためには、事業者、行政、大学などの研究機関、各支援機関等の連携を強化し、消費者ニーズの把握、事業者の製品開発や技術力の向上を支援する取組等が求められています。また、異業種間の交流などを通じて、互いの個性を磨きあいながら、既存技術の高度化、製品やサービスの高付加価値化を促進するとともに、新分野への進出など新たな事業展開も模索していく必要があります。さらに、経営の安定化を図るために、商工団体等をはじめ様々な機関と連携しながら、人材の確保・育成と後継者対策に取り組む必要があります。

■成果を示す指標

指標名	現 状	成果指標	方向性
小売業年間商品販売額 (平成 36 年商業統計調査)	平成 26 年:431.8 億円	平成 38 年:維持する	→
製造品出荷額 (平成 36 年工業統計調査)	平成 26 年:407.5 億円	平成 38 年:増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 個性と魅力ある商業・サービス業の振興を図り、賑わいのあるまちづくりに努めます

○地域固有の資源や技術を生かしたオンリーワンの新製品開発など、競争力や付加価値の高い商品開発を支援し、ブランド力の強化を図ります。

- 農商工連携による、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などを支援します。
- 各種イベントやパラソルショップなどの企画の充実を図り、その集客を商店街へ回遊させることにより、購買者の増加につなげます。
- 観光のネットワーク化や地域の特性を生かしたイベントの開催などを通じて、交流人口を増加させ、それらの購買意欲を喚起する取組を支援し、消費拡大を図ります。
- 商工団体等の関係機関と連携を図り、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業や店舗家賃支援事業の展開により、商店街に賑わいを創出します。
- 効率的な物流体系を構築するため、道路や港湾などの基盤整備を促進します。

2 既存工業の振興を図り地場産業の活性化に努めます

- 県や商工団体等との連携により、経営指導や情報提供、融資制度等の充実に努め、経営基盤の安定・強化と経営の革新、技術力の向上を支援します。
- 多種多様な企業間の交流や大学などの研究機関との産学連携などを進め、競争力の高い新技術・新製品の開発を支援します。
- 事業開発や事業拡大等に対する取組、新たな技術やデザインの導入等による高付加価値化等への取組を支援します。

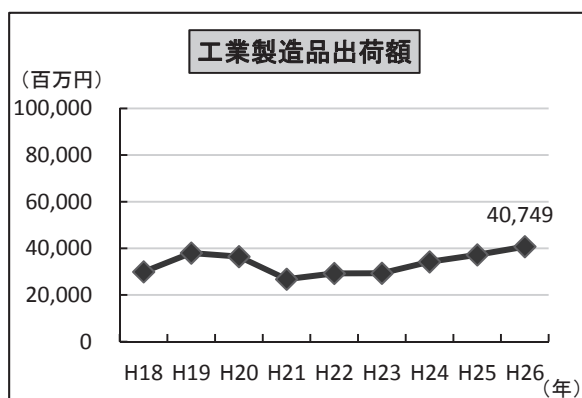
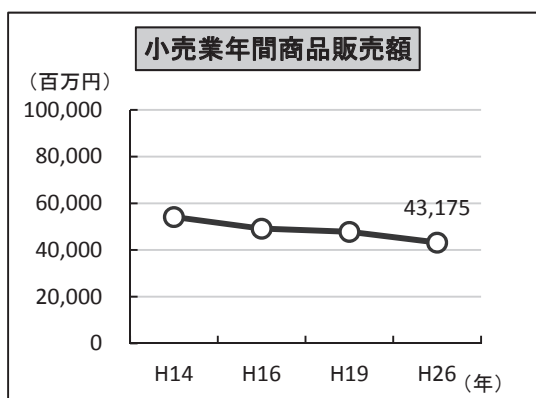
3 制度融資等の充実に図り経営基盤を強化します

- 市制度融資の充実に図り、円滑な資金の提供を行うことで、事業者の経営基盤の強化を図ります。
- 経営セミナーや経営相談を開催し、事業者の経営基盤の強化を支援します。
- 将来を担う人材を育成するために、専門知識を有するアドバイザーの派遣や後継者を確保・育成する取組を支援します。
- 商工団体等との意見交換会を定期的で開催し、事業者支援の施策を検討するとともに、商工団体等が実施する振興事業を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆できるだけ地元商店街で買い物をしよう心がけましょう。

☆地域の企業の製品等を購入、使用し、地元企業を応援しましょう。



③ 農業・林業・水産業

～若者や女性が就業する美しく活力ある農山漁村の実現をめざします～

■現状と課題

本市の農業は、各地域において、農地を大区画化するほ場整備事業が実施され、集落営農法人等の設立も進んでいますが、農業就業者の高齢化や減少、耕作放棄地等の拡大、鳥獣被害の増加など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。このため、農業・農村の有する多面的機能を維持する観点からも、地域農業の振興と農村の活性化に向けた取組をより一層充実させる必要があります。畜産業については、関係機関と連携し、収益性の改善を図るなど、経営の安定化に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。就農者の確保・育成については、就農促進のための支援等を強化し、農業者をはじめ関係機関や集落営農法人等が一体となって、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく取組が求められています。また、本市の温暖・多日照な気候を生かした花きや野菜、果樹等の生産拡大を図るとともに、地域の特性を生かした農産物のブランド化や産地づくりを支援し、産業として自立できる農業の振興を図っていくことが重要です。

林業については、依然として輸入材の需要比率が高く、林業所得の低迷、林業従事者の高齢化や減少等が続いています。それに伴い、管理が十分に行き届いていない森林が増加しています。森林は、木材などの林産物を供給する経済的機能だけでなく、二酸化炭素の吸収や水源涵養、災害防止等の公益的機能を有しています。このため、山林が市域の約6割を占める本市においても、森林組合等との連携を強化し、森林の適切な維持・管理に努めていく必要があります。また、自然植生に配慮した造林、間伐、竹林管理等を計画的に推進していく必要があります。

本市の漁業は、生物の多様性が高い良好な漁場に恵まれています。漁業を営む経営体の多くは零細な個人経営で、経営環境は厳しさを増しています。さらに、漁業就業者の高齢化と減少が進んでおり、就業者の確保が大きな課題となっています。このため、魚礁や築いそ等の漁場環境の整備、稚魚や稚貝の放流等による資源管理を引き続き推進するとともに、後継者や新規参入者の確保に努め、経営の安定化を図る必要があります。また、漁港施設の長寿命化や効率化、漁業集落の環境整備等の取組を継続していく必要があります。

さらに、社会経済の構造変化に対応し、農林水産業の持続的発展を図るためには、6次産業化や商工業など他産業との連携を促進し、販路の拡大や経営の多角化を進めていく必要があります。

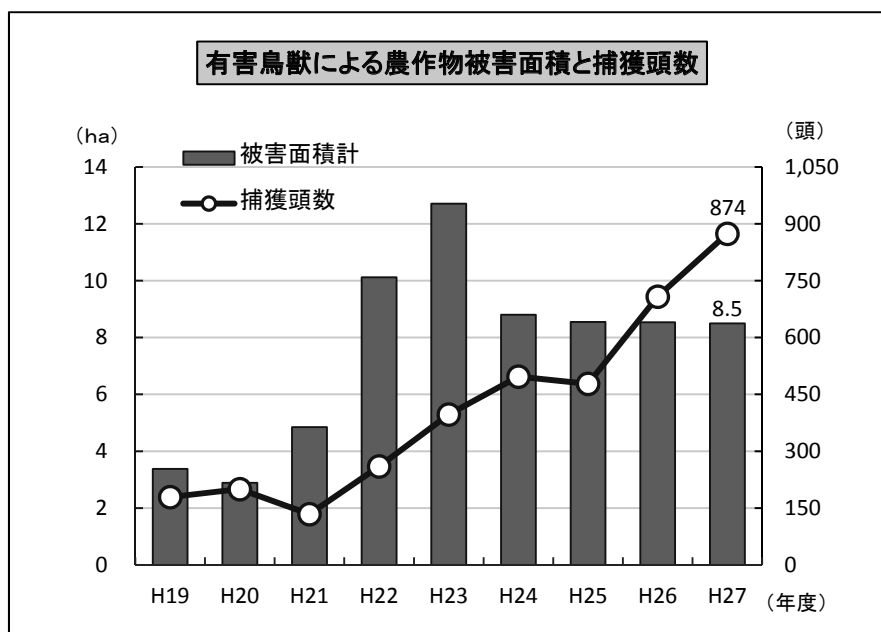
■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
ほ場整備着手済農地面積	平成 27 年度：570ha	平成 38 年度：700ha	↗
新規就農者数	平成 27 年度：1 人	平成 38 年度：11 人 (平成 29 年度からの累計)	↗
有害鳥獣による農作物被害面積	平成 27 年度：8.5ha	平成 38 年度：3.0ha	↘
新規漁業就業者数 (市内 3 漁協)	平成 27 年度：1 人	平成 38 年度：18 人 (平成 29 年度からの累計)	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 農地の生産基盤整備等を進め、担い手の確保や育成により農畜産業の振興を図ります

- 担い手への農地の利用集積とほ場整備事業を促進し、生産性の向上を図ります。また、収益性の高い安定した畑作経営を実現するため、かんがい排水施設の整備等を重点的に推進します。
- 集落営農法人等の立ち上げや既存法人等の支援・育成に努め、農業経営の安定化を図ります。また、法人連携による組織化を関係機関と連携して推進します。
- 区画整理や水路、農道等の整備を推進し、ほ場の生産性を高め、農業経営の効率化と農村環境の改善を図ります。
- 日本型直接支払制度を活用し、住民参加による共同活動や中山間地域等における農業生産活動を支援します。



- 集落営農法人等の機械等の施設・設備整備を支援し、農業生産の効率化を図ります。
- 経営感覚に優れた法人や個人を認定農業者として認定し、技術、情報等の提供や研修を実施することにより、職業として自立できる農業者を育成します。
- 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、所得を確保する給付金を一定期間給付します。
- 畜産については、資源循環型畜産（家畜排せつ物を有用な有機質資源（堆肥）として土地へ還元する取組）や畜産クラスター（畜産農家や関係者が連携し、高収益型の畜産を実現するための体制づくり）等の取組を関係機関と連携して推進します。
- 有害鳥獣の捕獲やこれらを防ぐ環境整備に対する支援を行い、農作物被害の軽減を図ります。

2 自然特性を生かした農業を実現し、安定的な農業経営を促進します

- 日照時間が長く温暖な気象条件や地域の特性を生かし、新鮮で質の高い花きや野菜、果樹等の生産拡大を図ります。
- 農地の特性に応じて、土地利用型農業（米、小麦、大豆等主たる作業が農業機械で可能な農業）と労働集約型農業（野菜、花等主たる作業が労働力に委ねられる農業）を計画的に推進し、農地の効率的な利用を図ります。
- 「安心・安全」を基本とした地産地消を関係機関と連携して幅広く計画的に推進します。
- 収益性向上のための施設整備や消費拡大活動を総合的に支援し、農産物の産地拡大や農業経営の安定化を図ります。

3 森林資源を有効活用し、林業経営の安定を図ります

- 計画的な森林整備等を支援し、森林資源の保全・改善に取り組みます。
- 天然林の不伐地域を明確にし、効果的に保全します。また、効率的な森林管理を促進するため、自然環境との調和を図りつつ、必要となる林道の整備や管理を行います。
- 林内路網の整備や高性能林業機械の導入による生産基盤の整備を図り、森林施業の効率化を推進します。
- 森林組合を林業の担い手として育成するため、経営の安定・強化に向けて支援します。

4 「つくり育てる漁業」を基調とした資源管理型漁業の取組の継続や、漁業就業者の確保等により、漁業経営の安定を図ります

- 地域や魚種ごとの資源状態に応じた資源管理を行うとともに、地元漁協等と連携し、魚礁や藻場の造成、稚魚・稚貝の種苗の育成や放流等を計画的に行い、漁場資源を確保します。
- 有害生物や赤潮による漁業被害対策の推進や漁場造成技術の開発等により漁場の保全に努めます。
- 水産物流通コストの削減を図るとともに、多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、産地流通体制の整備を促進します。

○漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減等を図るための制度資金等の活用により、漁業経営の安定を支援します。

○地元漁協等と連携して、新規漁業就業者をはじめ意欲ある担い手の確保・育成に取り組みます。

5 漁業施設の整備等の取組により、将来性のある漁業経営を推進します

○漁港の機能保全を計画的に進め、老朽化した漁港施設の長寿命化を図ります。あわせて、船揚場施設等の改良・更新を促進します。

○漁港施設の利用については、漁船以外の船舶の停係泊の調整を図り、適正な管理に努めます。

○漁業集落の環境整備を進め、生活環境の向上を図ります。

6 農林水産業全体での6次産業化や農商工連携を推進し、元気な農山漁村づくりを推進します

○農林漁業者が、生産だけでなく加工や流通・販売に取り組む経営の多角化を支援します。

○農林漁業者と商工業者が、お互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って行う、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などを支援します。

○農水産物をブランド化し、その販路開拓や情報発信等に取り組み、販売を促進します。

○農山漁村の女性団体や魚食普及を担うグループ等による、農林業家の生活改善や消費拡大等の取組を支援します。

○地元の食材等を利用した農家レストランや、新鮮な農畜水産物等を扱う直売所、柳井ブランドの特産品等を品揃えした施設等の充実を図ります。

○グリーン・ツーリズムの推進、農家民宿の普及・定着、観光農園等への支援を関係機関と連携して進めるとともに、農業体験や各種イベント等の情報を発信し、地域資源を生かした都市との交流を推進します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆地元の農畜水産物を優先的に消費し、地産地消に協力しましょう。

☆農地や里山、里海を守るための活動に参加してみましょう。

④ 企業誘致・創業支援

～企業の誘致活動を強化し、働く場の創出に努めます～

■現状と課題

1990年代初頭のバブル崩壊から、「リーマンショック」と呼ばれる世界的な金融危機に至る長期間の景気低迷期を経て、国内景気は緩やかな回復基調に入りましたが、企業は今なお大規模な設備投資に消極的です。また、グローバル経済の進展にあわせて生産拠点を海外へシフトしています。しかし、海外への投資スタンスが強まる中でも、技術の流出を防ぎ、国際競争力の高い製品を生産することに注力する企業では、マザー工場と位置づけた生産拠点等については、国内立地を維持、増強する動きもあります。本市においては、大規模企業の撤退等がありましたが、その一方で企業の新規進出や地元企業等における生産能力の増強が行われ、新たな雇用も創出されています。

こうした中、本市が将来に向けて、都市の活力を維持、発展させ、魅力ある雇用の場を提供していくためには、企業誘致の積極的な推進や既存産業の振興を図ると同時に、市の内部から新産業・新事業を創出し、経済の内発的活性化に取り組んでいく必要があります。

現在、国においては、地方創生の一環として地方都市への企業立地を促進するとともに、首都圏での大規模災害のリスクを軽減するために、産業の一極集中を多極分散型に転換し、本社や生産拠点の地方移転を進めています。企業においても、東日本大震災以降、事業所の立地選択の要件としてリスク分散、防災対策強化を重視する傾向を強めています。

本市は、地震や津波、台風などの自然災害の少なさ、全国トップクラスの日照時間、東洋経済新報社の「住み良さランキング」で常に上位に位置される住み良さ等といった優位性を有しています。今後は、こうした優位性も十分にプロモーションしながら、県や商工団体等との連携のもと、企業情報の収集に努め、市有地や民間の未利用地を積極的に活用して、企業の誘致や地元企業の規模拡大を図っていく必要があります。また、商工団体や市内金融機関等と連携して、市内での新規創業を支援していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
企業誘致数	平成 27 年度：1 社	平成 38 年度：8 社 (平成 29 年度からの累計)	↗
創業件数	平成 27 年度：14 件	平成 38 年度：100 件 (平成 29 年度からの累計)	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 企業誘致を推進し、魅力ある雇用の場の創出に努めます

- 県や商工団体等の関係機関との連携を強化し、事業展開を検討している企業に関する情報収集と、企業への情報発信に努めます。
- 未利用地や未利用施設の有効活用を図り、積極的な企業誘致と地元企業の規模拡大に努めます。
- 未利用地等への企業進出を促進するため、必要な産業基盤の整備を進めます。
- 市外に本社を置く情報・通信関連企業のサテライトオフィスの誘致に努めます。
- 税制などの優遇措置や支援制度の充実を図り、企業誘致や地元企業の規模拡大を促進します。
- 大学などの研究機関が取り組んでいる先進的な研究を多様な産業分野に生かせるように、関係機関等との情報交流と連携に努めます。

2 起業家・創業者に対する支援を強化します

- 起業を促進するため、県や研究機関等と連携し、ノウハウや知識の修得を図る起業セミナーなどの研修を充実させます。
- 起業や新分野への進出をめざす事業者に対して、商工団体や市内金融機関等と連携し、金融・経営相談などを行い、指導や助言に努めます。
- 創業や起業を支援するため、創業支援融資制度等を充実させます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆研修会やセミナーなどに積極的に参加し、自己能力の向上に努めましょう。

⑤ 雇用・勤労者福祉

～雇用の確保と労働環境の充実に努めます～

■現状と課題

人口減少や少子化・高齢化の進展、グローバル化やIT化等による競争の激化など、雇用を取り巻く社会や経済は構造変化の中にあります。また、ライフスタイルや就労意識の多様化により、契約社員、パートタイマーやアルバイト、派遣社員など様々な雇用形態が発生し、近年は若年層における非正規労働者の増加が問題となっています。

本市の雇用情勢は、平成25年以降、県内でも高い有効求人倍率を維持しており、ここ数年は雇用における人材不足が大きな課題となっています。一方、介護や看護等の業種によっては、求人と求職のミスマッチが生じています。

本市では、人口の市外流出による社会減は少なくなったものの、15歳から24歳までの若年層については、転出が転入を大きく上回っています。今後は、さらに生産年齢人口の減少が見込まれ、こうした状況が続けば、地域の活力が失われ、深刻な事態を招くことにもなります。

このため、若年層については、人口流出の抑制という観点からも、大学や高等学校等との連携を強化し、地元企業に関する情報提供や就職相談体制の一層の充実を図り、地元への定着を促進していく必要があります。また、労働力不足が深刻化する中、出産や育児で職場を離れた女性の復帰や、高齢者の積極的な活用等が求められています。雇用のミスマッチについては、合同就職面接会の開催や雇用情勢の変化に対応した職業能力の開発、企業ニーズに応じた職業訓練等の実施を通じて、その解消を図っていく必要があります。障がい者などの特別な配慮を必要とする人については、その特性に応じた効果的な職業訓練の機会を提供し、就労を促進していく必要があります。

多様化するライフスタイル等に対応し、就労を望むすべての人が、それぞれの価値観や置かれている状況等に応じて、その能力を十分に発揮するためには、多様な就業形態の普及をはじめ、労働時間の短縮、仕事と育児や介護等を両立しやすい職場づくりなど、働き方の改革が不可欠です。また、若者や女性、高齢者、障がい者など、すべての人が安心してゆとりを持って働くことができるように、職場における安全と健康の確保、勤労者福祉の向上を図る必要があります。

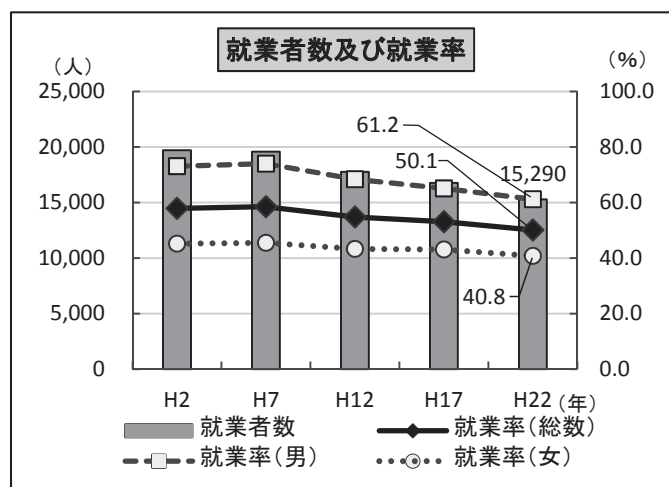
■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
市内高校生の就職率	平成 27 年度：98.4%	平成 38 年度：増加させる	↗
就業率（15 歳以上人口に対する就業者の割合）	平成 22 年：50.1%	平成 38 年：増加させる （平成 32 年国勢調査）	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 雇用の確保に努めます

- 教育機関や地元企業等との連携を強化して、若者や女性にとって魅力ある地域の就職先や地元企業に関する情報を積極的に提供し、地域が求める人材の確保に努めます。
- 公共職業安定所や商工団体等と連携して、市内企業を訪問し、雇用の掘り起こしに努めます。
- 公共職業安定所や近隣自治体との連携を図りながら、合同就職面接会の開催や職業相談の充実等に努め、雇用におけるミスマッチの解消と雇用の確保を図ります。
- 公共職業安定所などの関係機関との連携を図りながら、雇用開発セミナー等を開催し、地域が求める人材の育成に努めます。
- 定年の引上げや継続雇用制度の導入などの高齢者雇用確保措置の実施を促し、65歳までの高齢者雇用の確保や、65歳を超えても働ける職場の拡大に努めます。
- シルバー人材センターにおける会員や受託・派遣事業の拡大などを支援します。
- 障がい者の雇用促進を図るため、普及啓発活動や職業訓練機会の提供等を行います。



2 すべての働く意欲のある人が安心して働けるように、労働環境の充実に努めます

- 女性や高齢者、親の介護をしながら働く中高年等が働きやすい職場環境の整備を促進するため、事業所等への働きかけを強化します。
- フレックスタイム制度やワークシェアリングなど、多様な就業形態の普及を図ります。
- 労働時間の短縮と就業環境の向上を図るために、年次有給休暇の取得促進や「ノー残業デー」の拡充、所定外労働時間の削減などの普及啓発に努めます。また、育児・介護休業制度などの普及を図ります。
- パートタイマーや派遣社員などの就業形態が、労働条件等において不利とならないように、働き方に見合った処遇を確保する取組を推進します。
- 労働災害や職業性疾患などの防止、心と体の健康の保持と増進を図るため、安心・安全な労働環境の形成や、労働安全衛生対策についての啓発に努めます。
- 中小企業向けの各種退職金共済制度の普及、勤労者向けの各種労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者福祉の向上に努めます。
- 若年層の勤労者福祉の向上を図るため、勤労青少年ホームの利用促進とレクリエーション活動の充実に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆市内事業所への関心を高め、地元で働くことの意義を考えましょう。

柳井市民憲章（やないのころ）

わたくしたちは、やさしく生きたい、
強く生きたい、穏やかに生きたいと願い、
ここに、やないのころを謳います。

海を照らす 朝日のように
未来を描く 燃える心

そんな やないを創りたい

さわやかな汗と 輝く笑顔
働く喜び 感じる心

そんな やないを求めたい

琴石の峰に 守られて

花と草木を 愛する心

そんな やないを育てたい

古人の 知恵の跡

豊かな文化 まっすぐな心

そんな やないを誇りたい

力を合わせ 大地に根をはり
共に語り 共に生きよう

⑥ 消費生活

～消費者の視点を大切にした取組を進めます～

■ 現状と課題

近年の消費生活を取り巻く環境は、社会のグローバル化や高度情報化、少子化・高齢化の進行、食の安全・安心を揺るがす事案の発生などにより大きく変化し、消費者問題は複雑・多様化しています。また、悪徳商法事案などの発生により高齢者からの相談割合が増えており、本市の消費者相談の件数は、年々増加する傾向にあります。

こうした消費者を取り巻く環境の変化に対応し、市民が安心して消費生活を送ることができるように、関係機関との連携を強化し、消費生活に関する的確な情報発信や学習機会の提供、消費者団体の育成支援を図る必要があります。

また、多重債務や高齢者の消費生活トラブルなどに迅速かつ適切に対応するために、消費生活センターを拠点とした消費生活に関する相談体制の充実を図る必要があります。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
消費生活講座開催数 (回数・延べ人数)	平成 27 年度： 20 回・433 人	平成 38 年度： 40 回・800 人	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 分かりやすい情報提供と啓発事業の充実に努め消費者の自立を支援します

- 広報紙、消費生活コーナー、ケーブルテレビ等を活用して、消費に関する情報提供に取り組めます。
- 市民による自主的な消費生活に関する学習活動を支援するとともに、消費者団体や消費者リーダーの育成に努めます。
- 消費生活相談員や消費者リーダーによる出前講座や消費者団体との連携によるPR活動など、消費者の意識啓発や消費者教育活動を強化します。
- 消費者が商品やサービスを適正に選択できるように、事業者に対して商品・サービスの内容や取引条件の表示、計量の適正化などを求めています。

2 消費生活に関する相談などの充実に図ります

- 多重債務問題や高齢者の消費生活トラブルなどの早期発見に努め、消費者団体や近隣自治体と連携した相談体制の充実に図ります。
- 複雑・多様化する消費生活問題に適切に対応するため、消費生活相談員の対応力を強化し、消費生活センターの機能の充実強化を図ります。
- 県消費生活センターなどの関係機関との連携を強化し、消費に関するトラブルや問い合わせなどへの迅速かつ適切な対応を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆不審な電話や勧誘は断り、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

⑦ 文化・国際交流

～歴史と伝統に育まれた地域文化を生かし、文化の振興や国際交流を展開します～

■現状と課題

本市には、室町時代の町割りと近世後半に建築された町家群が残る古市・金屋伝統的建造物群保存地区や幕末維新の先覚者僧月性の開いた私塾「清狂草堂」の遺構を含めた僧月性史跡などの文化財をはじめ、阿月の神明祭などの伝統行事や埋蔵文化財など多くの歴史的遺産があります。しかし、少子化・高齢化の進行により、地域の伝統文化や芸能の継承が危ぶまれ、地域の歴史についての関心も薄れる傾向にあります。長く受け継がれてきた貴重な歴史的遺産は、本市の特色ある貴重な資源であり、市民の理解と協力を得ながら、大切に保護、保存、継承し、これらを生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、「サンビームやない」、「アクティブやない」、公民館などの施設を拠点に、市民の自主的で多彩な芸術・文化活動が活発に行われています。今後とも、市民に芸術・文化活動の場を提供するとともに、優れた芸術・文化にふれる機会の充実を図り、市民が日常的に芸術・文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

国際交流については、文化や教育、産業といった様々な分野において、企業、民間団体、行政など多様な主体による諸外国との交流が行われています。国際化が進む中、市民一人ひとりが、わが国の文化、歴史への理解を高めると同時に、異なる文化や価値観への認識を深め、国際社会の一員であることを自覚し、行動していくことが求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
市指定文化財数	平成 27 年度：37 件	平成 38 年度：増加させる	↗
代表的な民俗芸能の保存数 及び伝統行事の継承数	平成 27 年度：9 件	平成 38 年度：維持する	→
文化連盟加盟団体数	平成 27 年度：39 団体	平成 38 年度：維持する	→

■施策展開の方針と主な取組

1 歴史的文化遺産の保存と活用を行います

- 郷土の歴史的文化遺産を次世代に継承していけるように、伝統的建造物群保存地区内建物等の修理・修景による整備や勤王僧月性に関する文物史料・旧跡の保全管理等の取組を行います。
- 指定文化財の適切な管理を行い、その保護に努めるとともに、市民の文化財に対する理解を深めます。
- 埋蔵文化財の調査発掘体制を充実させるとともに、その保存と活用を図るための現地説明会や出土品の展示等を実施し、市民の学習意欲の向上を図ります。

2 伝統文化・芸能の保存・継承を行います

- 民俗芸能の保存、伝統行事の開催等を支援し、これらの継承と後継者育成に努めます。また、郷土の偉人を顕彰するための記念行事等を支援します。

3 市民の芸術・文化活動を促進し、文化意識の向上を図ります

- 美術展覧会や生活芸術展覧会、音楽祭等の開催を支援するとともに各種文化講座等を開催し、芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。
- 柳井文化連盟などの文化芸術団体相互の活発な交流と連携を促し、文化団体の自主的な活動を支援します。
- 文化施設の管理運営に市民の声を取り入れることにより、利用しやすく開かれた施設づくりと利用促進を図ります。また、施設の適正な維持管理に努めます。

4 市民主体の国際交流活動を支援するとともに、国際理解を推進します

- スポーツ、文化、教育、産業などの様々な分野において、企業や市民レベルでの幅広い交流の促進を図り、国際理解を深めていきます。
- 柳井市日中友好協会、柳井地区日韓親善協会などの民間団体による交流活動の拡大を支援します。
- 外国人の移動や生活における利便性の向上を図るため、案内標識の外国語併記や外国語による生活関連情報等の提供に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆白壁の町並みや月性展示館などを見学して、地元の文化財に興味を持ちましょう。

☆地域の身近な伝統的なまつりや行事に参加してみましょう。

附属資料

1 柳井市総合計画審議会条例	P.146
2 柳井市総合計画審議会委員名簿	P.147
3 柳井市総合計画策定に関する規程	P.148
4 計画策定の経過	P.150
5 諮問・答申	P.152
6 総合計画を補完する分野別計画	P.154
7 用語解説	P.155
8 S D G s の達成に向けた施策の推進	P.162

1 柳井市総合計画審議会条例

平成 17 年 6 月 30 日条例第 182 号

(設置)

第 1 条 柳井市総合計画を策定するため、柳井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 経済産業、教育文化、医療保健、まちづくり等の公共的団体等の代表者又は当該団体等の推薦を受けた者

(3) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 柳井市総合計画審議会委員名簿

■策定時（平成27・28年度）

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
会 長	高井 孝則		学識経験者
	小川 康治	柳井商工会議所	経済産業
	平田 拓也	大畠商工会	
	西川 佳男	南すおう農業協同組合	
	卜部 隆元	山口県漁業協同組合平郡支店	
	原田 敏弘	柳井市教育委員会	教育文化
	桑原 京子	山口県保育協会柳井支部	
副会長	秋田 和美	柳井市小学校長会	
	佐川 京子	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	医療保健
	瀧山 絹代	大畠地区社会福祉協議会	
	林 志津子	医療法人恵愛会	
	岡田 真代	柳井市女性団体連絡協議会	まちづくり等
	吉光 智恵	こそだてネットワーク柳井	
	西岡 則之	柳井地区広域消防組合	
	木阪 泰之	柳井商店街連合会	
	重本 保恵		公募委員
	堀田 久代		

■変更時（令和4年度）

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
会 長	秋田 和美		学識経験者
	弘田 裕子	柳井商工会議所	経済産業
	藤中 孝子	大畠商工会	
	河村 壽雄	J A山口県南すおう統括本部	
	鈴木 勲	山口県漁業協同組合柳井支店	
副会長	厚坊 俊己	柳井市教育委員会	教育文化
	桑原 京子	山口県保育協会柳井支部	
	佐川 京子	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	医療保健
	杉森 定夫	柳井市社会福祉協議会	
	中原千恵子	柳井市女性団体連絡協議会	まちづくり等
	三戸 純子	こそだてネットワーク柳井	
	田中 朋子		公募委員

3 柳井市総合計画策定に関する規程

平成 17 年 7 月 1 日訓令第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、柳井市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合計画策定の方針)

第 2 条 総合計画は市勢の現況を把握し、これをもとに将来の都市形成に対する基本構想を描き、この実現のため長期的効率的な計画として基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(計画の期間)

第 3 条 基本構想の期間は、平成 38 年度を目標とする。

(計画の決定)

第 4 条 基本構想及び基本計画は、第 6 条の規定による委員会の審議を経て議会の議決を得ることにより決定するものとする。

(計画の変更)

第 5 条 基本構想及び基本計画の重要な変更については、議会の議決を経るものとする。

(委員会の設置)

第 6 条 総合計画案を審議するため、柳井市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(専門委員)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員として識見を有する者から意見を求めることができる。

(会議)

第 8 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(分科会の設置)

第 9 条 総合計画案の策定のため、分科会を設置する。

2 分科会の構成員は、関係部課長等をもって充てる。

3 分科会は、計画案の取りまとめのため専任主事を置くことができる。

4 専任主事は、関係課長補佐又はこれに準ずる者をもって充てる。

(庶務)

第 10 条 総合計画策定に関する庶務は、総合政策部政策企画課において所掌する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 26 日訓令第 20 号）

この訓令は、平成 28 年 9 月 26 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

委員長	副市長
委員	教育長、総合政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、経済部長、市民部長、健康福祉部長、教育部長、会計管理者、総合政策部次長

4 計画策定の経過

■策定時（平成27・28年度）

27. 6. 1	第1回柳井市総合計画策定委員会
27. 7. 30～9. 18	柳井市総合計画策定に向けた市民意識調査
28. 1. 20	第2回柳井市総合計画策定委員会
28. 2. 15	第3回柳井市総合計画策定委員会
28. 3. 22	第1回柳井市総合計画審議会 市長から柳井市総合計画審議会へ諮問
28. 3. 24	第4回柳井市総合計画策定委員会
28. 4. 7	第5回柳井市総合計画策定委員会
28. 4. 11～5. 20	柳井市総合計画策定に向けた市民懇談会（12箇所・257人）
28. 5. 27	第6回柳井市総合計画策定委員会
28. 5. 30	第7回柳井市総合計画策定委員会
28. 6. 20	第8回柳井市総合計画策定委員会
28. 7. 1	第9回柳井市総合計画策定委員会
28. 7. 8	第2回柳井市総合計画審議会
28. 7. 26	第10回柳井市総合計画策定委員会
28. 8. 8	第3回柳井市総合計画審議会
28. 9. 16～10. 17	パブリックコメント
28. 10. 31	第11回柳井市総合計画策定委員会
28. 11. 7	第4回柳井市総合計画審議会
28. 11. 14	柳井市総合計画審議会から市長へ答申
28. 12. 7	柳井市総合計画（基本構想・基本計画）案を12月議会へ提出 柳井市議会総合計画審査特別委員会設置
28. 12. 15	第1回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29. 1. 20	第2回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29. 1. 27	第3回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29. 2. 14	第4回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29. 3. 10	第5回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29. 3. 17	第6回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29. 3. 23	柳井市総合計画（基本構想・基本計画）3月議会において議決

■変更時（令和3・4年度）

4. 1. 2 1	第1回柳井市総合計画策定委員会
4. 2. 1 7	第2回柳井市総合計画策定委員会
4. 5. 2 6	第3回柳井市総合計画策定委員会
4. 6. 3	第1回柳井市総合計画審議会 市長から柳井市総合計画審議会へ諮問
4. 6. 2 2	第2回柳井市総合計画審議会 柳井市総合計画審議会から市長へ答申
4. 7. 4～8. 3	パブリックコメント
4. 9. 5	柳井市総合計画（基本計画）変更案を9月議会へ提出
4. 9. 2 1	柳井市総合計画（基本計画）変更案を9月議会において議決

5 諮問・答申

■策定時（平成27・28年度）

（1）諮問

柳政企第192号
平成28年3月22日

柳井市総合計画審議会会長 様

柳井市長 井 原 健太郎

第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

柳井市総合計画審議会条例（平成20年柳井市条例第1号）第2条の規定に基づき、第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

（2）答申

平成28年11月14日

柳井市長 井 原 健太郎 様

柳井市総合計画審議会
会長 高 井 孝 則

第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について（答申）

平成28年3月22日付け柳政企第192号で諮問を受けた第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について、当審議会において調査及び審議を行った結果、別添のとおり「第2次柳井市総合計画基本構想（案）」、「第2次柳井市総合計画基本計画（案）」として取りまとめましたので答申いたします。

なお、貴職におかれましては、基本構想及び基本計画策定後は、審議の過程における意見・提言を尊重し、将来像の実現に向け、「市民の力」を最大限に生かした「協働」を核とする「市民参加」のまちづくりを進めるとともに、総合的かつ計画的・実効的な行財政運営を着実に推進されますよう期待いたします。

■変更時（令和４年度）

（１）諮問

柳政企第３４号
令和４年６月３日

柳井市総合計画審議会会長 様

柳井市長 井 原 健太郎

第２次柳井市総合計画の変更について（諮問）

柳井市総合計画審議会条例（平成１７年柳井市条例第１８２号）第２条の規定に基づき、第２次柳井市総合計画の変更について貴審議会の意見を求めます。

（２）答申

令和４年６月２２日

柳井市長 井 原 健太郎 様

柳井市総合計画審議会
会長 秋 田 和 美

第２次柳井市総合計画の変更について（答申）

令和４年６月３日付け柳政企第３４号で諮問を受けた第２次柳井市総合計画の変更について、当審議会において調査及び審議を行った結果、別添のとおり「第２次柳井市総合計画基本計画（変更案）」として取りまとめましたので答申いたします。

なお、総合計画の推進にあたっては、下記に特に配慮し、関連する施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

○少子化・人口減少対策へのさらなる取組について

近年、主な出産期にあたる女性の人口が急減したことに加え、未婚率の上昇、平均初婚年齢の高止まりなどの影響により、少子化が想定より早く進行している。令和２年国勢調査による本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の 30,944 人をやや下回る 30,799 人となった。また、旧大畠町区域に加え、令和４年４月１日付けで旧柳井市区域も一部過疎地域に指定された。

少子化・人口減少への対応は、長期的な視点でかつ緊急に最優先で取り組むべき課題であり、結婚・出産への支援、企業誘致等による雇用の場の創出を移住定住の促進に結びつけるよう、なお一層の取組を要望する。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、医療体制の確保、子育て環境・教育環境の充実など総合的な支援への取組を要望する。

6 総合計画を補完する分野別計画

基本目標	計 画 名	計画期間
1 これからの自治体 経営	柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27～31 年度
	第 3 次柳井市行政改革大綱	H27～31 年度
	柳井市定員管理計画	H27～31 年度
	柳井市公共施設等総合管理計画	H28～57 年度
	柳井市国民保護計画	H19～
2 人権・子育て・教 育	柳井市人権教育推進計画	毎年度策定
	第 2 次柳井市男女共同参画基本計画（D V 対策基本 計画含む）	H25～29 年度
	柳井市子ども・子育て支援事業計画	H27～31 年度
	柳井市教育振興基本計画	H28～37 年度
	柳井市スポーツ推進計画	H27～36 年度
3 健康・福祉	柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画Ⅱ期	H25～29 年度
	柳井市健康づくり計画	H24～33 年度
	柳井市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画	H27～29 年度
	柳井市障害者福祉計画（第Ⅵ期障害福祉計画を含 む）	H27～29 年度
4 安全・都市基盤	柳井市地域防災計画	毎年度策定
	柳井市交通安全計画	H28～32 年度
	柳井市都市計画マスタープラン	H21～
	柳井市耐震改修促進計画	H19～
	柳井市公営住宅等長寿命化計画	H25～34 年度
	柳井市橋梁長寿命化修繕計画	H24 年度～
	柳井市生活交通活性化計画	H23 年度～
	柳井市水道ビジョン	H26～35 年度
	柳井市污水处理施設整備構想	H27～31 年度
5 環境	柳井市景観計画	H24～
	柳井市環境基本計画	H29～38 年度
	柳井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H26～35 年度
	柳井市分別収集計画	H29～33 年度
6 観光・産業・文化	柳井市観光振興ビジョン	H28～37 年度
	柳井市中心市街地活性化基本計画	H12～
	柳井農業振興地域整備計画	H22～

7 用語解説

【あ行】

I o T	《Internet of Things》 あらゆる物（家電、家など）がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。物のインターネットのこと。
アプリケーション	「アプリケーションプログラム」の略。コンピュータで、使用者の業務に応じて作成したプログラムのこと。
S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数が多いものとして、フェイスブックなどがある。
Lアラート (エルアラート： 災害情報共有システム)	自治体等が発した情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報を一括配信する共通基盤システム。

【か行】

環境ホルモン	環境中に存在するいくつかの化学物質の中に動物の体内のホルモン作用と類似の作用をするものがあり、これが野生生物やヒトの内分泌(ホルモン)作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起すなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されており、これらの問題を日本においては「環境ホルモン問題」と通称されている。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育のこと。
京都議定書	平成9年（1997年）に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の拘束力のある削減目標を明確に規定し、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩となった。
行政マネジメントシステム	地方自治体の組織体において、行政の目的や方針を合理的に実現するために、組織内の業務、財務などの管理を総括的に効率よく調整する全般的な管理を行うこと。

近隣自治体との 共同クラウド	地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、クラウド上でサービスを受けられる環境のこと。複数の自治体でデータを共同管理することでコストを削減できるなどの利点がある。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のこと。滞在の期間は、日帰りの場合から、宿泊を伴う長期的又は定期的・反復的な場合まで様々である。
景観行政団体	景観法に基づく景観行政を担う主体のことで、景観計画を策定するとともに、景観計画区域等における良好な景観の形成のための規制などを行うことができる。本市は、県知事の同意を得て、平成20年4月から景観法に基づく景観行政団体に移行した。
健康マイレージ制度	健康づくりの取組をポイント化して、健康グッズ等と交換することで、健康づくりへの積極的参加を誘導する仕組みのこと。
公共用水域	水質汚濁防止法で規定される公共利用のための河川や湖沼などの水域や水路。
国土強靱化地域計画	どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」を作り上げるための計画で、国土強靱化基本法に基づき、都道府県や市町村が強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定める計画。
国立社会保障・人口問題 研究所	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関のこと。

【さ行】

サイクル県やまぐち	山口県が推進するサイクルスポーツ振興策の略称。県外や海外の自転車愛好家らを県内に呼び込み、交流人口の拡大を図ることを目的としている。
サテライトオフィス	サテライト（衛星）のように、本社と遠く離れた場所に存在する事務所や事業所。勤務地に縛られない情報関連企業を中心に導入の動きが広がっている。
集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が共同して行う営農活動のこと。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

食品ロス	食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。小売店等で期限切れなどで販売できなくなった食品、飲食店や家庭などでの食べ残し、家庭の冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなった食品などが該当する。
Jアラート (ジェイアラート： 全国瞬時警報システム)	弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許期間が過ぎた後に、製造される後発医薬品のこと。先発医薬品と同一の有効成分を含み、品質・有効性・安全性がほぼ同等であるものとして認可されたもので、費用が安くすむ。
人口集中地区（D I D）	国勢調査において、人口密度が 4,000 人／km ² の基本単位区等が互いに隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する都市的地域をいう。 D I Dは、Densely Inhabited District の略。
スクール・コミュニティ	学校を中心に様々な年齢層の市民が交流を深め、新たな絆を生み出すことによって、学校、家庭、地域が一体となった人づくり、まちづくりを進める地域のあり方を示したもの。
ストック ストックマネジメント	ストックとは、ある一時点において存在している資産、資本や在庫などの量をいう。ストックマネジメントとは、既存の建築物、構造物や施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
成年後見制度	病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者を選び、その人を法律的に保護する制度のこと。
ゾーン30	通学路や生活道路が集中している区域を、歩行者等の通行を最優先とする区域（ゾーン）に設定して、その中の最高速度を「30 km/h」に規制するとともに、その他必要な交通規制や道路改良等を行うことで交通事故防止を図る生活道路対策。

【た行】

ダウンサイジング	老朽化した水道施設の更新に当たり、施設規模の縮小や水道管の口径を縮小して整備すること。
----------	---

地域イントラネット	地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を高速で接続するネットワークのこと。
地域おこし協力隊員	地方に関心を持っている都市住民を地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。隊員は、一定期間地域に居住して地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る。
地域高規格道路	全国レベルの高速自動車道など一体となって地域道路ネットワークの軸を形成する自動車専用道路若しくは同様の高い規格を有する道路のこと。地域発展の中心となる拠点を連結する、あるいは地域の交流や連携を促進するなどの機能を有するものとして、国が広域道路整備基本計画において指定する。
地域の夢プラン	地域住民自らが、相互の話し合いやワークショップ等を通じて、自主的・主体的に地域の課題や解決方策、将来目標、役割分担等を定めた地域の将来計画のこと。
地区計画制度	地区の住民が話し合って、建物などに関するルールや、道路、公園などの確保について、きめ細かく計画を定め、よりよいまちづくりを進める制度。都市計画法に基づく決定手続を経て、計画内容の効力が発する。
低炭素住宅	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に効果のある住宅をいう。都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づき、低炭素住宅としての認定を受けることにより、税制、金融面での優遇措置が得られる。
デマンド交通	あらかじめ定められた区域で、利用者の要望（デマンド）の予約を受けて自宅などと目的地間を運行する、乗合方式の輸送サービス。
特定外来生物	もともとその地域に生息していなかったにも関わらず、人間によって海外などから持ち込まれた植物や動物の中で、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるものとして指定されているもの。これらの飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などは原則として禁止されている。

特定用途制限地域	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（白地地域）において周辺の良好な居住環境に支障を及ぼさないよう特定の用途の建築物を制限する地域をいう。主に、郊外部への無秩序な都市機能の拡散や市街化を抑制し、環境に配慮した集約型の都市づくりを推進するために用いられる。都市計画法で定められた地域地区の一つ。
都市計画用途地域	都市計画法で定められた地域地区の一つで、都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、住居、商業、工業など建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどについて制限を行うもの。
ドローン	無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。

【な行】

日本型直接支払制度	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度。多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3種類の支援で構成されている。
日本版DMO	観光地域づくりの舵取り役として、市場調査などの科学的手法を用い、経営的な視点から「観光地域づくり」を進める法人のこと。
認定こども園	保育所や幼稚園等において、小学校就学前の子供に対する保育・教育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。

【は行】

パブリックコメント制度	行政機関が、政策立案過程において、事前に案を示し、その案について広く住民から意見を募集する制度のこと。
バリアフリー化	生活する上で妨げとなる建物や公共交通機関などにある階段・段差などの物理的障害物だけでなく、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な障害や障壁（バリア）が社会から取り除かれた状態。

パリ協定	平成27年（2015年）にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議において、2020年以降のあらたな国際枠組みとして採択された協定。世界共通の長期目標として2℃目標の設定やすべての国による削減目標の5年ごとの提出、更新などが含まれている。
パンデミック	感染症の全国的・世界的な大流行のこと。
B C P	事業継続計画《Business Continuity Plan》の略。企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
P D C Aサイクル	行政施策などについて、計画（P L A N）－実行（D O）－評価（C H E C K）－改善（A C T I O N）という工程を継続的に繰り返すこと。結果については、貢献度や有効性などから客観的に評価し、改善方策につなげていく手法をいう。
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院などに付設されたスペース等で一時的に行う保育のこと。
フリーW i - F i スポット	公衆無線L A Nサービスを提供している場所・施設のこと。駅やコンビニ、観光施設など無料でこのサービスを提供する施設が増加しており、スマートフォンやタブレット端末を使って、外出先でインターネットに接続できる。
フレックスタイム制度	労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び就業の時刻を決定することができる変形労働時間制のこと。
ブロック化	水道管を、送る管路（輸送管）と配る管路に明確に分け、ブロックごとに水量や水圧管理を行うことで、災害に強い管路網とすること。

【ま行】

学びのサイクル	各学校の「学力向上プラン」を基に、各校が創意工夫しながら、学校での学びと家庭での学びの連携によって、学力の向上をめざす取組のこと。
---------	---

【や行】

有収水量	配水池から配水した水量のうち、料金収入の対象となった水量。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など、様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりのこと。
予防保全型橋梁	橋梁の長寿命化を図っていく上で、劣化、損傷が進んだ状態での事後的な修繕、架替ではなく、前もって計画的な補修、修繕を行う予防保全的な対応を図っていくほうがコスト縮減につながるなど合理的であると判断された橋梁をいう。

【ら行】

立地適正化計画制度	都市全体の観点から医療・福祉施設、商業施設や住居等がまわって立地し、公共交通等によりこれらの生活利便施設に容易にアクセスできるなど福祉や交通なども含めて都市全体の構造を集約化することを目指し、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定によりコンパクトなまちづくりを促進するもの。改正都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成、実施する。
6次産業化	1次産業としての生産に加え、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービスや販売業を総合的に展開することで生産者が新たな付加価値を生み出し、所得の向上や地域雇用の創出により、農山漁村の活性化をめざす取組のこと。1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業

【わ行】

ワークシェアリング	仕事を分かち合うこと。一人あたりの労働時間を短縮することで、社会全体の雇用者数の増大を図る考え方。
-----------	---

8 SDGsの達成に向けた施策の推進

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

「第2次柳井市総合計画」では、多様な市民ニーズに的確に対応しながら最適な公共サービスを提供し、持続可能な行財政運営を進めていくこととしています。このため、基本計画に掲げる6つの基本目標とSDGsの17のゴールとの関連性を示すとともに、各種施策の推進に当たっては、その相乗効果を意識しつつ、一体的に推進していきます。

【SDGsの17のゴール】

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために 海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

【「第2次柳井市総合計画」の6つの基本目標とSDGsの17のゴールとの関連性】

基本目標1 これからの自治体経営 ～「市民の力」で支えあう「市民参加」のまちづくり～	
① 市民の力 ② 市民参画 ③ 情報化	④ 交流・連携・定住 ⑤ 行財政運営 ⑥ 危機管理
1 貧困をなくそう 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

基本目標2 人権・子育て・教育 ～子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり～	
① 人権・男女共同参画 ② 児童福祉 ③ 青少年育成	④ 学校教育・高等教育 ⑤ 生涯学習 ⑥ スポーツ・レクリエーション
1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

基本目標3 健康・福祉 ～すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり～	
① 地域福祉 ② 健康・保健 ③ 医療	④ 高齢者福祉 ⑤ 障がい者福祉 ⑥ 社会保障
1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

基本目標4 安全・都市基盤

～災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり～

- | | |
|-------------|----------|
| ① 防災・消防 | ④ 住宅・住環境 |
| ② 防犯・交通安全 | ⑤ 道路・交通 |
| ③ 土地利用・都市構造 | ⑥ 上下水道 |



基本目標5 環境

～美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり～

- | | |
|---------|-------------|
| ① 景観 | ④ 循環型社会 |
| ② 緑化・公園 | ⑤ 環境美化・環境衛生 |
| ③ 環境保全 | |



基本目標6 観光・産業・文化

～文化の香り高く、地域の活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり～

- | | |
|---------------|------------|
| ① 観光 | ⑤ 雇用・勤労者福祉 |
| ② 商業・サービス業・工業 | ⑥ 消費生活 |
| ③ 農業・林業・水産業 | ⑦ 文化・国際交流 |
| ④ 企業誘致・創業支援 | |





第 2 次柳井市総合計画

策定／平成 29 年（2017 年）3 月

変更／令和 4 年（2022 年）9 月

発 行：山口県柳井市

編 集：柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号

TEL 0820-22-2111 FAX 0820-23-4595

URL <https://www.city-yanai.jp/>
